

現代憲法理論叢書

関 M6
578

3233

12

フランス革命の憲法原理

近代憲法とジャコバン主義

辻村みよ子

日本評論社

はしがき——フランス革命二〇〇周年によせて

フランス大革命の勃発から、今年はちょうど二〇〇年目にあたる。いま、フランスをはじめ世界の国々で、大革命の偉業を讃え、その意義を考える記念行事が展開されている。なかでも、世界史のなかでのフランス革命の位置と成果を再検討し、人権の国際化のなかでの一七八九年宣言の意義を再確認するための学際的な国際会議や共同研究が進められていることが注目される。

とくに、歴史学界を中心とする最近のフランス革命史研究の動向は、従来の支配的見解に対する批判論の隆盛を反映していて興味深い。経済史的な研究方法を重視した一九世紀後半からのいわゆるマルクス主義的革命論に対して、最近では、しだいに政治的傾向さらには社会史・文化史的傾向が強まり、「封建制から資本制」への転換に主眼をおいた古典的な革命論が修正を迫られている。封建制の無償廃棄を実現し、「民衆革命」を経験することによって、革命が大きく「左傾化」した一七九三年の段階、とりわけジャコバン独裁の時期を、革命の「逸脱」とみるか、革命の「深化」として一貫して捉えるかについては従来から議論があつたが、最近では、フランソワ・フュレ氏らのいわゆる修正主義派の活躍によって前者の見解がしだいに有力になつている。このことは、「祝うべきは、八九年か、九三年か」という重要な問いかけに対しても前者の答えを予想させ、一七八九年の意義についてのコンセンサスを確認たるものになつていゝ、といえよう。

ところで、歴史学界でのこのような議論は、憲法学の分野にとつても無縁ではない。フランス憲法学界の最近の傾向、すなわち、一七八九年宣言の憲法規範性を認め、みずから積極的に人権保障機関としての機能を果たしはじめた憲法院の動向に触発されて、憲法訴訟論が隆盛となり、同時に、歴史的研究の必要性が再確認されてきた学界状況のなかでは、フランス憲法史上の大革命の位置や革命期の憲法原理に関する研究は不可欠である。

また、フランス憲法学の成果をとりいれた日本の憲法学界でも、「近代市民憲法原理ないし近代立憲主義の基本原理解を確立したのは、一七九一年憲法か、一七九三年憲法か」という問題について従来から論争が存在してきた。実際、基本的人権の保障、国民主権、権力分立の原則を確立した一七九一年憲法のなかに、その原型を認めることが一般的であるにせよ、施行されなかつたとはいえフランスで最初の共和制憲法となつた一七九三年憲法が、その後の共和主義憲法原理の展開に重要な歴史的機能を果たしたことは否定できない。フランスと日本の憲法学説がいまだにこの論争を克服しておらず、最近では新たに歴史的研究が復活していることの中にも、「九一年か、九三年か」あるいは「八九年か、九三年か」という問題が、まさに「古くて新しい問題」であることを示している。

本書の目的と分析視角、とくに、検討対象とする一七九三年憲法の意義とその研究状況については、序章のなかで詳しく述べているのでここでは省略する。著者が、近代市民憲法原理の本質と限界の問題を見きわめるための素材として、「ジャコバン憲法」の通称をもつこの一七九三年憲法を選び、フランス憲法史の研究を開始したのは、一橋大学大学院に進んだ一九七二年のことである。以来、修士論文（「フランス一七九三年の憲法原理」一九七五年）、博士課程単位修得論文（「一七九三年憲法の研究」一九七八年（いずれも未公刊）のほか、小論文「フランスにおける一七九三年憲法の研究・序説(1)(2)」(一橋研究三三、三五号、一九七六、一九七七年)、「フランス一七九三年憲法とジャコバン主義(1)―(7)完」―フランス憲法とジャコバン主義研究・序説」(成城法学一六―三三号、一九八四―一九八九年)、「ブルジョア革命と憲法」(杉原泰雄編『市民憲法史(講座・憲法学の基礎・第五巻)』勁草書房、一九八八年)など、いくつ

かの論稿をとおして、この問題について牛歩のごとき検討を重ねてきた。

本書は、このうち、修士論文の構想と資料をもとに、その後の理論状況に対応しつつ連載した前掲『成城法学』掲載論文の完結にあわせて刊行に至つたものであり、いわば、著者の、拙いながらも、一七年という長期にわたる研究成果の集積にほかならない。この「古くて新しい問題」についての研究が、革命二〇〇周年にして、ちょうど日の目をみるようになったことは、この上ない喜びである。また、相前後して、フランス革命期の選挙権論についての検討をもとにした『権利』としての選挙権―選挙権の本質と日本の選挙問題』（勁草書房、一九八九年七月）が刊行の運びとなり、さらに、フランス人権宣言以来の憲法伝統と最近の動向を検討した『フランス人権宣言と現代憲法』（仮題）も近刊の準備中であり、革命二〇〇周年の記念すべき年に、これまでの研究に一区切をつけることができることは、研究者として身に余ることと考えている。いずれも、もとより未熟な所産であるが、本書の内容とも深い関わりをもつため、あわせて、ご批判願えれば幸いである。

大学院時代から長年にわたつて懇篤なご指導を頂いてきた杉原泰雄先生の学恩に応えるには、この拙者の献呈をもつては尽くしえないものであるが、先生の学問に対する厳正さと自己規律の教えを今後の研究に貫くためにも、これからの精進を誓いたいと思う。また、フランス革命期憲法の研究に先鞭をつけられ、研究会等でも忌憚のないご批評を頂いた長谷川正安先生、いわゆる「七〇年代主権論争」とおして主権論研究の契機を与えて頂いただけでなく、最近のフランス憲法学についての多大なご教示等をおして、研究生活を温かく励まして下さつた樋口陽一先生をはじめ、学恩を賜つたすべての先生方に、衷心よりお礼を申し上げたいと思う。また、このような学恩に報いるためにも、一七九三年憲法制定の二〇〇周年と本書の続巻の完成に向けて、さらに、その後も、研究者としての与えられた時間の限りを尽くして、本書の不十分な点を補いつつ、フランス憲法と日本国憲法の基本原理についての研究を進めてゆきたいと念じている。

最後に、日本評論社の新企画「現代憲法理論叢書」の第一号としての名譽ある出版に機会をお与え下さった編集部の方々、さらに担当の林克行氏には、刊行にむけての急ピッチの作業を助けて頂き、心から厚くお礼を申し上げます。次第である。

一九八九年六月

辻村みよ子

目次

はしがき——フランス革命二〇〇周年によせて

序章 問題の所在

——フランス憲法史のなかの一七九三年憲法の意義

第一節	本書の目的と分析視角	3
第二節	一七九三年憲法をめぐる研究状況	8
一	歴史学における一七九三年憲法の位置づけ	8
1	フランス歴史学の場合	8
2	日本の歴史学の場合	12
二	憲法学および憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ	14
1	フランス憲法学および憲法史学の場合	14
2	日本の憲法学の場合	29

第一章 フランス革命とジャコバン主義

第一節	フランス革命の構造と憲法思想	47
一	革命の担い手と憲法思想	47
二	一七九三年の革命状況	57
第二節	ジャコバン派とジャコバン主義	64
一	ジャコバン・クラブの展開	65
二	一七九三―九四年のジャコバン派と「ジャコバン主義」	70

第二章 一七九三年憲法の成立

第一節	一七九三年憲法の制定過程	79
一	経過	79
1	ジロンド派主導期	79
2	モンターニュ派主導期	83
二	国民公会での審議と条文の変遷	87
1	ジロンド派主導期	87
(1)	憲法の基礎	99

(2)	権利の体系	100
(3)	平等	101
(4)	自由	102
(5)	所有	103
(6)	初等教育・公的扶助の義務	104
(7)	社会的保障と国民主権	105
(8)	抵抗権	106
2	モンターニュ派主導期	109
(1)	第四章 人民主権	110
(2)	第五章 第一次集会	110
(3)	第六章 代表	111
(4)	第七章 選挙人会	112
(5)	第八章 立法院	113
(6)	第一〇章 立法院の職務	113
(7)	第十五章 国民大陪審	114
第二節	一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴	121
一	人民投票による成立	121
二	一七九三年の憲法私案の特徴	129

第三章 一七九三年の憲法原理

第一節 ジロンド派の憲法原理

- 1 コンドルセの憲法思想 141
- 1 コンドルセの憲法思想 142
- (1) 社会・経済思想 143
- (2) 政治思想 145
- 2 ジロンド派の憲法思想とジロンド(コンドルセ)憲法草案 154
- (1) 憲法委員会とコンドルセ 154
- (2) ジロンド(コンドルセ)憲法草案とジロンド派の憲法思想 156
- 二 ジロンド憲法草案の原理 162
- (I) 人權原理 162
- 1 権利の体系 162
- 2 諸権利の内容 167
- (1) 自由 167
- (2) 平等 168
- (3) 安全 169
- (4) 所有 169
- (5) 社会的保障 170

(II)

- (6) 圧制に対する抵抗 172
- 統治原理 174

- 1 ジロンド憲法草案における統治原理と主権原理 174
- 2 主権行使の形態と統治機構 180

- (1) 第一次集会 180
- (2) 選挙権と選挙制度 180
 - (i) 選挙権の帰属
 - (ii) 選挙制度
- (3) 意思決定手続きと立法府 186
 - (i) 法律制定・改廃手続き
 - (ii) 憲法改正手続き
 - (iii) 限界
- (4) 執行監督手続きと行政府 192
 - (i) 地方行政組織
 - (ii) 中央行政組織

第二節

- モンターニュ派の憲法原理 203

- 1 エロー・ド・セシエルの憲法思想と一七九三年憲法草案 203

- (1) 憲法委員会とモンターニュ主流派 203
- (2) エロー・ド・セシエルの憲法思想 206
- 一七九三年憲法の草案 210

- (1) 六月一〇日の演説・憲法草案の趣旨説明 210
- (2) 六月二三日の人権宣言案の趣旨説明 214

(3) 自由 290

(II) 統治原理 292

1 ロベスピエール草案の統治原理——人民主権の表明 292

2 主権行使の形態と統治機構 294

(1) 第一次集会和選挙制度 294

(2) 意思決定手続きと立法府 297

(i) 人民による立法——(ii) 人民による議員の統制

(3) 執行監督手続きと行政府 304

(i) 人民による行政統制——(ii) 機能上の執行コントロール

(4) セクションの自治と地方行政制度 306

第四節 アンラジエの憲法原理 314

1 一 サン＝キュロットとアンラジエの憲法思想 314

サン＝キュロット運動とその理念 314

(1) サン＝キュロットの構成と運動基盤 314

(i) セクションの組織と役割——(ii) 民衆協会

(2) サン＝キュロットの社会理念 318

(i) 生存のための権利から享受の平等へ——(ii) 享受の平等から所有権の制限へ

(3) サン＝キュロットの政治理念 324

(i) 人民主権の原則——(ii) セクションの自治——(iii) 蜂起の権利

2 アンラジエの憲法思想 333

(1) 三人のアンラジエ 334

(i) ジャック・ルー——(ii) ジャン・ヴァルレ——(iii) テオフィール・ルクレール

(2) 一七九三年の蜂起とその目的 340

二 ジャン・ヴァルレの憲法原理 347

(I) 人権原理 347

1 権利の体系 347

2 諸権利の内容と特徴 352

(1) 自由と平等 352

(2) 所有権 354

(3) 蜂起権 358

(II) 統治原理 360

1 人民主権の八つの形態 360

2 主権行使の形態と統治機構 362

(1) 主権行使と命令的委任の構造 362

(2) 意思決定手続き 364

(3) 執行監督手続き 365

(4) セクション中心主義 367

第四章 一七九三年憲法の歴史的意義と限界

——むすびに代えて

- 第一節 一七九三年憲法の歴史的意義……………375
 - 一 革命後期の民衆運動と一七九三年憲法……………375
 - 二 革命期以後の歴史的機能……………380
- 第二節 一七九三年憲法の限界と諸問題……………383
 - 一 人権原理上の限界……………383
 - 二 主権原理上の限界と問題点……………388
 - 三 主権・人権両原理の交錯について——今後の課題……………393

資料

- I 人権宣言・憲法草案……………401
 - ①一七八九年人権宣言……………401
 - ②ジロンド憲法草案（人権宣言草案）……………403
 - ③一七九三年憲法（人権宣言・憲法典）……………406
 - ④ロベスピエール人権宣言草案……………416
 - ⑤ジャン・ヴァルレ人権宣言草案……………420

- II フランス革命（政治・社会史、憲法史、法制史）年表……………425
- III パリのセクシヨン地図……………436
- IV 主要参考文献一覧……………458

- 表1 人権宣言条項の変遷……………88
- 表2・3 「人民投票の」集計結果A・B……………123
- 表4 一七九三年の民衆蜂起とスローガン……………340
- 表5 民衆の諸要求……………342

序章 問題の所在

——フランス憲法史のなかの一七九三年憲法の意義

第一節 本書の目的と分析視角

フランス一七九三年六月二四日憲法（いわゆるモンターニュ憲法¹）は、大革命期にモンターニュ派の主導する国民公会で制定され、人民投票によって承認されながらも、結局、施行されずに終わったフランス憲法史上はじめての共和主義憲法である。この憲法は、「人民主権」の基礎にたつて男子普通選挙制や人民投票制を導入するなど民主的な内容をもっていたため、フランス憲法のなかで「最も民主的な憲法」¹、「唯一の優秀な憲法」²などの高い評価を獲得してきた。また、このような評価は、同憲法の人権宣言が、平等権を基礎にした社会的な諸規定を設けて、はじめて「社会的傾向」³を示していたことにも向けられてきた。これらの憲法原理上の特徴、とりわけ、主権原理における「人民主権」と「半直接制」の問題、人権原理における平等権・社会権規定をめぐる問題が、今日に至るフランス憲法学の展開に重要な研究素材を提供してきたこともいうまでもない。

一方、一七九三年憲法については、これらのフランス憲法学・フランス憲法史上での意義のほかに、フランス政治史上で特別の意義（歴史的意義）をもってきたことを忘れてはならない。すなわち、この憲法は、施行延期後もフランス大革命期の民衆運動や「バブーフの陰謀」の重要なモメントになっただけでなく、一九世紀前半の共和主義運動、二月革命、第二帝制末期のジャコバン派の運動、パリ・コミューン、第三共和制期の急進主義・ジャコバン主義の運動、人民戦線、第二次大戦後の左翼共同政府綱領その他のなかで、たえず言及され、いわば「反体制のシンボル」として一定の綱領的役割を果たしてきた。

もつとも、一七九三年憲法が、このような一九二〇世紀の「反体制運動のシンボル」として機能しえたことは、この憲法がジャコバン派の所産として理解され、広い意味での「ジャコバンの伝統」の表明として捉えられてきたことによる。いいかえれば、一七九三年憲法についての漠然とした位置づけに基づくものであった。しかし、実際には、後に検討するように、一七九三年憲法を、モンターニュ左派であるロベスピエールⅡジャコバン派の制定によるものと解することは適切ではないし、一七九三年憲法の原理の内容を、安易に、「ジャコバン主義」のそれと同視することも憲法学の立場からは容認することはできない。後代において、たとえこのようなシンボリックな歴史的機能を果たしえたとせよ、一七九三年憲法には、それが一八世紀のブルジョワ革命期の議会ブルジョワジーの所産であるということからくる種々の憲法原理上の限界が存在していたのである。

したがって、一七九三年憲法の意義をフランス憲法史上に位置づける場合には、その分析視角・方法を明確に限定してかかる必要がある。まず、一七九三年憲法の歴史的・政治的機能上の位置づけ(Ⅰ)と、憲法原理(憲法理論)上のそれ(Ⅱ)とを、厳密に区別しなければならぬ。同時に、それが制定されたフランス革命期における歴史的・憲法史的意義および憲法理論的意義(A)と、後代における歴史的・憲法史的意義および憲法理論的意義(B)とを区別することも忘れてはならない。結局、一七九三年憲法の研究について、次のような四つの分析視角・対象を提示することが可能となろう。

- I A フランス革命期(一七九三年憲法制定時)における一七九三年憲法の歴史的・憲法史的意義についての研究
- I B 革命期以後における一七九三年憲法の歴史的・憲法史的意義についての研究
- II A フランス革命期(一七九三年憲法制定時)における一七九三年憲法の憲法理論的意義についての研究(ブルジョワ革命憲法としての特質と限界の問題、他の革命期憲法の諸原理との比較研究を含む)
- II B 革命期以後における一七九三年憲法の憲法理論的意義についての研究(フランス憲法学の諸課題との関係からみた主権原理・人権原理上の問題、他のフランス憲法、とくに第二・第三・第四・第五共和制の共和主義憲法原理との比較研究を含む)

らみた主権原理・人権原理上の問題、他のフランス憲法、とくに第二・第三・第四・第五共和制の共和主義憲法原理との比較研究を含む)

さて、以上のように広汎な内容をもつ一七九三年憲法の研究については、もとよりフランスの歴史学・政治学・憲法史学・憲法学の諸分野で、従来からさまざまなアプローチがなされてきた。その結果の一部が、すでに触れたような一七九三年憲法への高い評価となつて示された。しかし、従来の研究では、他分野の研究成果を十分に活用しきれなかったため、一七九三年憲法の歴史的・憲法史的意義と憲法学的(憲法理論的)意義をトータルに把握しえなかつた点に不可避的な難点があつた。たとえば、一七九三年憲法の急進的性格や後代における歴史的機能を強調する歴史学・憲法史学の諸研究では、この憲法の原理がもつブルジョワ的限界を理論的に解明することは不十分であつたし、逆に、憲法原理の限界や特色を提示しえた憲法学研究も、実証的な史的研究の不足のために、それらの必然性を革命の構造に照らして説明することは困難であつたようにみえる。

さらに、方法論や基礎理論をめぐつて学説の対立が続いてきた分野では、一七九三年憲法の位置づけは、今日でもなお困難な検討課題であり続けている。たとえば、フランス大革命の構造についての重大な学説対立を含んでいるフランスの歴史学界では、後にみるように、一七九三年憲法を生み出した一七九二―一七九四年の共和主義的・民主主義的革命的経過とジャコバン独裁が、ブルジョワ革命の本質を超えた“*dérapage*”(ブレイクのきかないスリッパ)であつたか否かという議論が最近でも行われている。このことは、憲法学にとつても、「一七九三年憲法はブルジョワ憲法原理の枠を超えたものか否か」、「ブルジョワ革命期憲法の典型は、一七九一年憲法か、一七九三年憲法か」という形で問題にされることになる。また、主権原理の理解、とくに「半代表制」・「半直接制」の基礎にある主権原理の理解について学説が分かれているフランスおよび日本の憲法学界では、一七九三年憲法を「半直接制」

の憲法と解し、その基礎に「人民主権^{ソブリン}」を見出すものが多数であるとはいえ、その具体的内容について、なお重要な検討課題が残っている。

そこで本書では、歴史学・憲法史学および憲法学のいずれにとっても重要な研究素材であり続けている一七九三年憲法について、可能なかぎり総合的な検討を加えることにより、その特質とブルジョワ革命期憲法としての限界を明らかにしようとするものである。この検討は、従来のような単なる「民主的・急進的」といった評価にとどまることなく、一七九三年憲法をフランス憲法史のなかに正しく位置づけるという目的から出発している。しかし、それだけでなく、ブルジョワ革命期憲法すなわち近代市民憲法の諸原理の本質と限界の問題、さらには近代市民憲法原理のうちの主権原理と人権原理の相互関係の問題にもアプローチするという研究目的をもっている。さらに、このような外国憲法の歴史的・理論的研究の契機として、同じく近代市民憲法の嫡流にある日本国憲法の諸原理との比較研究の意図があることもいうまでもない。

以下では、このような一七九三年憲法研究の問題性を一層明らかにするために、最初に、フランスおよび日本の歴史学・憲法史学・憲法学における一七九三年憲法の研究状況について概観しておくことにする。

なお、本書では、すでに述べたI A～II Bの四つの分析対象のうち、まず、I A(フランス革命期における一七九三年憲法の歴史的・憲法史的意義)・II A(フランス革命期における一七九三年憲法の憲法理論的意義)について検討を加えることにする。このほか、I B(革命期以後における一七九三年憲法の歴史的・憲法史的意義についての研究)とII B(革命期以後における一七九三年憲法の憲法理論的意義についての研究)にかかる検討は、第五共和制に至るフランス憲法史と憲法理論史の展開をふまえて、漸次、続巻で検討してゆきたいと願っている。

(1) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, 6^e éd., 1926, p. 306.

(2) A. Decencière-Ferrandière, "La Constitution de 1793", *La Révolution française*, 1936, p. 237.

(3) M. Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, t. 1, 1932, p. 274.

第二節 一七九三年憲法をめぐる研究状況

一 歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

1 フランス歴史学の場合

フランス歴史学におけるフランス革命史研究は、「フランス社会が近代ブルジョア社会として確立し、そして多かれ少なかれ、この近代市民社会への批判体系が開始された時代」⁽¹⁾すなわち第三共和制以来、著しい展開をとげた。その結果、フランス革命史研究の動向は、H・テーヌ、A・ソレル、A・オーラールをはじめとするいわゆる「政治史的方向」と、J・ジョレスから、A・マティエ、G・ルフェープルに至るいわゆる「社会・経済史的方向」の二つの系列の区別を可能にした。⁽²⁾これらのうち後者が長く支配的地位を占めてきたが、最近では、ルフェープルの後継者A・ソブールらに対して前者の系列に属するF・フュレ、R・リシエなどが対立的な見解を発表して以来、しだいにこれらの修正論が有力となり、革命二〇〇周年の今日まで、歴史学界で論争が継続している。⁽³⁾

このような方法論上の対立は、フランス革命の構造についての対立を含み、本書の課題ともかかわるジャコバン独裁・革命政府の位置づけをめぐる異なる見解をもたらししている。一七九三年憲法の評価を含めてこれらの見解の対立については、一九世紀末―二〇世紀前半のオーラールとマティエの研究のなかにも各々の特色を見出すこ

とができる。この両者の対立は、オーラール・マティエ論争として知られる重要なものであるため、ここで概観しておくことにしよう。⁽⁴⁾

まず、オーラールは、その大著の副題(『民主制および共和制の起源と発展』)にも示されるように、フランス革命を政治史の面から分析し、共和的・民主的党派の形成期に焦点をあてた。オーラールによれば、民主的共和制を確立した「革命政府」の時期には、その指導者たちは、(テーヌの見解とは異なって、「一七八九年の原理の遵法者」というよりもむしろ)「背教者(renegeats)」であり、彼らは、個人的自由主義の原理を侵害して、専制的独裁(恐怖政治)をうちたてた。しかし、それは、種々の事態に即応するためにやむをえずなされたもので、(体系や計画のない)一時的・暫定的処置に他ならなかった、と解される。⁽⁵⁾また、オーラールは、革命の指導者のなかで(ロベスピエールよりも)ダントンを高く評価し、ジロンドンとモンタニヤールの対立の性格についても、ほとんど両者の間に本質的な区別を認めなかった。このことは、オーラールが詳細に検討した一七九三年憲法制定過程についての次のような評価にも示されていた。

オーラールによれば、一七九三年憲法は、「フランスのすべての憲法のなかで最も民主的な憲法」であった。しかし、その民主性は「モンタニヤールが起草したからではない」⁽⁶⁾。見方によれば、公務員の直接選挙、人民投票の手続きなどは、ジロンドンの草案のほうが民主的でさえあった。憲法制定過程におけるジャコバン派のジロンド草案批判は、「ただ、それが彼らの敵であるジロンドンのものであるという理由でなされたにすぎない。現実には、コンドルセの草案はかなり民主的だったので、ジャコバンは、明確な対立点をみいださなかった」⁽⁷⁾のである。オーラールは、ロベスピエール草案にみられる社会的な性格についても、それはロベスピエールとジャコバンが、真実、社会の根底的な変革を望んでいたからではなく、政治的戦略によるものでしかなかった、という解釈を明らかにし、憲法原理上の差異を否定している。⁽⁸⁾

これに対して、マティエは、ジョレスの影響のもとで社会・経済史的な研究方法を志向し、オーラールと対立する見解をもっていた。まず、一七九二年八月一〇日の革命による民主的共和制の時期と、一七九三年六月二日以後の社会的民主制の時期を区別し、後者のモンタニヤール独裁を必然的な階級独裁として理解した。すなわち、マティエによれば、「革命政府は、一つの階級——ブルジョワ階級＝モンタニヤールによつて指導された」消費者、手工業者、小土地所有者、および赤貧者の階級——の利益のための一党の独裁となった。……それは、しばしば、力によつてのみ確立されるものであり、戦時にあつては必然でさえある。革命政府は宿命的な随伴物としてテルールを伴つていた⁽⁹⁾。このような立場からモンタニヤール独裁を正当化したマティエは、オーラールによつて築かれたダントンの評価を崩し、逆にロベスピエールに高い評価を与えようとした。そして、モンタニヤールとジロンドンの対立のなかに、単なる戦術の相違以上のもの、すなわち、所有や社会政策問題を契機とする階級闘争の性格を見出すに至つた⁽¹⁰⁾。一七九三年憲法についても、制定過程で提示された両派の草案の相関関係や、所有原理などの一致を認めつつもなお、ジロンド草案のブルジョワ的性格を指摘してやまなかつた⁽¹¹⁾。マティエはまた、内外の戦争がなければ一七九三年憲法は正常に機能しえた⁽¹²⁾と解するジョレスの結論部分には反対を唱え、当時の民衆の政治的意識の低さ、無関心さを強調した⁽¹²⁾。

以上のように、オーラールとマティエの見解の対立は、モンタニヤール＝ジャコバン独裁およびフランス革命自体の階級的性格の問題、ブルジョワ革命としての一貫性と「逸脱」の問題を含んでいる。すでに触れたように、フランス歴史学では、ルフェーブル、ソブールを経た今日までマティエの見解が支配的地位を占め、長く、ブルジョワ革命を“un bloc”として捉えてきた。しかし、これに対立する今日のフェレらの修正論は、モンタニヤール＝ジャコバン独裁を必然的な革命の深化とはみなさず、むしろ偶然的な“dérangement”（ブレイキのきかないスリップ）として理解する⁽¹³⁾。ここにおいて、（必ずしも、これらの歴史家が明示的に言及しているわけではないにせよ）一七九三年憲法をプ

ルジョワ革命憲法の枠外において捉える憲法学説の一見解を、革命の構造論の面から説明する方が現れたということができるように思われる。このことは、フランスよりもむしろ日本の研究状況にとって重要な意味をもつているため、次に、日本のフランス革命研究の動向にも触れておくことにしよう。

- (1) 高橋幸八郎『市民革命の構造（増補版）』（一九六八年）四一―五頁。
- (2) ソブールは、このうち後者の社会・経済史的な研究方法をもつて、フランス革命史研究の古典的解釈であると解し、一八世紀末のバルナーヴや一九世紀のギノーなどにもその傾向を見出してゐる。A. Soboul, “L’historiographie classique de la Révolution française”, *La Pensée*, no. 177, 1974, pp. 40 et s.
- (3) 最近の革命史研究の動向について、柴田三千雄「思想の言葉」思想七三三号（一九八五年）一三二―一三三頁、ミシェル・ヴォヴェル（選塚訳）「フランス革命史研究の現状——革命二〇〇周年を前にして」土地制度史学一一七号（一九八七年）五八―六八頁、拙稿「フランス革命二〇〇年と憲法学」ジュリスト臨時増刊『憲法と憲法原理』（一九八七年）九八―一〇五頁、「ブルジョワ革命と憲法」杉原泰雄編『市民憲法史（講座・憲法学の基礎・第5巻）』（一九八八年）一―六四頁、「フランス革命と『民衆憲法』」法律時報六一巻八号四〇―四五頁を参照されたい。また、最近のフランスにおける革命史論については、A. Gérard, *La Révolution française, mythes et interprétations 1789-1970*, 1970; J. R. Suratteau, *La Révolution française, certitudes et controverses*, 1973; C. Mazauric, *Jacobinisme et Révolution, autour du bicentenaire de Quatre-vingt-neuf*, 1984 を参照。
- (4) オーラール・マティエ論争は、前川貞次郎『フランス革命史研究』（一九五六年）二四二頁以下で紹介されている。
- (5) A. Aulard, *op. cit.*, pp. 366-368. 前川・前掲書二五二―二五三頁。
- (6) *Ibid.*, p. 306.
- (7) *Ibid.*, p. 286.
- (8) *Ibid.*, p. 291.

- (9) A. Mathiez, *La Révolution française*, t. 3, 1927, p. 77, 前川・前掲書二七八頁も参照。
- (10) 前川・前掲書二七八―二八〇頁。
- (11) A. Mathiez, "La Constitution de 1793", *Annales Historiques de la Révolution Française*, t. 5, 1928, pp. 497 et s. 例えば「マティエは「コンドルセの草案が、非常に複雑な選挙制度を考案していた点について、貧乏人にとって不利益なものであることを指摘し」(*ibid.*, pp. 506-507)「レフェレンダム等の手続きについても「民主的な自由主義をみせかける」(シロンド派の)階級政策を隠蔽するもの」という見方を示している(*ibid.*, p. 510)。これらの憲法学上の検討は、本書第三章第一節(II)一八〇―一八六頁を参照されたい。
- (12) *Ibid.*, pp. 520-521.
- (13) 前注(9) J. R. Suratteau, *op. cit.*, pp. 22. et s., p. 80 et s. 参照。

2 日本の歴史学の場合

日本のフランス革命史研究においても、ルフェーブルらの影響のもとに、経済史的な視点からブルジョワ革命としての本質を分析した高橋幸八郎教授らの研究が長く支配的地位を占めてきた。⁽¹⁾これに対して、政治的な視点から批判や修正が試みられてきたことも、フランスの場合と同様である。その詳しい内容は別稿に譲るとして、オーラル・マティエ論争にみられたようなジャコバン独裁・一七九三年憲法をめぐる見解については、次のような対立が指摘できる。

まず、高橋教授をはじめとする通説の見解では、市民革命の基礎過程は、前期資本家層把握型(「上から」の近代化)と独立自営農民主導型(「下から」の近代化)という近代化における二つの体系の対立抗争過程として理解された。近代化(資本主義発達)をめぐる二つの体系のうち、「下から」の体系の担い手はジャコバン、サン・キュロットなどの小ブルジョワであり、一七九三―一七九四年の封建地代の無償廃止によってフランス革命の課題が貫徹された、と

考えられた。⁽³⁾シロンドンとモンタニヤールの対立も、このような二つの体系の政治的表現であり、各々前期的資本家層(商業資本)と中小生産者・農民層(産業資本)の利益を代表する階級(階層)的対立に他ならなかった。⁽⁴⁾また、後者の手による一七九三年憲法は、「下から」の近代市民革命に特徴的な「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」である、と解された。ここから、フランス革命期憲法のなかでは、「一七九一年憲法よりむしろ」一七九三年憲法こそ「ブルジョア革命の課題を徹底的に追求するもの」とする理解が、高橋史学を前提とする憲法学説によって主張されることになる。⁽⁵⁾

これに対して、高橋教授と同じく社会・経済史的方向を志向する歴史学説のなかから、まず高橋説の「二つの体系」論への批判が提出され、独立自営農民の存在等について実証的研究に立つ疑問が投げられた。⁽⁶⁾この立場では、シロンドンとモンタニヤール(ジャコバン)との対立は革命政治の方式によるものであって、両者間に階級的対立はなく、経済・政治思想も大差はないこと、ジャコバンとサン・キュロット大衆は異質の集団であること、などが指摘された。⁽⁷⁾

また、政治史的方向を志向する諸学説から、モンタニヤール(ジャコバン)主導期の農民的土地革命の反資本主義的性格が主張されるなど、ジャコバン独裁の位置づけに修正が加えられ、ブルジョワ革命の「逸脱」として理解する方向が示されてきた。「二つの体系」論にかえて、「反革命派・議会議派ブルジョワ・民衆運動」という基本的対立図式を提示した柴田教授においても、シロンドンからモンタニヤールへの権力移行は、民衆運動の利用いかんにかかるとされ、ジャコバン独裁も、それ自体矛盾を含むものとされた。⁽⁹⁾

さらに、憲法学の立場から、杉原教授によって高橋説批判が提示され、次にみるように、フランス革命期憲法のうちでブルジョワ革命の本質を示すものは、「一七九三年憲法ではなく」一七九一年憲法であることが主張されることになった。⁽¹⁰⁾

- (1) 高橋・前掲書のほか、高橋『近代社会成立史論』(一九四七年)、高橋『近代化の比較史的研究』(一九八三年)など参照。
- (2) 前掲拙稿「ブルジョア革命と憲法」七頁以下を参照されたい。
- (3) 高橋『市民革命の構造』一六頁。
- (4) 高橋『市民革命の構造』一四頁。
- (5) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(一九七三年)一四二頁。
- (6) 井上幸治『ヨーロッパ近代工業の成立』(一九六一年)二二八頁以下など(詳細は、前掲拙稿八頁以下)参照。
- (7) 井上幸治『近代史像の模索』(一九七六年)四一―四二頁。
- (8) 河野健二『フランス革命とその思想』(一九六四年)二六七頁以下参照。
- (9) 柴田三千雄『バブーフの陰謀』(一九六八年)六一七頁参照。
- (10) 杉原泰雄『国民主権の研究』(一九七一年)五四頁以下。

二 憲法学および憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

1 フランス憲法学および憲法史学の場合

フランス憲法学は、歴史学の場合と同様、第三共和制期に著しい展開をとげた。そのなかにあつて、A・エスマン、R・カレ・ド・マルベール、L・デュギーなどの「巨匠たち」の研究が、大革命期以後の憲法原理と憲法制度史の検討を出発点として、これを理論的に体系化するものであつたことは周知のとおりである。⁽¹⁾

まず、エスマンは、革命期憲法についての憲法史的研究を通して、国民主権の原理が大革命で宣言された諸原理のなかで最も主要なものであることを明らかにした。⁽²⁾ エスマンは、この国民主権と結合する統治形態、とくに代表制のあり方を問題にした結果、一七九一年憲法によつて確立された「代表による統治」のほうが直接制よりも優れたものと考え、⁽³⁾ フランスの諸憲法のなかでは、「君主制から共和制に修正され改良された一七九一年憲法」に他ならない一七九五年憲法に高い評価を与えた。⁽⁴⁾ また、一七九三年憲法(ジャコバン憲法)とジロンド草案は本質的理念が同じであり、いずれも当時の目標であつた「極度のデモクラシー」を追求したものであるという認識にたつて、一七九三年憲法が確立した直接民主制・レフェレンダムの体系に注目した。⁽⁵⁾ すなわち、一七九三年憲法では、憲法的法律のみならず通常の法律の制定についても人民投票(vote populaire)の手続きが導入され、スイスの直接民主制の実現に多大な影響を及ぼしたこと、さらに、公務員の責任についての規定が設けられ、代表者の権限踰越へのサンクションや罷免可能性の問題がその制定過程で議論されたことなどが指摘された。⁽⁶⁾ もっとも、代表制をもつて直接制よりも優れた制度と考えるエスマンにとっては、フランス憲法史における一七九三年憲法の意義は、本流に属する一七九一年憲法や一七九五年憲法以上に重要なものにはなりえなかつたようにみえる。

これに対して、ドイツ国法学の影響のもとに、「機関」概念を基礎として国家の一般理論を考察したカレ・ド・マルベールは、主権原理と代表制について緻密な理論を提示した。カレ・ド・マルベールによれば、君主制・民主制・代表制という三つの統治形態は、各々、「君主主権」・「人民主権」・「国民主権」という異なる主権原理を基礎にもつものとされ、「人民主権」と「国民主権」との理論的区別を前提として、次のような指摘がされた。⁽⁷⁾ まず、一七八九―一七九一年に確立された「国民主権」原理は、国家機関としての「代表」に国民の権力を委譲することにより、論理的帰結として代表制を要請した。以後、一七九五年憲法、一八四八年憲法、一八七五年憲法などフランスの諸憲法では、このような委任(delegate)の觀念に基づく国民代表制論―「国民主権」論が踏襲され命令的委任が禁止された。一方、「人民主権」原理を展開したルソーにおいては、命令的委任と人民の批准(ratification populaire)の

留保のもとでのみ代表制が認められたにすぎない。⁽⁸⁾ フランス革命期の憲法では、一七九三年憲法のみが立法院のメンバーに受任者 (mandataire) の名を与え、命令的委任を明示的に禁止していなかったばかりか、第一次集會に法律案の批准権を留保していた。「一七九一年憲法によって確立された」ブルジョワ体制が人民の政治に変えられたのは、一七九三年憲法によってであるが、この変化は、もとより実施されず、長く続くべくもなかった。共和暦Ⅲ年以降は代表制に回帰した⁽⁹⁾。

こうして、カレ・ド・マルベールの体系では、一七九三年憲法は、一七九一年・一七九五年憲法の「国民主権」^(ナシズ) — 国民代表制の原理とは異なる「人民主権」^(イプス) 原理に基礎をおくものとして理解されていた。しかし、ここでは、一七九三年憲法についての実証的検討は必ずしも十分であつたわけではない。例えば、命令的委任制度の採否について、肯定的に解されていたようにみえるが、その理由が実証的研究に基づいて提示されていたわけではない。⁽¹⁰⁾

また、カレ・ド・マルベールは、後の著書のなかで、第三共和制憲法における「法律」の観念が一七八九—一七九一年のそれを継承するものであることを明らかにした際に、一七九三年憲法に特別の位置を与えた。すなわち、法律が一般意思の表明であるとする当初の観念と、議會が実質的な主権者となつた現実との矛盾を指摘し、「フランスにおいてこの矛盾を免れていた憲法は、一つしかなかった。一七九三年憲法がそれであり、この憲法は、人権宣言第六条で『法律は、一般意思の自由かつ厳肅な表明である』という原理を提示することに満足せず、法律の制定が、最終的には、全市民からなる第一次集會の採決に依存するという立法体制を作りあげた」と指摘していた。

一方、前二者と異なる社会学的方法論から出発したデュギーの場合も、フランス大革命期の国民主権・国民代表制論の認識や革命期憲法の位置づけについては、エスマンらの支配的見解をほぼ踏襲していた。すなわち、デュギーによつても、一七八九—一七九一年に確立し、一七九五年憲法で再確認された国民主権理論と「代表委任 (mandat représentatif) 論」⁽¹¹⁾ 命令的委任の禁止、および選挙権を公務とする理論 (選挙権公務説) がフランスの伝統的理論を

形成していることが確認された。また、大革命期には、これらと系譜を異にするルソーの理論が存在し、一七九三年のジロンド草案や一七九三年憲法のなかで、選挙権を権利と解する理論 (選挙権権利説) や直接制の諸制度とともに承認されたことも指摘された。⁽¹²⁾ デュギーは、直接制 (厳密には、しばしば「半代表制」の名で呼ばれる、直接制の弱められた形態) の手続きとして、レフェンダム (代表制に寄与するプレビシットとは厳密に区別される) ・人民拒否 (veto populaire) ・人民発案 (initiative populaire) をあげ、当時の「半代表制」論にも言及しつつ、直接制の傾向を批判的にとらえるエスマンに反駁した。⁽¹³⁾ 彼は、ジロンド草案が法律についての人民の承認手続きにかえて人民発案と人民拒否の制度を構想し、一七九三年憲法が憲法改正の発案のみならず法律についての人民拒否の制度を構築していたことにも注目した。⁽¹⁴⁾ もっとも、一七九三年憲法の立法手続きを「真のレフェンダムというより、むしろ人民拒否」と解した⁽¹⁵⁾ ことについては、後に、ビュルドーから批判を受けることになる。⁽¹⁶⁾

さて、エスマンやデュギーによつてその「直接制」の傾向が指摘され、カレ・ド・マルベールによつて、その主権原理を「人民主権」^(イプス) 原理と規定されたことによつて、一七九三年憲法は、二〇世紀初頭のフランス憲法学において、一躍、研究意義を承認されることになつたようにみえる。このことは、当時の法学博士論文のなかに一七九三年憲法を直接対象としたものが、少なからず出現したことからも窺える。⁽¹⁷⁾

そのうち、一九〇三年に E・コロンベルによつて著された『一七九三年憲法とスイスの民主主義』⁽¹⁸⁾ では、人民拒否・レフェンダム・人民発案および罷免権という人民の介入 (intervention populaire) の四つの形態 (エスマンにならつて「半代表制」と規定された形態) が、どのように一七九三年にフランスで構想され、スイスに影響を与えたかが検討された。ここでは、一七九三年に発表された多くの憲法草案に照らしてみると、ジロンド派とモンターニュ派の憲法構想に大差はなく、同じ目的・手段をもつものという認識が前提とされた。⁽¹⁹⁾ そして、ジロンド草案が人民発案およびその帰結としての人民拒否・罷免権 (立法院の解散および総選挙の施行要求) を、一七九三年憲法が法律と

憲法のレフエレンダム、および人民発案を確立していたことが明らかにされた。⁽²⁰⁾

また、F・ガリーの『一七九三年の諸草案における憲法の概念』（一九三二年）においても、ジロンド派とモンターニュ派がともに代表制原理と民主制原理を一致させる目的をもっていったこと、当時の憲法草案が、いずれも、「人民主権」原理と政治制度を調和させるために「半代表制」や「半直接制」の諸制度を構想していたことなどが実証的研究によって明らかにされた。ここでも、大革命当時の用法において、必ずしも「国民主権」と「人民主権」との区別が明瞭になされていたわけではなかったことが指摘された。⁽²³⁾

このほか、M・フリディエフによって『一七九三年憲法におけるレフエレンダムの起源』（一九三二年）が著された他、R・パティクルによつて、『一七九三年憲法についての国民投票』（一九〇九—一九一〇年）と題する長編の論文が発表され、⁽²⁵⁾一七九三年憲法の制定過程に現れた諸草案におけるレフエレンダムの構想等について、一次的史料に基づく実証的研究が行われた。これらの内容については第二章以下で触れることにして、ここでは、以上のような第三共和制期の憲法学の成果にもかかわらず、「半代表制」「半直接制」と主権原理との理論的關係などについて、理論上不明瞭な点が残存していたことを指摘しておかなければならない。

これに対して、第四共和制以降の憲法学では、政治形態についての「純代表制」「半代表制」「半直接制」「直接制」という概念区分がほぼ一般化し、主権原理における「国民主権」原理・「人民主権」原理の区別との理論的關係も多少とも自覚されるようになった。一七九三年憲法の位置づけとも関連するこの問題については、現代のフランス憲法学の支配的見解のなかにも、以下のようないくつかの異なる立場を認めることができる。

(1) 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に「国民主権」から「人民主権」への理論的展開を認め、一七九三年憲法を「半直接制」II「人民主権」の憲法と解する立場。

(i) 例えば、M・H・ファールは、「半代表制」を、市民はみずから政治的決定を行うことはできないがそれに

影響を及ぼすことのできる形態として捉え、その手段として(a)選挙と解散、(b)命令的委任と被選出者の罷免、(c)請願権、(d)諮問的レフエレンダムをあげる。⁽²⁶⁾ファールによれば、「半代表制」をもたらした法的理由は、「国民主権」にかわる「人民主権」原理である。⁽²⁷⁾また、「半直接制」は、重要事項について例外的に、為政者に代わって市民自身が決定する形態であり、レフエレンダム・人民拒否・人民発案をその手段とするが、原則的には、人民によって選出された議会によつて法律が制定される。しかし、ここでは、「半直接制」の法的基礎については、「半直接制も代議制である範囲で、国民主権に基礎をおくが、直接制である範囲では、人民主権によつてしか正当化されない」と、説明される。さらに、フランスでは、「半直接制」は、一七九三年憲法・一七九五年憲法における憲法改正のレフエレンダム、一七九三年憲法における法律に関するレフエレンダムと憲法改正の人民発案のほか、帝政下のレフエレンダム(プレビシット)、一九四六年憲法・一九五八年憲法における憲法改正等のレフエレンダム、などの手続きのなかで部分的に採用された、としてその功罪が検討されている。⁽²⁹⁾

(ii) M・ブレロの場合は、一九四六年憲法・一九五八年憲法の主権規定(「La souveraineté nationale appartient au peuple français.」)一般には、「国民の主権は、人民に属する」と解され、その規定の矛盾が指摘される)を、「国家の主権は、人民に属する」と読むことによつて、これを「人民主権」原理として解釈し、⁽³⁰⁾その政治形態を「半直接制」として捉えている。また、フランス革命期のジロンド草案・一七九三年憲法がともに一七九一年憲法とは異なる「人民主権」原理によつて基礎づけられたものと解し、これらにも「半直接制」の位置づけを与えている。ブレロによれば、ルソーが提示した「人民主権」原理からは「人民による立法の原則」すなわち「直接制」が要請されるが、「一七九三年憲法は、その半分の実現で満足した」のである。⁽³¹⁾また、彼は、一七九三年憲法について、その左翼運動のプログラムとしての「ドグマティックな」価値に言及している。⁽³²⁾

(iii) R・カピタンの場合も、「純代表制」から「半直接制」に至る展開の基礎に、「国民主権」から「人民主権」

への展開を見出し、一七九三年憲法を「半直接制」の憲法Ⅱ「人民主権」の憲法と解している。ここでは、「半代表制」の手續きとして、(a)意思表明機能をもった選挙、(b)議事・議決の公開、(c)再選、(d)解散が、「半直接制」の手續きとして、レフェンダムが例示され、第五共和制において、人民の政治参加による民主制が実現されたと解されている。また、「半代表制」は、代表制の変形でなく民主制の変形ではあるが、なお不完全なものであるとされ、レフェンダムによって特徴づけられる「半直接制」において、より明瞭に「人民主権」原理への展開が承認されているようにみえる。⁽³⁴⁾一七九三年憲法についても、第五共和制憲法下のレフェンダムとの関連性が注目されており、「反議會制 (anti-parlementarisme) の言葉で示されるルソーの思想の神髄が一七九三年憲法に体现された」とも述べられている。⁽³⁵⁾

(iv) このほか、憲法学よりむしろ憲法史学というべき多くの著書のなかでは、必ずしもその理論的基礎は明瞭でないにせよ、一七九三年憲法は、フランス憲法史のなかでも典型的な「人民主権」の憲法Ⅱ「半直接制」の憲法として位置づけられている。⁽³⁶⁾一七九五年憲法に至るフランス憲法の展開のなかに「国民主権」から「人民主権」への展開と「純代表制」から「半直接制」への展開を認めるこれらの立場からすれば、そのかぎりでは、一七九三年憲法も市民憲法としてのフランス憲法史の「粹」から逸脱したものとはならない、といえるであろう。これに対して、フランス憲法の展開が「国民主権」から「人民主権」への理論的展開を伴うものではない、と解する立場では、いずれにせよ、「人民主権」の憲法として位置づけられる一七九三年憲法は、フランス憲法史の「粹」から逸脱したものと考えるられる。

(2) 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に「国民主権」から「人民主権」への展開を認めず、一九四六年憲法・一九五八年憲法の「半直接制」をも「国民主権」原理で説明しながら、一七九三年憲法については、「半直接制」Ⅱ「人民主権」の憲法と解する立場。

(i) 例えば、G・ウデルは、「国民主権」と「人民主権」との理論的区別の帰結として、選挙権の本質とデモクラシーの形態に相違のあることを指摘するなかで、一九四六年憲法の制定者が論争の末に「国民の主権はフランス人民に属する」という主権規定を掲げたが、それは「国民主権」の伝統的体系に執着したことを示すものである、という判断を明らかにしている。⁽³⁷⁾また、主権行使の形態として、直接民主制・代表民主制・半直接民主制の三つを区別し、半直接民主制の手續き（人民拒否・レフェンダム・人民発案）は伝統的にフランスでは採用されず、わずかに一七九三年憲法の人民拒否、一七九五年憲法のレフェンダムにその形跡がある、とする。一九四六年憲法もきわめて限定的にしかそれを採用していないことを指摘する。⁽³⁸⁾一方、一七九三年憲法については、ウデルは、別の「マルクス主義的デモクラシーの憲法」という章のなかで言及し、ジャコバン的デモクラシーの例として、「人民主権」原理に基礎づけられた一七九三年のモニターニュ憲法と議會統治制 (Gouvernement conventionnel) をあげている。⁽³⁹⁾

(ii) また、同じような位置づけは、G・ビュルドーにも認められるようである。ビュルドーは、一七八九年以来、フランス公法の基本原理が一七八九年人権宣言第三条の「国民主権」原理であることを指摘し、不明瞭な主権規定をもった一九四六年憲法と同様、一九五八年憲法の場合も、その制定者たちが「国民主権」の伝統的な解釈に従ったと解している。⁽⁴⁰⁾そして、一八一四年憲章以外の憲法が、すべてこの原則を認めているとする。反面、「フランス公法の伝統的原理を破綻のない一体的なものとしなしてはならない」として、一七九三年憲法が「国民主権」に對立する「人民主権」原理の実施の起源となったことを指摘する。⁽⁴¹⁾また、ビュルドーは、直接制の手續きをレフェンダム・人民発案・人民拒否に分けて検討するなかで、一七九三年憲法の「人民の諮問 (consultation populaire)」を別とすれば、通常の法律のレフェンダムは一九五八年憲法で導入されているにすぎないことを指摘する。⁽⁴²⁾この他、一七九三年憲法を「ルソーに従った憲法」と解し、主権が個人に分割されているという思想から、普通直接選挙のほか、「半直接制」を設立した憲法であるという指摘を行っている。⁽⁴³⁾

(iii) 上記の二者と同様、必ずしも「半直接制」とその主権原理についての立場が明瞭にされているわけではないが、J・ラフリエールの場合も、一七九三年憲法について「半直接制」⁽⁴⁴⁾「人民主権」の憲法という解釈を示している。ラフリエールによれば、一七九三年憲法では、人民が憲法と法律の制定についてみずから主権を行使する「人民主権原理」が採用され、「半直接制」として、人民が望まない法律を拒否するために「人民拒否」とラフリエールを結合した複雑な制度」が確立されていた、とする。⁽⁴⁴⁾ここでは、「半代表制」は、(意思決定に関する)議会の解散・諮問的なラフリエールの手続き、および(被選出者代表の監視に関する)命令的委任・罷免の手續きによつて実現される形態として理解される。また、「半直接制」では、政治形態は代表制で立法を委ねられた議会が存在するが、重要事項について直接制が適用され、人民拒否・ラフリエール・人民発案の手續きが採用されることが指摘される。しかし、彼は、フランスでは、「すべての憲法体系の基礎として、一度国民主権原理を承認した以上、この(半直接制は一七九三年憲法などの例外を除いて、ほとんど適用されなかったという)結論は、受け入れられなければならない」という見解を提示している(もつとも、彼の著作は一九四六年憲法下のものであり、一九五八年憲法の「半直接制」についての見解を含まないため、不明な点も残っている)。

(iv) これに対して、比較的明瞭に、今日の主権原理を「国民主権」のほうから説明する最近の学説に、C・ルクレール、B・シャントブらのそれがある。ルクレールによれば、「人民主権は、フランスでは流布されなかったし、実際に政治権力を基礎づけることもなかった」が、一七九三年憲法、一九四五年の共産党案、一九四六年四月一日草案などが「人民主権」原理に基礎をおいていた、とされる。⁽⁴⁵⁾

また、シャントブは、「国民主権」と「人民主権」との対立的理解を維持し、(次に述べるような最近の主権論の傾向に反対して)「今日においても、なお、われわれがシェイエスの思想(「国民主権」—「国民代表制」)のもとに生きていること」を認識するように主張している。⁽⁴⁷⁾シャントブによれば、ルソーに由来する「人民主権」原理では、すべての

個人が選挙権をもち、個人的に各法律の投票のためにそれを行使しなければならない。そして、この「人民主権」原理と「半直接制」を確立した一七九三年憲法については、一八四八年(二月革命)と一八七一年(パリ・コミューン)とならぶ人民の蜂起の成果の一つとして、「自由主義国家に対する反作用——人民政府と独裁」という章のなかで検討している。⁽⁴⁸⁾

(v) このほか、最近のフランス憲法学の傾向として、従来の「国民主権」と「人民主権」との区別を忌避し、両者の統合を図ろうとする立場があることにも触れておかなければならない。例えば、J・カダールは、二つ主権原理の対立を前提的に承認しつつ、両者のシンテーゼとして「被統治者の主権 (souveraineté des gouvernés)」という概念を設定し、「半代表制」(démocratie semi-représentative)の形態をこれによつて基礎づけている。⁽⁴⁹⁾ここでは、直接制・命令的委任・半直接制の諸制度は、本来「人民主権」原理に適合的であるとされるが、その実現不可能性等の不都合から、選挙・解散等に基づく「半代表制」が主張される。カダールは、一七九三年憲法については、憲法史の考察のなかでほとんど触れていないばかりか、ルソーの人民主権が影響を及ぼしたこの憲法は、「多くの謬見 (erreurs)」を示している、と指摘している。⁽⁵⁰⁾

以上のように、フランス憲法学では、第三共和制後期に比較的多くの「一七九三年研究」が出現したが、その後は、主権原理・代表原理との関連から、——多くは、フランス憲法史上の例外として、——一七九三年憲法に言及しているにとどまっている。また、フランス憲法学における主権理論の動向は、一七九三年憲法の主権原理と代表原理の理解に相違をもたらしているだけでなく、フランス憲法史上での一七九三年憲法の意義・位置づけの点にも、少なからぬ影響を及ぼしていることが明らかに思ったと思われる。

このことは、次にみる日本の憲法学についても全く同様である。以上の概観では、主として一七九三年憲法の主権原理に焦点をあててきたが、次に日本の状況に目を転ずる前に、フランス憲法学の人権 (libertés publiques) 理論

における一七九三年憲法の位置づけについても一瞥しておくことにしよう。

最初に触れたように、一七九三年憲法がその人権宣言のなかで平等原理を強調し、社会権的な権利を初めて宣言したことは、フランス憲法史上でたえず注目されてきた。第三共和制期の憲法学では、例えば、デュギーは、一七九三年宣言が平等を権利のなかに数えることで自由に優先させる意図を示し、国家に一定の責務を課したこと、一七九三年の平等は、政治的平等のみならず経済的平等をも意味し、パプーフがその理論上の到達点となること、などを指摘していた。もつとも、一七九三年宣言が所有権を尊重し、議会の大多数が属するブルジョワ階級の財産保護の目的にかなうものであったことも、デュギーは承認していた。⁵¹⁾

また、今日の憲法学説では、J・リヴロが、一七九三年憲法においても一七八九年のブルジョワ革命の性格が本質的に修正されたわけではないとして、従来の評価に批判的であることが注目される。すなわち、『自由の宣言』である一七八九年宣言に対して、ジャコバン宣言は、すでに社会主義の色彩を帯びた『平等の宣言』であるか⁵²⁾というみずからの設問に対して、リヴロは、一七九三年宣言の平等が、事実上の平等を意味しない権利の平等にすぎず、一七八九年と同じものであることを指摘し、『一七九三年の規定のなかに一七八九年のそれと本質的に異なった着想を見出そうとすることは、原文をねじ曲げることになる』⁵³⁾と述べて、一七八九年宣言から一七九五年宣言までの継続性を強調していることが注目される。

このほか、コリアールにおいても、一七八九年人権宣言以来の人権の展開のなかで一七九三年宣言の掲げた諸権利が分析され、一七九三年宣言とジロンド草案との近似性が指摘されている。両者の相違は、圧制に対する抵抗権や権利保障の諸規定に現れているとして、平等や所有権の保障についてはリヴロの場合と同趣旨の指摘が認められる。⁵⁴⁾一七九三年人権宣言についてのこれらの分析については、後の検討のなかであらためて論じることにする。

(1) 第三共和制期の憲法学説については、深瀬忠一「A・エスマンの憲法学」北大法学二五巻二号（一九六五年）、高橋和之「フランス憲法学説史研究序説(1)―(5)完」国家学会雑誌八五巻一・二一九・一〇号（一九七二年）、同「現代フランス代表民主政論の源流(1)―(3)完」法学志林七九巻四号―八〇巻三・四号（一九八二―八三年）〔高橋「現代憲法理論の源流」(一九八六年)所収〕を参照。

(2) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel*, 1896, p. 151; *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 7^e éd., 1921, p. 284.

(3) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 1921, pp. 402 et s. エスマンは「国民主権原理が代表制と適合するか否かの問題について、否定的に解するルソーの論理を検討した結果、このような結論に到達する。ここでは、ルソーの主権原理も直接制も国民主権の枠内で捉えられ、カレ・ド・マルベールのように「国民主権」と「人民主権」との峻別が明示されていない(ただし、エスマンも、ルソーの主権原理を「分割主権」論であるとして排斥している *ibid.*, pp. 286 et s.)

なお、本書では、主としてカレ・ド・マルベールの峻別論を基礎として、フランスや日本の憲法学界で認められてきた二つの主権原理(国民主権 *principe de la souveraineté nationale* および、人民主権 *principe de la souveraineté populaire*)について、両者の理論的な峻別論を前提にしている場合には、「国民主権」・「人民主権」のようにカギ括弧書きにして表記している。これに対して、両者の理論的峻別を前提としない場合、および第二・三章のなかで、フランス革命期当時の用法として、*souveraineté nationale* および *souveraineté populaire* を示す場合については、カギ括弧をつけずに表記している。

(4) A. Esmein, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français de 1789 à 1814*, 1911, p. 50.

(5) *Ibid.*, pp. 44 et s.

(6) A. Esmein, *op. cit.*, [Éléments, 1921] pp. 411 et s.

(7) R. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, t. II, 1922, pp. 199 et s.

- (8) *Ibid.*, p. 207. カレ・マールは、このような二つの帰結(命令的委任と人民による法律の批准)について詳しい検討を行っている。とくに前者に関して「第三共和制期に提示された」議員を委任者とする *mandat législatif* などの理論には矛盾があることを指摘している点が注目される (*ibid.*, pp. 209 et s.)。
- (9) *Ibid.*, p. 262.
- (10) *Ibid.*, p. 262, note (15). 一七九三年憲法についての指摘は(注)のなかにもなされている。
- (11) R. Carré de Malberg, *La Loi, expression de la volonté générale*, 1931, p. 215.
- (12) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. II, 3^e éd., 1928, pp. 638 et s.
- (13) *Ibid.*, p. 583. フランス憲法学における選挙権論の展開については、別稿ですでに検討しているため、ここでは「立ち入ることは避ける。拙稿『フランス革命期の選挙権論』一橋論叢七八巻六号(一九七七年)五四頁以下、「フランスにおける選挙権論の展開(1)―(3)完」法律時報五二巻四一六号六五頁以下(一九八〇年)(いずれも、拙著『権利』としての選挙権』(一九八九年)所収)を参照されたい。
- (14) *Ibid.*, pp. 618 et s.
- (15) *Ibid.*, pp. 626-627.
- (16) *Ibid.*, p. 627. デュキエーの定義では、人民拒否とは、「法律が議会で採択され、法律の効力を与えられたのち、憲法で定める一定の期間内に一定の者の発案によって、人民が直接にその法律の執行の可否について諮問される」制度であり、これは「任意的レフェレンダム (*référendum facultatif*)」「諮問的レフェレンダム (*référendum consultatif*)」と同視される (*ibid.*, p. 619)。なお、デュキエーは「一七九三年憲法では、議会が法律案を制定することなきことなる」人民拒否は「ありえないことなる」(G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. V, 1970, p. 259.)。
- (17) E. Colombei, *La Constitution de 1793 et la démocratie suisse*, thèse de droit, 1903; U. Costes, *Le pouvoir législatif dans la Constitution de 1793*, thèse de droit, 1909; M. Fridieff, *Les origines du référendum dans la Constitution de 1793*, thèse de droit, 1931; F. Galy, *La notion de Constitutions dans les projets de 1793*, thèse de

- droit, 1932 などがある。
- (18) E. Colombei, *op. cit.*, pp. 9 et s. ここでは、四つの形態は「各々以下のように説明される。①人民拒否は、法律の施行に反対する権能が人民に帰属する。憲法で定められた一定期間内に、一定数の市民が、立法議会で採択された法律に反対を宣言したとき、この法律は、人民投票にかけられ、承認または否認される。②レフェレンダムでは、新しい法律を裁可(承認もしくは否認)する権能が選挙人団に帰属する。任意的あるいは義務的に行使されるレフェレンダム以前は、法律は草案にすぎない。③人民発案では憲法改正・現行法の修正・新法の制定を要求する権能が人民に帰属する。④罷免権とは、立法院の解任(*renvoi*)と新たな総選挙を要求する人民の権能である(以上については、エスマンの見解が参照されたい)。
- (19) *Ibid.*, pp. 58 et 61.
- (20) *Ibid.*, pp. 61 et s.
- (21) F. Galy, *op. cit.*, p. 31.
- (22) *Ibid.*, pp. 97 et s.
- (23) *Ibid.*, p. 19.
- (24) M. Fridieff, *Les origines du référendum dans la Constitution de 1793*, 1932.
- (25) R. Baticle, "Le plébiscite sur la Constitution de 1793," *Revue de la Révolution française*, 1909—1910.
- (26) M.-H. Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 1967, pp. 219 et s.
- (27) *Ibid.*, p. 223.
- (28) *Ibid.*, p. 233.
- (29) *Ibid.*, pp. 233 et s. このような叙述からすれば、「半直接制」→「人民主権」の憲法として「一元的に規定することには若干の留保が必要であるようにも思われる。ここでは、一七九五年憲法や帝政期の憲法等も「半直接制」の例としてあげられているほか、一九四六年憲法第三条の主権規定の解釈(国民概念と人民概念の同化とみる)からしても、その「人

- 「民主権」原理の内部にこの種の論議の余地があることは、cf. *ibid.*, p. 217.
- (30) M. Prétot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 5^e éd., 1972, pp. 649 et s.
- (31) *Ibid.*, p. 335.
- (32) *Ibid.*, pp. 339 et s.
- (33) R. Capitant, *Démocratie et participation politique*, 1972, pp. 50 et s.
- (34) *Ibid.*, pp. 156 et s.
- (35) R. Capitant, *Écrits constitutionnels*, 1982, p. 276.
- (36) M. Deslandres, *op. cit.*, t. 1, 1932, pp. 276 et s., (reprint, 1977, pp. 276 et s.); J. J. Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques*, 3^e éd. 1967, p. 76 et s.; M. Jallut, *Histoire constitutionnelle de la France*, t. 1, 1956, pp. 163 et s.; C. Debbasch et J. M. Portier, *Les constitutions de la France*, 1983, pp. 41-43, etc.
- (37) G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, 1949, p. 132.
- (38) *Ibid.*, pp. 136 et s.
- (39) *Ibid.*, p. 195.
- (40) G. Burdeau, *Traité de science politique*, 2^e éd., t. VI, 1971, pp. 48-49, note (108). cf. G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 5^e éd., 1972, p. 122.
- (41) G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. VI, 1971, pp. 50-51.
- (42) G. Burdeau, *op. cit.*, t. V, 1970, pp. 250 et s. ユーネルにについては、一九五八年憲法のレンフェンタムとペンヒメントの問題がより重大な関心事となつてゐるが、ここでは立ち入ることができないので、別稿に委ねることにする。一九七三年憲法の立法手続きを人民拒否ではなく、レンフェンタムであると解するについては、前出注(16)参照。
- (43) G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, pp. 279 et s.
- (44) J. Latière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., 1947, pp. 90 et s.

- (45) *Ibid.*, p. 453.
- (46) Cl. Leclercq, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2^e éd., 1977, pp. 42 et s.
- (47) B. Chantebout, *Droit constitutionnel et science politique*, 1978, p. 96.
- (48) *Ibid.*, pp. 176 et s.
- (49) J. Cadard, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2^e éd., t. 1, 1979, pp. 167 et s. 同じく、一九五八年憲法の主権原理を「国民主権」と「人民主権」とのシンテーゼと解する見解はリュンホルムにも認められる。F. Luchaire et G. Conac, *La Constitution de la République française. Analyses et commentaires*, t. 1, 1979, pp. 100 et s.; R. Barrillon et al., *Dictionnaire de la Constitution*, 4^e éd., 1986, pp. 451 et s.
- (50) J. Cadard, *op. cit.*, pp. 169.
- (51) L. Duguit, *op. cit.*, t. III, 3^e éd., 1930, pp. 627-638, pp. 654-662.
- (52) J. Rivero, *Les libertés publiques*, t. 1, 1973, p. 64.
- (53) C.-A. Colliard, *Libertés publiques*, 4^e éd., 1972, pp. 55 et s.

2 日本の憲法学の場合

日本の憲法学および憲法史学においても、フランス革命期の憲法⁽¹⁾ととりわけ一七九三年憲法は、民主的・急進的内容をもった憲法(「ジャコバン憲法」として、従来から検討の対象になってきた。

一九五三年に著された長谷川正安教授の『フランス革命と憲法』では、フランス憲法史の研究に歴史的・階級的視野が導入され、経済史学の研究成果を踏まえた実証的な検討が行われた。⁽²⁾ここでは、一七九三年の時期は、「大革命^(Art.)のもつとも重要な時期」、『ブルジョア革命』の進歩性と限界を、古典的な形でしめしめられている時期⁽³⁾であるとされ、革命の最も重要な憲法問題を一七九三年の二つの憲法のなかから汲み取ることが企図された。⁽³⁾そして分析

の結果、ジロンド憲法とジャコバン憲法はともに「人民主権」原理にたつて直接民主制の手続きを構築していたが、主権の行使者と実現形態において、ジャコバン憲法の進歩性が認められること、ジロンド宣言とロベスピエール宣言案との妥協的産物としてのジャコバン憲法の人権宣言は、ジャコバンの小市民性・小市民的急進性（小ブル的急進性）を示していたこと、などが指摘された。総じて、ジャコバン・モンターニュの「小ブル的弱さ」「ブルジョア的な制約」が明らかにされたことが注目されるであろう。⁽⁴⁾

その後の研究では、一七九三年憲法の人権原理に関するものはあまり多くない。なかでは、一七八九年人権宣言に関する稲本洋之助教授の研究で、一七九三年憲法の所有原理のブルジョワ的な限界について触れられたことが注目される。⁽⁵⁾ここでは、一七九三年権利宣言は「総じて、ジロンド権利宣言のモンタニヤルの改良の産物」⁽⁶⁾と解され、一七八九年人権宣言からこの宣言に至るまで、一貫してシェイエスの自然権的所有権規定に依拠した経済的自由原則が支配していたことが指摘された。この点では、ジロンドンとモンタニヤル両宣言の間に本質的対立はなく、むしろロベスピエール草案とこれらとの間にこそ、基本的人権の思想体系における対立が存在したことなどが明らかにされた。⁽⁷⁾

これに対して、一七九三年憲法の主権原理については、それぞれ異なる方法論に立つてこれを直接の検討対象としようとする高野真澄教授・柳春生教授らの一連の研究が存在する。⁽⁸⁾

高野教授は、「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」（一九六七年）のなかで、二つの憲法を統一的に「九三年の共和制的憲法体制」として捉え、「九一年の立憲君主制的憲法体制」と対比しつつ、その特色と限界を明らかにすることを企図した。⁽⁹⁾ここでは、ジャコバン憲法は「ジロンド憲法の修正版」として理解され、両憲法の人権原理・主権原理の間に本質的（階級的）差異は見出されていなかった。その「人民主権」の構想も、ジロンド憲法案を押し進めて「更に、人民優位の民主的絶対主義体制の強化」が企てられ、「濃厚な人民民主的性格」を

帯びたもの、とされた。そして、「人民主権」原理の実効化の手段として、直接・普通選挙、「立法院に対する国民意思の直接的且つ有効的制肘」、「立法院の行政府に対する優位」、「半直接民主制」の諸制度が構想されたとして、両憲法に、「人民主権」・「半直接制」の憲法という位置づけが与えられていた。

また、一九七〇年に著された「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論⁽¹⁰⁾では、ジャコバン憲法を単にジロンド案の延長として捉えるのではなく、「ジロンド派の穏健主義を超越しようとした徹底したルソー主義者ロベスピエール (Maximilien Robespierre) の憲法思想に導かれて成った」として、両者間の差異・相剋に注目した。⁽¹¹⁾とくに、この論文では、ロベスピエールの憲法思想が重視され、命令的委任論等について彼の主張をもとに一七九三年憲法の特色が検討された。この点、本書では、後にみるように、一七九三年憲法に採用された諸原理とロベスピエール個人の憲法原理を区別することが必要であると考えている。高野教授も「ロベスピエールの意図に反する」命令的委任の不徹底の一面に、われわれはジャコバンの共和政体のもつ限界を見出すことができるように思われる⁽¹²⁾と指摘するとおり、憲法案審議過程におけるロベスピエール案等の排斥の事実こそ、一七九三年憲法の限界を示すものといえよう。

いずれにせよ、高野教授にあつては、フランス憲法史における代表制の展開に関する憲法理論的検討の一貫として、フランス革命期以降の諸憲法がとりあげられていた。そして「人民主権」・「半直接制」に基づく一七九三年の憲法は、「国民主権」・代表委任論を基調とするフランス憲法下の代表民主制の展開のなかでは、例外的な位置づけしか得られないものとされていたようである。⁽¹³⁾

一方、柳教授は、単なるブルジョワ革命にとどまらず「人民革命としての強い特質をもつ」フランス革命期の憲法における人民主権思想について、「マルクス主義国家論研究の前提」として詳細な検討を試みた。「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」（法政研究三四巻五〇一頁以下、一九六八年）、「フランス大革命におけるジャコバン

主義の本質について」(同三六卷四四七頁以下、一九七〇年)、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(1)」(同三七卷二頁以下、一九七一年)、「一七九一年フランス憲法における人民主権思想の展開」(同三九卷一九九頁以下、一九七二年)、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(2)」(同四〇卷一三頁以下、一九七三年)その他の一連の論文のなかで、「一七九一年憲法から一七九三年憲法を貫く人民主権の問題」が検討されたが、ここでは、まず、一七九一年憲法で確立された国民主権が、人民主権と異質の原理ではなく、「国民主権も広義における人民主権に属する」という見解が前提とされた。⁽¹³⁾ また、「人民主権の理念をつらぬいた」一七九三年憲法は、「革命的ブルジョア階級たるジャコバンとサン・キュロットとの同盟としての人民権力に、対応する」ものとされた。この憲法は、「フランス革命における民主主義精神の象徴」であり、「市民法型憲法の範疇に属するとはいえず」、その「人民主権の理念は、一八七一年パリ・コミューン、一九一八年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法をつらぬく系譜となつて」⁽¹⁴⁾ いることが指摘され、さらに、一七九三年憲法における主権行使は、「議會制ではなく、半直接民主制」⁽¹⁵⁾ であつて権力分立原則に基づいていないことが明らかにされた。

以上のような見解は、一七九三年憲法の人民主権原理を人民の政治権力奪取に対応するものとしてダイナミックに分析する点で注目されるが、反面、柳教授も指摘する「一七九三年憲法のブルジョアの本質」との相剋、市民憲法原理の限界の問題について、なお、検討の余地があるように思われる。また、一七九一年憲法から一七九三年憲法を貫くとされる人民主権原理の理解、およびその前提としての主権概念・主権原理等の理解について、なお不明な点が少ない。これについては、「国民主権」と「人民主権」との異質性の問題等をめぐって柳教授から異論を提示された杉原泰雄教授から、反批判がよせられている。⁽¹⁶⁾

さて、杉原教授においては、『国民主権の研究』(一九七一年)、『人民主権の史的展開』(一九七八年)、『国民主権の史的展開(1)』(18完) (法律時報五四卷一号―五五卷七号、一九八二―一九八三年)、『国民主権の史的展開』(一九八五年)所

収)、『国民主権と国民代表制』(一九八三年)等の一連の研究のなかで、フランス憲法史における「国民主権と代表制」の成立と展開、および民衆の憲法原理としての「人民主権」の成立と展開が検討された。それは、フランス革命の構造についての歴史学界的通説の見解(高橋説)、「半代表制」とその基礎となる主権原理をめぐるフランス憲法学界的支配的見解、および日本国憲法下の主権原理をめぐる憲法学界的通説の見解に対して疑問を呈することから出発した問題提起的研究である。それだけに、日本の歴史学界や憲法学界でさまざまな議論を呼び、次にあげるような多くの問題に関して、今日なお、論争が継続中である。

(a) フランス革命の構造をめぐる高橋説、とりわけ、「二つの体系」論における一七九一年憲法・一七九三年憲法の位置づけと各々の歴史的担い手の問題、(b) 一七八九年人権宣言の主権原理の理解(「国民主権」か「人民主権」か)、(c) ジャコバン独裁の構造および革命政府・革命独裁の意義をめぐる問題、(d) 主権と所有、とくに「人民主権」と社会主義の理論的關係の問題(「人民主権」原理は不可避的に社会主義と結合するか)、(e) 主権概念・主権原理の理解(主権Ⅱ国家権力が憲法制定権か、主権原理Ⅱ法原理か政治原理か、国家権力の帰属を定める原理か権力の正当性の帰属を定める原理か)、(f) 「国民主権」・「人民主権」と理論上結合する統治形態の問題、(g) 「半代表制」・「半直接制」およびその基礎となる主権原理の理解(「人民主権」か「国民主権」か)、フランス第四・第五共和制の代表制と主権原理の理解(「半直接制」↓「人民主権」か、「半直接制」↓「国民主権」か)、(h) 日本国憲法の主権原理の(認識論・解釈論上の)理解(「国民主権」か「人民主権」か)、(i) 日本国憲法下の代表制の理解(「半代表制」か否か)、などがその主な論点である。⁽¹⁷⁾

さて、これらの諸論点については、本書で逐一検討することが不可能であるばかりか、それは、本書の直接の課題ではない。これらのうち、一七九三年憲法の歴史的・憲法史的的位置づけとその主権原理の理解に関連する範囲で、杉原教授によって指摘された論点の概要をみておくことにしよう。

(i) まず、杉原教授においては、フランス革命の構造に関連して高橋教授によって示唆された「封建的土地貴

族Ⅱ前期的資本家層↓モナルシアンⅡフイアンⅡジロンドン↓非西ヨーロッパ型一七九一年憲法、産業資本革命層↓モンタニヤールⅡジャコバン↓西ヨーロッパ型一七九三年憲法」という図式によるかぎり、「市民革命と市民憲法の関係を合理的に説明することができなくなる」という問題点が示される。高橋説のいう「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」が「国民主権」・権力分立・自由権を中心とする基本的人権保障を基本原理とする典型的な市民憲法を意味しているのであれば、一七九一年憲法こそ「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」と規定されざるをえないからである。⁽¹⁸⁾

(ii) また、「モンタニヤールⅡジャコバン」が、小ブルジョワジーとサン・キュロット層の利害を代表する地位にあつたとする高橋教授の見解では、両者間の「国家権力の帰属Ⅱ主権原理の問題」についての対立を合理的に説明することはできない。「モンタニヤールⅡジャコバン」は、サン・キュロットと民衆の要求する「人民主権」の樹立と実施についてたえず消極的だったのであり、一七九三年憲法における「人民主権」の容認は、一時的・消極的かつ不十分なものであつた。「非民主的」な「モンタニヤールⅡジャコバン」が「人民主権」を一応採用したことは、「民衆革命の高揚とせまりくる内外の反革命に対処するための必要性との故に、彼らの意に反して行なつた一時的譲歩と説明されるのが妥当だと思われる」。ブルジョワジーにとっては、民衆との共闘は、「やむをえない幕間狂言にすぎなかつた」とするソプールの指摘等が注目される。⁽¹⁹⁾

(iii) (ii)にもかかわらず「一七九三年憲法は、「とうてい市民憲法の典型となりうるものではない」。「かりに一七九三年憲法を市民憲法のカテゴリーに入れるとしても、そこにおける国家意思の決定と執行の機構は、全く例外的なもの」だからである。そして、「その全くの例外性からすれば、一七九三年憲法は、少なくとも主権原理に関する限り、市民憲法の限界を超えており、そこで採用されている『人民主権』は、市民憲法原理としての『国民主権』とは異質のもの」とみなす方が遙かに適切だと思われる⁽²⁰⁾。それ故、「市民憲法原理としての『国民主権』の基本構造を

一七九一年憲法によつてでなく、一七九三年憲法によつて解明されるべきだとする異論は、支持することができない。「一七九三年憲法の採用する『人民主権』は、市民憲法原理としての『国民主権』とは異質のものであり、それを分析しても市民憲法原理としての『国民主権』の構造は解明されない⁽²¹⁾」からである。

また、一七九三年憲法は、民主主義的・自由主義的憲法ではあるが、「『西ヨーロッパ型』とはいえない」。「立法における人民決定の原則を中核とする『人民主権』の憲法はその後においてもいわゆる市民国家には存在しない」。一七九三年憲法は、「自由主義的・民主主義的ではあつても、まさにその民主性の故に『西ヨーロッパ型』市民憲法の限界を越えてしまつて⁽²²⁾いる」。

(iv) 一七九三年憲法における「人民主権」の特色は、主権の「人民」(市民の総体)への帰属、「人民による立法」(人民拒否と命令的委任の「二つの方法をとつて行なわれるものであるかのよう⁽²³⁾にみえる」、人民による憲法改正、権力の集中、男子普通選挙、にある。「一七九三年憲法の『人民による立法』は必ずしも完全なものとはいえず、種々の留保はあるにしても」。「国家意思の決定と執行の制度に関する限り、原則としてルソーの『社会契約論』の系譜に属するもの」であり、「このような人民優位の制度は、他の市民憲法にはみられないものである。立法について人民決定の『原則』を採用している市民憲法は全く存在しない⁽²⁴⁾」。これに対して、ジロンド憲法草案は、命令的委任と人民投票の制度のいずれもが「法律制度の原則としては確立されていない」等々の理由から、これを「人民主権」の憲法と規定することには、問題がある⁽²⁵⁾。

(v) フランス憲法史における「国民主権」の史的展開をみる場合、「人民主権」に基づく一七九三年憲法と、「君主主権」に基づく一八一四年憲法だけが、「純粹代表制」段階における逸脱⁽²⁶⁾である。また、一九五八年憲法に至る国民代表制の展開(純粹代表制)↓半代表制)↓半直接制)は、いずれもその基礎に「国民主権」原理をもち、「人民主権」への質的転換を認めることはできない。

以上に要約した杉原教授の見解は、カレ・ド・マルペールの精緻な主権理論と、大革命期から現代を見通す一貫した歴史的考察によって基礎づけられた堅固なものである。しかし、それでもなお、一七九三年憲法については、その複雑な歴史的性格に関連したいくつかの問題が残されているように思われる。例えば、一七九三年憲法の担い手・そのブルジョワの本質と「人民主権」採用の必然性の問題、その「人民主権」の実態と法理論上のメルクマー（必要十分条件）との関係、これに関連してジロンド憲法草案の主権原理の認識の問題、さらに実証的検討を要するものとして、一七九三年憲法における命令的委任制度および議員に対する拘束手段の有無の問題、などがある。また、杉原教授にあつては、「半直接制」は第四・第五共和制の歴史段階（国家独占資本主義段階）に対応するものとされるためか、一七九三年憲法下の代表制を「半直接制」と規定することは、（フランス憲法学における多数の見解に反して）なされていない。「半代表制」・「半直接制」の憲法が、（未だ「人民主権」には至らず）なお「国民主権」を基礎にもつ憲法であると解される以上、これとは異なつて「人民主権」の憲法と規定される一七九三年憲法は、「半直接制」でなく「直接制」の憲法と解することになるのであろう。しかし、この点も、（後にみる一七九三年憲法下の代表制の実態からして、また、一つの憲法に一元的・択一的な性格規定を与えることは是非にも関連して）若干気になる点である。さらに、一七九三年憲法は、「主権原理に関する限り、市民憲法の限界を超えている」と解する場合も、所有原理におけるブルジョワ性との関係、（市民憲法の典型性と限界を論じる際の、主権・人権両原理の相剋の処理の問題）がなお課題として残っていることにも、留意したい。

ところで、日本の憲法学界では、主権原理をめぐつて幾多の論争が存在することはすでに述べた。そのうち、とくに、「一七〇年代主権論争」とも称されてきた杉原教授と樋口陽一教授との見解の対立には、一七九三年憲法の位置づけに関するものが含まれている。先にあげた諸論点のうち、フランス憲法に関連する諸点（例えば、(a)・(e)・(f)・(g)）についての見解の相違は、必然的に、一七九三年憲法の主権原理・代表原理とそのフランス憲法史上での位置づ

けに関する理解の相違をもたらすからである。

樋口教授は、フランス革命の構造について、通説としての高橋説に依拠した結果、一七九三年憲法は、「市民憲法の限界を超えたものではなく、（「一七九三年憲法こそが）ブルジョワ革命の課題を最も徹底的に追求するもの」であると位置づけ、次のように指摘する。

(i) フランス革命の経過のなかでの一七九一年憲法と一七九三年憲法は、後者が「下からの革命」に対応するものであったのに対して、「一七九一年憲法は、そのような『下からの革命』をおさえこもうとする『上からの改革』に対応する歴史的な性格を持ったものであった」⁽²⁶⁾。もとより、フランス革命は「産業資本↓下からの革命」↓自由主義的立憲主義、前期的資本↓上からの改革、↓外見的立憲主義、といふ二つの型が革命の過程のなかで激突した典型例であり、「上からの改革」に対応する一七九一年憲法が、「下からの革命」に対応する一七九三年憲法によって粉砕され、自由主義的立憲主義への方向が決定づけられたのである」⁽²⁷⁾。

(ii) 「にもかかわらず、——あるいは、まさにそれゆえに——、後代において、一七九三年憲法は「現状批判的運動のシンボル」となり、一七九一年憲法は、「全体として『西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法』あるいはブルジョワ的憲法Ⅱ近代立憲主義の綱領的シンボル」となった」⁽²⁸⁾。

(iii) ただし、一七九一年憲法に含まれていた憲法的フォーミュラのすべてが、そのまま「西ヨーロッパ型」憲法に継承されたわけではない。例えば、「近代立憲主義確立期の『西ヨーロッパ型』憲法の主権原理は、……実は *souveraineté nationale* ではなく *souveraineté populaire* すなわち、「議員や政府を、少なくともたてまえ上は選挙人団の監視のもとにおく」主権原理……となつてゆくのであり、普通選挙制が一般化してゆく点とともに、むしろ、一七九一年憲法の原理が次第に否定され、一七九三年憲法の原理が、たてまえとしては承認されるようになってきて⁽²⁹⁾いる」。こうして、一七九三年憲法の *peuple* 主権は、「いったん舞台から姿を消し」ながらも、「のちの、近代立憲主

義確立の段階で、すなわち、消極国家に対応する近代憲法の原理体系のなかで、「定着」する⁽³⁰⁾。

(iv) したがって、フランスでは、近代立憲主義が確立する第三共和制憲法の運用過程において、people主権のたてまえが定着し、第五共和制憲法でもpeople主権が採用される。また、普通選挙制度等の導入に伴う「半代表制」への展開は、このようなnation主権からpeople主権への、主権原理の展開に対応する⁽³¹⁾。

以上の見解についても、一七九三年憲法に関連する範囲内において、いくつかの課題・疑問を提示することができよう。まず、革命の構造についての高橋説が前提的に承認され、一七九三年憲法の担い手や制定過程についての実証的検討が捨象された結果、その歴史的性格、ブルジョワの本質と境界の問題が必ずしも明らかにされているわけではない、ことである。そのため、近代立憲主義確立の段階で定着したとする「自由主義的立憲主義」の具体的内包と一七九三年憲法原理との異同の問題にも、なお不明な点が認められる。ここでは、第三共和制以降定着したとされるのは、あくまでpeople主権の「たてまえ」なのであり、一七九三年憲法が採用した人民投票等の手続きであったわけではないことも、確認しておかなければならない。と同時に、「半代表制」「people主権」の成立要件(いわゆる「制度論的内包」)の問題も、杉原教授の場合と同様、問題にせざるをえないであろう。普通選挙制度、解散制度、人民提案ないし人民投票制度など、樋口教授によって例示された「半代表制」の諸標識(=people主権の実現形態)からすれば、おそらくジロンド憲法草案にも、一七九三年憲法同様、people主権の憲法という規定を与えなければならなくなるであろう。この場合には、ジロンドンとモンタニャールの対抗を前提とする高橋説の図式とは反対に、(所有原理のみならず)主権原理の点でも両者の同質性を認めることとなり、高橋説の構図と矛盾することになるのではないだろうか。

さて、以上に概観したところから、フランスおよび日本の憲法学界では、歴史学におけるフランス革命の構造論の対立、および、憲法学における主権原理についての理解の相違を反映して、一七九三年憲法をはじめとするフランス革命期憲法の原理とその憲法的位置づけについて、さまざまな見解の対立があることが明らかになった。とくに、一七九三年憲法の主権原理については、杉原教授と樋口教授との対立のなかに、多くの論点が含まれていることが注目された(両教授の主権論の対立点と最近の展開については、第三章第二節(II)1の注(2)(二一九頁以下を参照されたい)。

本書の直接の検討対象として、歴史学および憲法学の研究成果をふまえた総合的・実証的検討を企図している一七九三年憲法には、今日なお、その歴史的性格・担い手、憲法原理のブルジョワ的な本質と限界(逸脱部分の本質)の問題、「人民主権」⁽³²⁾原理の規範論理的なメルクマール、主権原理と人権原理(とくに所有原理)との相剋の問題、その他の解明され尽くしていない多くの疑問・課題があることも明らかに思ったと思われる。

しかし、現時点では、これらの複雑な諸課題のすべてに対して、最終的な解答を提示しうることは困難である。以下では、すでに明らかにした研究目的と方法にそって、一七九三年における他の憲法原理(ジロンド派、ロベスピエール・ジャコバン派、アンラジエール民衆の憲法原理)との比較検討を基調としつつ、次章以降の検討のなかで、可能な限り、これらの問題に言及してゆくこととしたい。

(1) 戦前および戦後初期の憲法学では、フランス革命期憲法の研究は数少ない。なかでは、宮沢俊義「国民代表の概念」『公法学の諸問題』(一九三四年)(後に『憲法の原理』(一九六七年)一八五頁以下所収)、美濃部達吉「議会制度論」(一九四六年)三一頁以下、清宮四郎「権力分立の研究」(一九五二年)二〇五頁以下、などが主なものである。一七九三年憲法については、憲法史研究の一貫として、鈴木安蔵「憲法の歴史的研究」(一九三三年)二〇―二二頁で検討されている。また、同『比較憲法史』(一九五一年)のなかで、一七九三年憲法が「革命的民主主義憲法」「近代社会初期におけるブルジョア民主主義憲法」として、ほぼその極限におよんだもの(一一五―一六頁)として叙述されているこ

とも注目される。

- (2) 長谷川正安『フランス革命と憲法(上)(下)』(法律学体系・第二部、法理学論篇Ⅱ)、一九五三年(後に、『フランス革命と憲法』(一九八四年)所収)、同『フランス憲法の発展と特質』一九五二年)参照。なお、一七九五年憲法については、長谷川「テルミドール反動と九五年憲法」戸沢鉄彦選歴記念論文集『ブルジョア革命の研究』(一九五四年)二〇五頁以下がある。
- (3) 長谷川『フランス革命と憲法(下)』九頁、『フランス革命と憲法』一〇四頁。
- (4) 長谷川『フランス革命と憲法(下)』四〇頁以下(とくに八一・八七・九八頁)、『フランス革命と憲法』一六四頁以下参照。
- (5) 稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利宣言』」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第三卷(一九六八年)八七頁以下参照。
- (6) 稲本・前掲論文一三二頁。
- (7) この他、フランスにおける社会権法理の形成に関する中村睦男教授の研究においても、従来から一七九三年憲法の平等主義と社会権の萌芽が指摘されてきたのに比して、むしろ、フランス革命の「個人主義的・自由主義的原则」の一貫性が指摘されているように見える点が注目される(中村睦男『社会権法理の形成』(一九七三年)参照。例えば、五四頁以下において、一七九三年憲法で「公的救済」に対する国家の義務が「より明確にされた」ことが指摘されるが、一七九一年憲法下のそれと異質なものは捉えられていないようである)。もともと、これらの研究は、一七九三年憲法を直接の検討対象とするものではないため、その位置づけが必ずしも明確にされていないとしても、それはやむをえないものであろう。
- (8) ほかにフランス革命期憲法の主権思想について重要な指摘を含むものとして、樋口謹一「フランス革命憲法における主権思想」同志社法学四五号(一九五七年)一頁以下、「フランス革命における半直接民主制」同志社法学五五号(一九五九年)一頁以下、さらに、「権力機構」桑原編『フランス革命の研究』(一九五九年)九六頁以下、がある。ここで

は、一七九一年のフウイヤン派、一七九三年のジロンドン・モンタニヤール派、一七九五年のテルミドール派が構想した主権原理が、各々、「国民主権」、「人民主権」、「市民主権」として論じられている。

- (9) 高野真澄「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」尾道短期大学紀要一六集(一九六七年)三三―七〇頁。
- (10) 高野「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論」奈良教育大学紀要一九卷一号(一九七〇年)一一―頁以下。
- (11) 高野「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論」一二〇頁。
- (12) 高野教授のフランスの代表制についての研究は、「フランス憲法における代表民主制の展開」尾道短期大学紀要一五集(一九六六年)一一―八七頁、「フランス代表民主制の現代的展開(1)(2)」奈良教育大学紀要二四卷一号(一九七五年)七七頁以下、同二五卷一号・一九七六年・七九頁以下参照。とくに後者では、(後にみる杉原教授の見解を支持することによって)現代フランスの「半代表制」の基礎に「人民主権」原理を見出す諸学説に対して批判的な見解が示されている(「フランス代表民主制の現代的展開(2)」八一頁以下参照)。
- (13) 柳春生「一七九一年憲法における人民主権思想の展開」法政研究三九卷三一―四号二〇〇頁。また、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(2)」法政研究四〇卷一号、一一―六頁以下において、「人民主権」を「国民主権」とは異質の概念であるとする杉原教授の見解を「氏独自の見解である」として、異議が唱えられている。
- (14) 柳「一七九一年憲法における人民主権思想の展開」一九九頁。一七九三年憲法については、同「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」法政研究三四卷五一―六号五一―七頁以下も参照。
- (15) 柳「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(2)」一三四頁。
- (16) 杉原泰雄「人民主権の史的展開」(一九七八年)二五―二八頁。
- (17) これらの諸論点に関する論争、あるいは、杉原説に対する異議・反論等について、ここでは逐一紹介することはできないが、論点(a)についての遠藤輝明教授の反論、論点(b)・(f)に関する岡本明教授、渡辺良二教授、柳教授からの批判

などは、杉原前掲書（『人民主権の史的展開』二〇頁（注9）、二四頁（注17）でとりあげられている。また、論点(e)―(i)の主権原理・代表原理に関するものは、杉原「最近の国民主権論争とその課題」月刊法学教室二〇―二四号（一九八二年）、「現代議会議政と国民代表の原理」法律時報四九卷一―四号（一九七七年）（いずれも『国民主権と国民代表制』所収）のなかで論じられているため、これらを参照されたい。このほか、論点(c)・(d)に関して、ここで念頭においているのは、隅野隆徳「書評・杉原泰雄『人民主権の史的展開』」歴史学研究四八九号（一九八一年）、岩本勲「バブーフの独裁論・覚え書き―杉原教授のご批判に寄せて」『フランスにおける革命思想・増補版』（一九八〇年）等である。

- (18) 杉原『国民主権の研究』六五頁。
- (19) 杉原『国民主権の研究』六一―六四頁。
- (20) 杉原『国民主権の研究』二八〇頁。
- (21) 杉原『国民主権の研究』二七三―二七四頁。
- (22) 杉原『国民主権の研究』六六頁。
- (23) 杉原『国民主権の研究』二八〇頁。
- (24) 杉原『国民主権の研究』二九〇―二九四頁。
- (25) 杉原「国民主権の史的展開(6)」法律時報五四卷六号（一九八二年）六五頁以下参照。なお、「半代表制」・「直接制」の基礎に「国民主権」原理をもつことについては、同「国民主権の史的展開(1)―(18)完」法律時報五四卷一―五五卷七号『国民主権の史的展開』所収）のほか、「いわゆる『半代表制』(le gouvernement semi-représentatif)の構造について」『一橋論叢一九七一年一月号』（杉原『国民主権と国民代表制』所収）などを参照。
- (26) 樋口陽一「近代立憲主義と現代国家」一四一頁。
- (27) 樋口『近代立憲主義と現代国家』一三六頁。
- (28) 樋口『近代立憲主義と現代国家』一四一頁。
- (29) 樋口『近代立憲主義と現代国家』一四一―一四二頁。

- (30) 樋口『近代立憲主義と現代国家』二八九頁。
- (31) 樋口『半代表』概念をめぐる覚え書き」芦部編『近代憲法原理の展開Ⅰ』（一九七六年）五五頁以下、「半代表」概念をめぐる覚え書き・補遺」法学四四卷五・六号（一九八一年）も参照。
- (32) 樋口『半代表』概念をめぐる覚え書き」六五頁以下参照。ここでは、本文であげた「諸標識」のほか、再選可能性、事実上の議員の被拘束性の強化、比例代表制、などが例示されている。
- (33) 本節での「人民主権」の表記の仕方については、前項二一（二五頁）注(3)で示した原則によっているが、各学説については、各々の用法、表記方法に従った。

第一章 フランス革命とジャコバン主義

第一節 フランス革命の構造と憲法思想

一 革命の担い手と憲法思想

すでに序章でも触れたように、フランス革命の構造をめぐる歴史的認識については、フランスおよび日本の歴史学界に見解の対立が存在する。とくに、最近のフランスにおける革命論の動向には、過渡期的な展開が認められる。それは、主として、マルクス主義歴史学の立場からフランス革命をブルジョワ革命の典型として理解してきたルフェーブル、ソブールらの従来の支配的見解（一九世紀初頭以来のフランス歴史学の「古典的」解釈）に対して、主として非マルクス主義的な「社会史」研究の立場から、「ブルジョワ革命論」に対する否定論が提示されてきたことである。柴田三千雄教授の整理によれば、従来のマルクス主義のブルジョワ革命論は、次のように「図式主義的に要約」される。「アンシアン・レジーム下における資本主義的生産様式の発展（経済）↓その担い手たるブルジョワジーの興隆（社会）↓旧生産様式の担い手にして旧社会の支配階級たる封建的貴族への階級闘争（政治）¹⁾という歴史的・論理的な経過をへて、封建社会から資本主義社会への移行の画期としてのブルジョワ革命が達成される」と。ところが、学界でこの図式が定着した当初は、政治史の成果と経済史の成果が直結され、「中間項の階級については、実証的根拠のないままに『革命的ブルジョワジー』の存在を想定するにとどまった」ため、やがて社会史研究の展開に

よってその中間分野が埋められてくると、その「革命的ブルジョワジー」の存在等をめぐってブルジョワ革命論の批判・修正がなされてきた。そして、その修正論の第三の局面と解される今日では、「フランス革命は、新エリートによる指導権の主張にはかならない」とみるいわゆる「エリート革命論」が登場するに至る。フェレ、リシエらによつて主張されたこの見解では、革命前後の社会における名望家支配の一貫性(連続性)が指摘され、貴族とブルジョワの闘争という認識を「神話」とする見解が支持されるとともに、フランス革命のなかの啓蒙の革命は、一七八九—九一年の段階で実現したと解される。そのため、すでに序章でもみたように、一七九二—九四年の過程は革命の深化でなく、逸脱(*dérégage*)と理解されることになる。⁽²⁾これに対して、ソールは、雑誌『パンセ』等のなかで論争を展開し、従来のマルクス主義的革命史観を擁護した。ソール亡きあとの今日のフランスでは、いわゆる「アナール」派社会史研究の隆盛に伴って、修正論がしだいに有力になり、従来の主流的革命論の立場にも、研究方法や研究対象の「変質」が認められるようである。

以上のようなフランスの革命史研究の動向には、日本の場合と少なからず近似性が認められる。日本の歴史学界では、マルクス主義的経済史学を基礎とする通説としての高橋説を「批判的に継承する」形で革命史研究が展開されてきた。

まず、市民革命の構造に関して近代化における「二つの道」を提示し、フランス革命の全体を貫く二つの体系が存在することを明らかにした高橋説は、次のように要約できる。

(a) 「市民革命の経済的基礎過程は産業資本の発展に伴う封建的生産関係の排除であり、従つてそれは『封建制から資本主義への移行』への論理的集約をなす⁽⁴⁾」。その過程は、(封建的土地貴族と上層市民層による)前期的資本家層把握型と、(中小生産者層⁽⁵⁾農民層による)独立自営農民主導型との二つの体系の対立抗争過程として理解され、ここに、近代化(資本主義的発展)における「上から」と「下から」の二つの体系が存在する。フランス革命において

も、この二つの体系の対抗は、農業部門・工業部門の展開のなかで貫かれる。

(b) フランス革命において、「上から」の資本主義的推転の方向は一方の体系として一貫しており、「立憲王党(モナルシャン)、次いでフワイヤン党、最後にジロンド党を支柱として」生きのびている。他方、「下から」の体系は「政治的にはモンタニヤール⁽⁶⁾ジャコバンによつて表現され、革命の全過程にわたつてこの二つの社会体系が対決する。「むしろ、この二つの対立的な体系の政治的対決、あるいは国家権力をめぐつての闘争こそフランス革命のプロセスの基礎であり、そして、市民革命のプロセスにおけるこの両体系の決済の政治的表現が外ならぬ『ジロンドンとモンタニヤール』“Girondins et Montagnards”の対立抗争であつた」⁽⁵⁾。

(c) フランス革命の徹底性は、一七八九—九二年のフワイヤン党・ジロンド党支配による封建地代の有償廃止ではなく、一七九三—九四年のジャコバン党・サン＝キュロット(小ブルジョワ)支配による封建地代の無償廃止のもとに貫徹された。したがつて、フランス革命の主たる担い手は、小生産者層・小ブルジョワである。そして、このサン＝キュロット(小ブルジョワ)は、「範疇的には——あるいは本質的には——『ブルジョワ的』のもの⁽⁶⁾」である。

(d) 「国家形態あるいは国家権力の内容もまた、そのような土地問題⁽⁷⁾農民解放の仕方の相違如何に応じて、あるいは西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的な憲法のうちに、あるいはプロシヤ型の絶対主義的な所謂外見的立憲主義 *Scheinkonstitutionalismus* に帰着する憲法のうちに、それぞれ特徴的に表現され、法制化されてくる」⁽⁷⁾と。

さらに、以上の(b)および(d)の点からすればフランス革命期の憲法についても次のような帰結が導かれよう。

(e) 「上から」の近代化を志向するモナルシャン、フワイヤン、ジロンドンによつて制定された一七八九年人権宣言、一七九一年憲法、一七九三年ジロンド憲法草案などは、いずれも非西ヨーロッパ型の外見的立憲主義の憲法であり、「下から」の近代化を志向するモンタニヤール⁽⁸⁾ジャコバンによつて制定された一七九三年憲法は、西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法となる、ことである。

以上のような見解については、種々の批判が提示されてきた。すでに序章でみた論点(d)(e)に関する憲法学からの疑問を別にしても、論点(a)―(c)の諸点について再検討の必要が認められており、フランス革命の「担い手」・「二つの体系」論に関する批判・修正論がその中心である。

すなわち、ルフェーブル以後のフランス革命史研究の成果として、サン・キュロット(都市の政治的民衆)や農民の反資本主義的性格とブルジョワジーとの対抗関係が明らかにされたことによつて、これらを小ブルジョワとして「下から」の革命の担い手と捉え、モンタニヤール・ジャコバンによつて代表されたと解する従来の見方は、必然的に修正を迫られることになった。そこで、日本の歴史学界でも昭和三〇年代以降、小ブルジョワの位置づけや「二つの体系」論の有効性等をめぐつて多くの修正論が提示された。⁽⁸⁾本書の課題に即してみれば、なかでは、ジャコバンとサン・キュロット大衆は異質の集団であること、および、ジロンドンとモンタニヤール・ジャコバンとの間に階級的対立はなく、経済・政治思想も大差はないこと、を主張した井上幸治教授の見解が注目される。⁽⁹⁾後にみるように、モンタニヤール・ジャコバンと民衆(とりわけ都市のサン・キュロット、アンラジエ)との間には、経済的・政治的な利害の対立が存在し、その対抗関係は、両者間の憲法思想・憲法原理の対立・差異によつても確認できるからである。また、ジロンドンとモンタニヤールの関係についても、これらがともにブルジョワジーの代表であつて憲法原理上の本質的対立はなく、その政治的対抗も革命の政治方式・対民衆政策の相違によるものであるという解釈のほうが、後にみるようなジロンド憲法草案と一七九三年(モンタニヤール)憲法との比較研究の結果に、より適合的であるようにみえる。また、仮に、高橋説における二局対立の構図が、単なる「範疇的な対立」であつて「歴史具体的な対立」とそのまま等置しえないことを認めるにしても、⁽¹⁰⁾革命の各段階を貫いて存在したとされる「上から」と「下から」の二つの対抗の他に、民衆とブルジョワジーとの同盟と対立の両面構造を、よりグローバルな視点から捉えることが必要となるであろう。

この点では、「二つの体系」論に代えて、革命の基本的対立関係を、「貴族・特権層(反革命派)、議会派ブルジョワ、民衆運動」という鼎立構造で捉える柴田教授の構図が、少なくとも革命期の諸派の政治理念や憲法原理を問題にする場合には、より妥当性をもつように思われる。(憲法学上の検証は後節に委ねるとして)ブルジョワジーと民衆の関係については、次のように考えられるからである。すなわち、反封建革命の推進というフランス革命本来の課題を遂行するにあつて民衆の力に頼らざるをえなかつたブルジョワジーは、その革命の成果を分配し、法的に確定する段階においては、民衆と利害を異にしていた。実際に革命当初から、封建制廃棄宣言、一七八九年人権宣言の制定など反封建革命遂行の過程で民衆と歩調をあわせたかのようにみえたブルジョワジーは、一七九一年憲法や他の法律によつて封建制廃棄という革命の成果を法的に追認し、近代市民憲法原理を確定するに際して、みずからの経済的・政治的支配を貫徹する必要に直面した。そのために、民衆(受動市民)の政治的権利を剝奪するなどの手段によつて民衆の介入を排除したのである。また、戦争と反革命の危機のなかで、共和主義革命の防衛と推進という課題を担っていた一七九二―九四年の時期においても、ブルジョワジーは、革命課題の遂行のために民衆との同盟を強化し、民衆の要求に接近することを余儀なくされた。そして、封建制の無償廃棄、男子普通選挙制をはじめとする経済的・政治的な諸法制改革が一時的に実現し、民主的な一七九三年憲法が制定された。しかし、結局は、ブルジョワジーの利害を擁護するために民衆運動は弾圧され、革命政府の樹立とともに一七九三年憲法の施行が延期されて民主的な憲法秩序が抛棄されたのである。

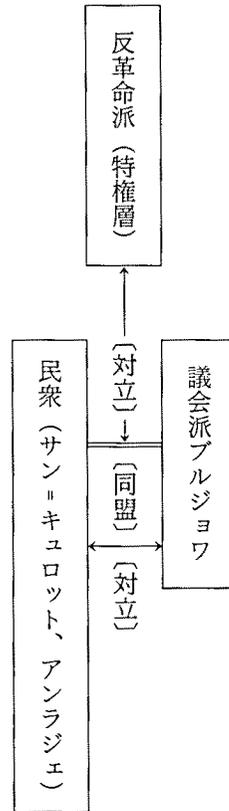
以上のような議会派ブルジョワの対応を憲法原理の点からみれば、人権原理については、一七九一年憲法・一七九三年憲法・一七九五年憲法等の諸憲法がいずれも所有の自由を絶対視し、ブルジョワジーの経済的支配に利する諸原理を掲げていた点で、ブルジョワ憲法原理としての同質性・一貫性が指摘される。一方、主権原理については、ブルジョワジーの政治的支配を確立し、特権層および民衆の支配を排するために、「国民主権」原理がフワイヤン派・

なお、ここでいうフランス革命の主たる担い手としての「議会派ブルジョワ」(議会ブルジョワ)とは、現実の社会的・経済的カテゴリーとしてのブルジョワのうち、国民議会・立法議会・国民公会の議会などを主たる活動基盤として革命を遂行した政治的な指導者たちであり、一つの政治的階級であるといえる。そして、社会的・経済的カテゴリーとしてのブルジョワとは、柴田教授に従えば、「金融ブルジョワ (financier)・大商人 (negociant)・平民地主 (grand propriétaire bourgeois) のような上層ブルジョワから、(商人)製造業者 (marchand-fabricant) と経済史上呼ばれる商工業ブルジョワ・富裕な地農 (grand-fermier) のような中流ブルジョワ、そして独立の小親方や中農層など小ブルジョワまでの広い層を含(む)」とされる⁽¹¹⁾。そして、「これらブルジョワ各層は『第三身分』(非特権層)という連帯感で結ばれ」ているが、これらの中のどの層が革命の指導権をとるかという問題は、「民衆運動の力をどの程度革命の遂行上に必要とするかという情況の要請によって決定され」、ジロンド派からモンターニュ派への移行もそれによって規定されるのである。また、「民衆」の概念についても、ここでは、下層の小ブルジョワから初期プロレタリアートまでを含む都市および農村の大衆を意味するが、都市の政治的な民衆であるサン・キュロットやその過激リーダー、アンラジエなどに代表されるような一定の政治的集団として捉えられる⁽¹²⁾。

いずれにせよ、フランス革命の構造についての以上のような理解は、革命期の憲法原理および憲法思想についての対抗関係を説明する場合にも適合的であることが要求される。それは、革命期の諸憲法が、諸階層間の対抗の政治的決着として、革命の成果を法的に確認するために制定されたものである以上、その憲法原理には、必然的に、主導的階層の諸利益が反映されていると考えられるからである。とくに、フランス革命のように、各階層が異なる憲法思想・原理をもって対抗し、その異同が憲法制定に際して明白に自覚されていた場合には、革命の担い手、諸階層間の対抗関係の検討にとっても、憲法原理の異同の問題が有効な判断材料を提供すると考えられる。この点では、革命の基本問題あるいは最高課題を「国家権力の把握」と解したうえで、憲法問題にまで言及した高橋教授の

テルミドール派によって一七九一年・一七九五年憲法で採用されたのに対して、民衆の政治参加を可能とする「人民主権」原理が一七九三年のジロンド派・モンターニュ派によって標榜されるに至る。このように、少なくとも表面上は、質的に異なる二つの主権原理が対立的に標榜されたことからすれば、議会派ブルジョワの内部に、ブルジョワの専制をめざすものと民衆の要求に対処しようとするものの二つの体系が存在したことを認めることが可能であろう。もつとも、この場合にも、二つの体系の対立をジロンドンとモンターニュの対立に集約することには問題がある。もし両者の対立を強調することに意味があるとすれば、それは、一七九三―九四年に示された両派の諸政策の相違にみるような議会派ブルジョワ内の対民衆政策の差異、民衆の諸要求への対応の違いを明らかにするものにはすぎないといえるであろう。後にみる一七九三年憲法の制定とその実施延期をめぐる経過は、このようなブルジョワジーと民衆(サン・キュロット、アンラジエ)との同盟と対抗関係の複雑さを最もよく物語っていると思われる。

さて、以上のような理解からすれば、柴田教授の「反革命派(特権層)・議会派ブルジョワ・民衆運動」という基本的対立構図は、平面的な鼎立関係ではなく、次のような複合的な関係を意味していると考えられる。ここでは、後に憲法原理上の検証を行う前提的な理論的仮説として、左図のようなフランス革命の構造観に立つことを明らかにしておくことにしよう。



方法は、それ自体として承認されてよいと思われる。また、憲法原理のなかでは、「国家権力」の帰属に関する主権原理、および、人権原理のなかで中心的な位置にあった所有原理の検討が重要な意味をもつ。これら主権や所有の在り方の問題こそ、革命の担い手としての議会派ブルジョワや民衆の主要関心事であったからである。

ところで、フランス革命前夜の法思想として、(a)貴族主義的思想類型、(b)開明専制主義的思想類型、(c)民主主義的思想類型、の三つに分類されることが一般的である。⁽¹²⁾このうち、(a)はモンテスキューなどの法服貴族に代表される法思想である。(b)は貴族特権に敵対する上層ブルジョワジーの立場を表明するものであり、ヴォルテールや、アンシクロペディスト(百科全書派)のデイドロ、ダランベール、モレリなどのほか、神聖絶対の所有制度確立を主張するフィジオクラート(重農主義者)の法思想がこれに含まれる。また(c)は、直接民主政の理想と平等を説くルソールの法思想に代表される、と解されている。

これらの法思想の系譜は、フランス革命期において、各々、貴族・特権層(反革命派)、議会派ブルジョワ、民衆、という各々の担い手に継承され、すでに明らかにしたような革命の構造(三者対立の基本構図)に対応する。とくに、(b)のフィジオクラートの法思想は、革命初期に上層ブルジョワジーのイデオログとして大きな役割を果たしたミラボー(Mirabeau)、『ラファイエット(Lafayette)』シエイエス(Sieyès)、『デュポン(Dupont de Nemours)』らの思想に影響を与え、一七八九年人権宣言、一七九一年憲法等の制定過程でその憲法思想が提示された。また、フィジオクラートの法思想は、モンターニュ派のダントン(Danton)、『シャボ(Chabot)』らに対しても一定の影響を与えた。例えば、デイドロの影響は、モンターニュ派のエロー・ド・セシェル(Hérault de Séchelles)のほか、平原派(ブレン派)、ジロンド派などに認められる。コンドルセ(Condorcet)やジロンド派のメンバーに対するヴォルテールの思想の影響が指摘されることも多い。⁽¹³⁾また、(c)のルソールの法思想は、一七九二年頃から盛んになったサン＝キュロット運動の思想(サン＝キュロット主義)や、ロベスピエールをはじめとするジャコバン派の思想(ジャコバン主義)、さらには、一七九五年の平等派の陰謀をもたらしたバブーフ(Babouf)の思想(バブーフ主義)にも影響を与えている。

こうして、革命前夜の法思想の対抗は、革命期の憲法思想の対抗と概ね一致していることが理解できる。とりわけ、議会派ブルジョワのそれと民衆のそれを比較する場合には、(b)と(c)の対抗を問題とすることが不可欠である。実際にも、一七九三年憲法制定を主導したジロンド派やモンターニュ派にもルソールの影響が認められるが、⁽¹⁴⁾厳密には、これらの議会派ブルジョワの憲法思想と当時の民衆運動のそれとの間には、差異が存在している。本書では、とくにルソールの影響が強く認められるロベスピエール派の憲法思想を他の議会派ブルジョワのそれと区別し、議会派ブルジョワと民衆の憲法思想の中間に位置させつつ、両者の対抗を検討することにする。このような視点から一七九三年憲法制定期に示された諸草案の憲法原理を比較検討することは、ルソールの憲法思想の継承度の比較としても意味があると思われる。

(1) 柴田三千雄「フランス革命とブルジョワジー」柴田三千雄・成瀬治編『近代史における政治と思想』(一九七七年)五六頁参照。

(2) 柴田・前掲論文六八頁以下、柴田『近代世界と民衆運動』(一九八三年)二三八頁以下参照。なお、最近のフランスの研究動向については、前掲拙稿「フランス革命二〇〇年と憲法学」、「ブルジョア革命と憲法」、「フランス革命と『民衆憲法』」など、序章第二節「一頁注(3)であげた文献のほか、〈dérapage〉をめぐる論争については、とくに J. R. Suratteau, *op. cit.*, pp. 22-24, 80-82; A. Gerard, *op. cit.*, pp. 110 et s. を参照された。

また、フュレ、リシエールの修正論についての文献として次のものがあつた。

F. Furet et D. Richez, *La Révolution française*, 2 vols. 1965-66; D. Richez, "Autour des origines idéologiques de la Révolution française", *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, (N° A. E. S. C. 1) janv.-fév., 1969, pp.

1-23; F. Furet, "Le catéchisme révolutionnaire", A. E. S. C., 1971, mars-avril, pp. 255-289, *Penser la Révolution française*, 1978, pp. 113 et s.; G. Chaussinand-Nogaret, "Aux origines de la Révolution : nobless et bourgeoisie" A. E. S. C., mars-juin, 1975, pp. 265 et s., etc.

(c) A. Soboul, "Sur l'article de Michel Grenon et Régine Robin", *La Pensée*, no. 187, 1976, pp. 31-35; "Du féodalisme au capitalisme", *La Pensée*, no. 196, 1977, pp. 61-78; "Qu'est-ce que la Révolution?" *La Pensée*, no. 217, 1981, p. 33-45; C. Mazauric, "Réflexions sur une nouvelle conception de la Révolution française", *Annales historiques de la Révolution française*, no. 189, juillet-sept, 1967 等が有名。

- (4) 高橋『市民革命の構造』二四七頁。
- (5) 高橋『市民革命の構造』一四頁。
- (6) 高橋『市民革命の構造』一六頁。
- (7) 高橋『市民革命の構造』二六頁。
- (8) 遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」岡田与好編『近代革命の研究』上巻(一九七三年)一九一頁以下参照。
- (9) 井上幸治『近代史像の模索』(一九七六年)四一—四二頁参照。
- (10) 遠藤・前掲論文二〇〇頁では、高橋説についての誤解の原因は「封建的土地所有」と「産業資本」との範疇的な対立を歴史具体的な対立とそのまま等置してしまうところにある」と指摘されているが、これについては、杉原泰雄「人民主権の史的展開」二八頁以下(三〇—三一頁)で反論がなされている。
- (11) 柴田『バブーフの陰謀』八一—〇頁注(1)参照。さらに、「貴族の革命」の位置づけが今日の革命史研究における重要な論点となっていることからすれば、貴族等の反革命派の概念についても、フランス革命前夜からの歴史的経過をふまえた入念な検討を要するものであるが、ここでは、革命勃発以降の諸局面で封建的諸特権に固執しブルジョワ革命の進展に抵抗する保守的旧特権層を意味するものと解し、上層の議会派ブルジョワと共に革命を推進した自由主義的貴族層はここには含まれないものとして解しておくことにする。

- (12) 野田良之『フランス法概論』上巻(一九七〇年)五三五頁以下参照。
- (13) フランス革命期の思想については、河野健二「フランス革命と経済思想」『フランス革命とその思想』(一九六四年)二〇七頁以下、同「経済思想」桑原編『フランス革命の研究』(一九五九年)一九三頁以下、上山春平「哲学思想」桑原編・前掲書二二三頁以下、B・グレットウイゼン(井上訳)『フランス革命の哲学』(一九七七年)四三三頁以下、など参照。
- (14) ルソーの影響については、A. Soboul, "Classes populaires et rousseauisme", "Jean-Jacques Rousseau et le Jacobinisme", *Pyssans, Sans-culottes et Jacobins*, 1966, pp. 203 et s., pp. 257 et s. がよく参考になる。

二 一七九三年の革命状況

一七九二年八月一〇日の変革によって、フランス革命は、新たな段階に入った。王権停止に続いて、八月一日のデクレで能動・非能動(受動)的市民の区別が廃止され、男子普通選挙制によって国民公会選挙が実施された。九月二〇日に招集された国民公会は、翌二二日に王位廃止を決定して共和制を宣言し、共和制憲法の制定作業にとりかかった。

当時の国民公会の構成は、議員定員七四九名のうち、シロンド派約一六〇名、平原派(ブレン派)約四〇〇名、モンターニュ派約二〇〇名であり、平原派(ブレン派)を中央に、シロンド派・モンターニュ派が対立する形をとっていた⁽¹⁾。当初は、フワイヤン派にかわって政権を担当していたシロンド派が与党となり、一七九二年末ごろまでは、平原派がこれに同調していた⁽²⁾。シロンド派は、大商人や銀行家、大土地所有者などいわゆる大ブルジョワジーの利益を代表し、シロンド県とくにホルドー出身の議員であるジャンソネ(Gensonne)、ヴェルニョー(Vergniaud)、

ガデ (Guadet)、デュコ (Ducos) が中心となって活躍した。また、パリ選出の議員には、ブリソー (Brisot)、クラヴィエール (Clavière) がおり、ロラン夫人等のサロンに結集していた。また、議場の低位に陣どったことからマレー派 (沼沢派) とも呼ばれた平原派は、上・中層ブルジョワジーを支持層とし、カンボン (Cambon) や、バレー (Barère) など、有力な議員達を擁していた。彼らは、まとまった党派を作らず、時宜に応じてジロンド派やモンターニュ派に同調したが、テルミドールの反動によってモンターニュ派が没落した後には主導権を握り、「フランス革命を通じて最終的に勝ったのは、平原派とその背後にいた者である」と考えられている⁽³⁾。

モンターニュ派は、主として中・下層のブルジョワジーを支持層とする党派であり、一七九三年一月のルイ一六世の処刑問題等をめぐってジロンド派と鋭く対立し、一七九三年五月末―六月のジロンド派追放後、平原派の支持を得て権力を掌握した。モンターニュ派のなかでは、モンターニュ主流派が主導的地位を占め、その右にダントン派、左にロベスピエール派、エベール派が位置した。これらのうち主流派には、カルノー (Carnot)、ランデ (Lindet)、プリュール・ド・ラ・コートドール (Prieur de la côte d'Or)、プリュール・ド・ラ・マルヌ (Prieur de la Marne)、ジャンボン・サン＝タンデル (Jeanbon Saint-André)、エロー・ド・セシエルらがあり、六月以降公安委員会・保安委員会・財政委員会等で実質的な政権を担当した。彼らの出身および支持階層は、概ね中流のブルジョワジーであり、地方の有力者であったといえる。この派は他の三派と違ってそれ自体派閥的な色彩はもたず、浮動的な位置にあつた者が多い。例えば、エロー・ド・セシエルは、貴族出身でダントン派・エベール派ともつながりを持ち、一七九四年四月にダントン派として処刑された。また、公安委員会のメンバーであり、ロベスピエール派打倒に重要な役割を果たすことになるコロ・デルボア (Collot d'Herbois)、ビヨール＝ヴァレンヌ (Billaud-Varenne) らは、コルドリエ・クラブなどを通して民衆とのつながりも深くエベール派に数えられることも多いが、モンターニュ主流派として位置づけることが可能である。ついで、「八月一〇日の英雄」ダントンを中心とするダントン派に

は、ジャーナリストのカミーユ・デムーラン (C. Desmoulins)、バジール (Basire)、シャボ (Chabot)、ルジャンドル (Lugendie) がおり、民衆の支持を集めた反面で、投機的な上層ブルジョワジーとも結んでいた。このため、ダントン派は、一七九四年四月にインド会社疑獄事件での腐敗を理由に粛正された。また、エベール派には、『ペール・デュシェーヌ』などを刊行して民衆運動を指導したエベール (Hébert) のほか、ロンサン (Ronsin)、モモロ (Monro) が、それにプロシアの貴族クローツ (Cloots) がおり、その過激主義と民衆の支持の反面で、上層ブルジョワや外国人銀行家とのつながりもあつた。このため、ダントン派に先だつて一七九四年三月にロベスピエール派によって粛正された。

さて、ロベスピエール派は、ロベスピエール、サン＝ジュスト (Saint-Just)、クートン (Couthon)、ル・バ (Le Bas) など少数の議員からなっていたが、その支持層は、ロベスピエールの家主デュプレー (Duplay) のような小ブルジョワ層、上層のサン＝キュロットなど広範であり、民衆と議会派ブルジョワとの紐帯として重要な役割を果たした。ロベスピエール派は、ダントン派・エベール派粛正の後孤立し、一七九四年七月のテルミドール反動によって没落した。

一般には、一七九三年六月以降モンターニュ派が政権を担当し、一〇月以降はロベスピエールを中心に革命政府が樹立されたことから、ロベスピエール派の独裁が強調され、また、それはモンタニヤールシヤコバン独裁とも呼ばれている。しかし、モンターニュ派の一党独裁のようにみえるこの時期にも、実質的な政権はモンターニュ主流派や平原派のバレールらが握っており、いわばモンターニュ派と平原派の連合政権が基礎にあつたと解すべきである。しかも、革命裁判所や警察面以外でのロベスピエール派の役割を過大評価することは戒めなければならず、また、これをシヤコバン独裁と呼ぶことも、厳密には妥当でないといえる。一七九三―九四年にはモンターニュ派議員の多くがシヤコバン・クラブの主要なメンバーであつたとはいえ、モンターニュ派とシヤコバン派を同視する

ことはできないからである。実際、ロベスピエール派がジャコバン・クラブで主要な地位を占めたことは事実でも、モンターニュ派議員のすべてがジャコバン・クラブ員であつたわけではなく、モンターニュ派主流派のカルノー、ブリュール・ド・ラ・コートドールなどはジャコバン・クラブには入っていないかつた。また、ダントンは、一七九〇年にコルドリエ・クラブを創設して活動基盤としていたほか、エペール派を中心とするモンターニュ派のメンバーはコルドリエ・クラブやパリのコミューンなどで活躍していた。

このように、一七九三年憲法の制定期には、議会外の政治団体として、議員を中心とするジャコバン・クラブのほか、コルドリエ・クラブのような民衆を中心とした民衆協会 (sociétés populaires) が数多く存在していた(ジャコバン・クラブは、通常この民衆協会に数えられることはなく、議会と民衆の政治的対立の中間に位置するものと考えられている)。このほか、パリ市の行政区画としての四八セクションに設置された種々の委員会やセクション総会もサン・キユロット、アンラジェの重要な活動基盤となつていた。また、自治体としてのパリのコミューン(自治市会)も、民衆の政治基盤として、国民公会やジャコバン・クラブ等と対抗関係をもち、政治的要求を繰り返した。外国の干渉戦争と反革命暴動の続出した一七九三年には、各地から徴集された連盟兵も革命の進展に重要な役割を演じた。

一七九三年の年は、一六世処刑問題によるジロンド・モンターニュ両派の対立に明け、ブリソーの報告に基づき二月一日の対イギリス・オランダ宣戦布告によって本格的な戦争の危機を迎えた。第一次対仏大同盟のまえに戦況は日毎に悪化し、これに対処するために二月二四日に決定された三〇万人の強制徴兵措置は、かえって、窮乏した農村の不満を増大させた。各地に起こつた反革命の暴動の中で最大のものは、ヴァンデの反乱(三月一〇日)であり、この反乱は、その後のデムーリエの反逆等とあいまつて、民衆の危機意識と反感を掻き立てた。加えて、前年からの経済危機が深刻化して食料の不足、物価の高騰、アシニアの価値の下落等が民衆の生活を逼迫させた。このような革命の危機においては全国民の総力の結集と民衆の生活再建が主たる政治課題となつたが、上層ブルジョワ

ジーの利益に固執するジロンド派には民衆の要求に応えることはできなかった。民衆の期待は、当然これにかわるモンターニュ派に集中し、革命防衛の任を自覚したモンターニュ派は、民衆勢力の重要性をすぐに悟つて平原派と共に民衆に満足を与えるための階級政策を準備した。革命裁判所の設置(三月一〇日)、監視委員会・公安委員会設置(三月二日・四月六日)、亡命者に関する法令の強化(三月二八日)に続くアシニアの強制通用令(四月一日)、穀物・小麦粉の最高価格令(マキシムム)(五月四日)、富裕市民に対する一〇億リーブルの強制募債令(五月二〇日)などがそれである。そして、これらの措置がジロンド派の監視と民衆勢力の結集につながり、五月三十一日・六月二日の事件によってジロンド派が追放された。五月末の蜂起では、アンラジェのヴァルレ(J. Varlet)らが指導するパリのセクション連合が担い手となつたが、六月二日には、パリのコミューンの代表とジャコバン・クラブの代表を加えた指導者のもとに八万人の武装兵が国民公会を包囲し、二九人のジロンド派議員の逮捕が決定された。

こうして到来したモンターニュ派独裁(実際には平原派との連合政権)の時代は、対外戦争の危機(七・八月には、対仏同盟の侵攻で全国境が危機に瀕していた)、反革命の危機(地方に逃れたジロンド派を中心に国内の三分の二の地域で叛乱が激化していた)、食糧不足・物価騰貴などの経済的危機(とくにパリでは投機・買い占めによる価格急騰で民衆運動が激しさを増していた)によって革命期最大の危機にあつた。とくに、アンラジェらに指導された都市の民衆の国民公会とモンターニュ政権に対する批判が強まり、農民が反革命派への傾斜を強めたことは、モンターニュ派にとって一層の脅威となつた。そこで「民衆の諸要求を満たして民衆と手を握ることによってのみ革命に勝利しうる」という確信から、亡命者財産の分割売却の許可(六月三日―七月二五日)、一切の封建的諸権利の無償廃棄(七月一日)、買い占め禁止(七月二六日)などの階級的政策がとられることになる。この段階では、六月二四日に急遽採択され、八月にかけて人民投票に付された一七九三年憲法の制定も、民衆との同盟を強化するための重要な仕事であつたのは事実であり、七月二七日に、民衆に支持の厚いロベスピエールが公安委員会に参加したことも民衆との関係

で捉えることができる。ところが、革命防衛・国家防衛最優先政策の前にアンラジェラの活動は過激さを増し、民衆の困窮もつるなかで、集権的独裁への傾斜を強めたロベスピエール派と民衆運動との対立がしだいに明らかになっていった。こうして、九月初旬には、アンラジェが逮捕・弾圧され、反革命容疑者法（九月十七日）によって、多数の民衆が革命裁判所で処刑された。⁽⁶⁾そして、一〇月一〇日には、一七九三年憲法の施行延期・「平和到来までの」独裁Ⅱ革命政府樹立（二月四日正式樹立）が決定されたのである。

- (1) M. Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, t. 1, 1932, p. 206, 前川「ジロンド派とモンターニュ派の対立」桑原編『フランス革命の研究』（一九五九年）五〇〇頁など参照。
- (2) 一七九二年三月に成立した新内閣は、内務大臣ロラン（Roland）、大蔵大臣クラヴィエール、外務大臣ルブランなど、ジロンド派が指導権を掌握した。このほか、法務大臣ダントン、陸軍大臣セルヴァンなどもいたため、必ずしもジロンド派の単独政権ではなかったが、同派が主導権をもっていたことは否定しえない。ジロンド派とフワイヤン派の支持基盤の相違については、小林良彰『フランス革命史入門』（一九七八年）一八八頁以下参照。ここでは、両者の支持層とともに大ブルジョワジーと解することに由来する解釈の混乱が指摘され、両者の相違が、領主的性格、特権的性格、寄生的性格によることが明らかにされている（同書二〇四頁）。
- (3) 小林良彰『フランス革命経済史研究』（一九六七年）一〇〇頁参照。なお、平原派・モンターニュ派議員の出身階層・支持階層についても、同書一〇二頁以下が参考になる。
- (4) ジョンスは、一七九三年一月以降の革命勢力について、コミュニオン、連盟兵、セクションという三要素を提示している。J. Jaurès, *Histoire socialiste de la Révolution française*, t. 7, pp. 3 et s., 村松正俊訳『仏蘭西大革命史（七）』（一九三二年）三頁参照。このほか、一七九三年の革命状況については、以下の文献を参照。
- A. Aulard, *op. cit.*, pp. 268 et s.; M. Bouloiseau, *La République jacobine*, 1972, pp. 53 et s.; R. Cobb, *Terreur et*

Substances 1793-1795, 1966, pp. 3 et s.; M. Deslandre, *op. cit.*, t. 1, pp. 218 et s.; Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 1968, pp. 273 et s.; A. Mathiez, *La vie chère et le mouvement social sous la Terreur*, t. 1, 1973 (1927), pp. 109 et s.; A. Mathiez, *La Révolution française*, t. 3, pp. 1 et s. (おち・市原訳『フランス大革命（下）』一九五九年）一頁以下）； Mortimer-Ternaux, *Histoire de la Terreur, 1792-1794*, t. 8, 1881 pp. 1 et s.; A. Soboul, *La Révolution française, 1789-1799*, t. 2, 1951, pp. 229 et s. (小場瀬・渡辺訳『フランス革命（下）』一九五三年）一六頁以下）； A. Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, 1962, pp. 21 et s. (井上幸治監訳『フランス革命と民衆』一九八三年）三三頁以下）； 井上幸治『ロベスピエールとフランス革命』（一九八一年）九八頁以下

を参照。

- (5) A. Soboul, *La Révolution française, 1789-1799*, p. 238.
- (6) コトシヨは、テールの貸借対照表として革命裁判所の処刑者数等を調査しているが、それによれば、革命裁判所の処刑の原因は、叛乱・反逆七八パーセント、フェデラリスム一〇パーセント、言論犯罪九パーセントで、賈い占め等の経済的理由によるものはわずか一・二五パーセントにすぎない。また、階級別では、労働者三二パーセント、農民二八パーセント、ブルジョワ二五パーセント、貴族八パーセント、僧侶七パーセントである。貴族・僧侶の各人口は総人口の約二パーセントであるから、実質的比率はきわめて高いが、それにしても、労働者・民衆の処刑者の比率が高いことが注目される。J. Godechot, *op. cit.*, pp. 386 et s. 参照。

第二節 ジャコバン派とジャコバン主義

すでに序章のなかで、一七九三年憲法が「ジャコバン憲法」と称され、後代において、あたかもそれがジャコバン派あるいは「ジャコバン主義」の所産であるかのように取り扱われてきたことを指摘した。しかし、たとえ一七九三年憲法の制定の過程で、当時のジャコバン派の理念が大きな影響を与えたことは事実であるとしても、厳密には、一七九三年憲法をジャコバン派・ジャコバン主義の所産であるかのように解することは妥当ではない。前節二でみたように、ジャコバンというのは、フランス革命期を通じて議会外に存在した一大政治結社であり、議院内党派ではないばかりか、一七九三年憲法制定の主導者とは言えないからである。

一七九三年憲法が議会派としてのモンターニュ派を中心して制定される過程は次にみるが、本書では、一七九三年憲法原理との対比として、ロベスピエール（およびこれに代表される当時のジャコバン派）の憲法原理をジャコバン・クラブで採択されたその憲法草案をもとに検討し、これを議会派ブルジョワと民衆の原理の中間に位置づけている。このことは、前節で明らかにしたフランス革命の構造のなかで、議会派ブルジョワと民衆との間の同盟と対立の関係を担う集団こそジャコバン派であり、その社会的・政治的理念は両者の中間に位置するという解釈に対応するものである。

このような観点から、今後の検討のなかでの用語上の混乱を回避し、かつ「近代憲法とジャコバン主義」研究の意義を確認するために、ここで、ジャコバン派とジャコバン主義についての補足的考察を行っておくことにする。

一 ジャコバン・クラブの展開

ジャコバン・クラブは、パリをはじめフランス各地に設立された政治結社であり、フランス革命期のとくに一七八九年から一七九五年における革命の展開に大きな影響を与えた。パリのジャコバン・クラブは、一七八九年の国民議会成立後、その左派系議員を中心にヴェルサイユで結成された「ブルトン・クラブ」をその前身としており、議会在パリに移った一〇月以降に、「憲法友の会 (La Société des Amis de la Constitution)」として設立された。サン・トノレ街のジャコバン修道院の一室を集会場にしたことから、ジャコバン・クラブと呼ばれるようになり、一七九二年九月以降、正式名称が「ジャコバン協会 (La Société des Jacobins, amis de la liberté et de l'égalité)」と改められた。⁽¹⁾ また、一七九〇年から一七九一年にかけて全国各地に「憲法友の会」が組織され、その会の総数は、五〇〇〇から八〇〇〇といわれている。これは、フランスの全市町村の八分の一から五分の一がジャコバン・クラブをもっていたことを意味し、会員の総数も、全国で五〇万人に及んだことが知られている。⁽²⁾ このように、地方組織が発達した理由として、A・コシヤン (A. Cochin) が明らかにした「sociétés de pensée」といういわゆる文芸サークル、および、いわゆるフリーメイソンの秘密結社などの集団が、一七八九年以前にすでにフランス各地に存在しており、これらがジャコバン・クラブのような全国組織の起源となったことが指摘されている。⁽³⁾

ジャコバン・クラブの会員は、社会的・経済的階層としては概ね中流に属し、労働者など下層の民衆は少数にとどまった。このことは、パリのクラブで年会費二四リブル、入会金一二リブルが課されていた（一七九〇年にパリに組織された「コルドリエ・クラブ」では、会費は月二スーと相違いがあった）ほか、地方のクラブでも相当の会費が要求されていたことから窺える。会員の職業としては、法律家などの自由業者や経営者・小規模店主などが多く、

会員の階層別分類としては、ブルジョワジー（経営者・小規模店主など）約六〇パーセント、労働者（職人・被雇人など）約三〇パーセント、農民（小土地所有農民、非土地所有農民）約一〇パーセントであり、設立当初はブルジョワジーの比率が高く、しだいに小ブルジョワ層、労働者層の比率が増加した。会員の平均年齢（三八・三―四五・四歳）や定住率、教育水準、所得水準などからしても、地域において相当の社会的・経済的地位を得た中流の人々々が中心であったことがわかる。⁴⁾ 会員の間には、旧特権層に反対し、革命を「共通の理念」にそって遂行するための連帯意識は存在していたが、これを階級意識と捉えることはできないであろう。ジャコバンとは、決して特定の階級の代表ではなく、クラブは決して階級闘争の基盤ではなかったからである。⁵⁾

では、ジャコバンの共通理念とはなにか。一七九三年にロベスピエールによって示されるジャコバン派の憲法原理については後にみるが、一般的には、ジャコバンの政治理念とは、人民主権に基礎を置く共和主義理念であると解されている。ここでは、人民主権の実現は、男子普通選挙制、権力分立（諸機関の権限の分立）、立法府への行政府の従属、一院制、公務員の選任・罷免制などによってなされ、加えて、中央集権化によって、共和国の統合が図られていたことが指摘される。⁶⁾ しかし、このような政治理念は、ジャコバン・クラブの当初からのものではない。一七八九―九〇年当初に支持されていた体制は自由主義的な立憲君主制であり、ビュゾ、ペチオン、ロベスピエールなどの当時の左派を除いて、多くは制限選挙制も容認していた。これが民主的な共和制の理念に変化するの、早くても一七九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件以降であると解される。⁷⁾

また、ジャコバンの社会理念としては、「平等主義」が指摘されるのが一般的である。しかし、その内容は、例えば一七九一年と一七九四年では異なっており、画一的に論じることができない。一七九四年には、確かにマキシマム（最高価格法）が制定され、大財産の貧者への分配を内容とするヴァントーズ法が制定されるなど、その平等主義は「小ブルジョア的」なものになった。しかし、革命の進展に伴って、多くの会員が平等のより完全な実現を歓迎

するようになったにせよ、その内容は、後にみるようにアンラジェやサン・キュロットのそれとは異なっていた。ジャコバンの多数の会員にとってはあくまで所有権の自由が原則であったが、巨大な富や贅沢を嫌うそのピューリタンの精神と革命の深化への熱狂が、マキシマム等による大所有の制限に賛成させたものと考えられる。マルタン（G. Martin）は、「これについて」「社会的には、彼らは、階級抑圧の手段にならないかぎり所有を尊重したブルジョワ民主主義者（democrates bourgeois）であり続けた」と指摘している。⁸⁾ また、ブリントン（C. C. Brinton）も、平均的なジャコバンが志向したものは、独立の国民国家、共和政体、男子普通選挙、政教分離、平等な市民権、世襲的差別と社会的特権の廃止、財産の私的所有を伴うが巨大な富や悲惨な貧困は存在しないような競争による産業・農業社会、贅沢や悪徳がなく、個人が自由に中流の人並みの水準に順応しているような有徳（virtuous）で勤勉な社会であったと総括している。⁹⁾

ジャコバンは、以上のような理念を現実のものとするために、在野の政治団体として活動した。その手段は、主としてクラブの内外に対する宣伝活動であり、通信文（回状）・新聞の発行等によってこれを行った。¹⁰⁾ また、政治権力へのアプローチとして、選挙、請願、提訴、暴力行使などの方法が活用され、一七九三年以降のいわゆるジャコバン独裁期には、フランス各地のジャコバン・クラブは地方行政の末端組織となり、クラブ員のほとんどが公務員となって権力を担当した。このような活動のなかで、パリのジャコバン・クラブが中枢としての役割を果たしたことはいうまでもない。パリのクラブでの討議や決議の内容は、通信によって逐一地方のクラブに伝えられ、その指示によって全クラブの方針が決定された。そして、パリのジャコバン・クラブでは、つねに、議会で有力議員がリーダーとなり、革命の各段階において、議会内の与党よりも左派に属する議員を中心として、院外の政治団体を形成していた。

一七八九年秋の設立当初には、シャルトル公爵、ミラボー伯爵などの貴族議員のほか、バルナーヴ、デュポール、

ビュゾ、ペチオン、ロベスピエールなどの法律家議員、ブリソー、ダントン、カミーユ・デムーランらの活動家などがおり、やがては、フウイヤン派、ジロンド派、モンターニュ派へと分かれてゆく要素をすべて含んでいた。これらのうち、まず、一七九一年夏までの第一期は、バルナーヴ、デュポールらが有力であり、彼らは議会で三頭派を形成して権力を握っていたのち、シャン・ド・マルス事件後にフウイヤン・クラブを形成して脱会した。ついで、一七九二年秋までの第二期は、まず議会内でフウイヤン派が主導権を握ったのに対して、ジャコバン・クラブでは、ビュゾ、ペチオンらのジロンド派が有力となった。ジロンド派は、すでにみたように、一七九二年三月には政権を担当したが、一七九二年八月一〇日の政変後はモンターニュ派の台頭によって議会内の勢力が拮抗し、同年一〇月に多くのジロンド派議員がジャコバン・クラブを脱退した。次に、一七九三年一月のルイ一六世処刑問題をめぐる両派の対立、同年六月のジロンド派追放を経て一七九三年一〇月に革命政府が樹立され、一七九四年七月のテルミドール反動までのいわゆるジャコバン独裁期に至る時期が第三期である。この時期には、ジャコバン・クラブはまず反ジロンド派の拠点となり、ジロンド派追放後は、やがて公安委員会のメンバーとなったモンターニュ左派議員のロベスピエール、サン・ジュスト、クルトンを中心として集権的な独裁政治が実現し、国民公会・公安委員会・ジャコバン・クラブが一体となって彼らの指導下におかれた。そして、テルミドール以後の第四期には、クレタ派と呼ばれる左派の少数議員グループが活動の継続を企図したが、一七九四年一月一日に国民公会でジャコバン・クラブ閉鎖の決議がだされ、クラブは終焉を遂げたのである。

(1) 一七八九年以降のジャコバン・クラブの展開については、F. A. Aulard, *La Société des Jacobins, recueil de documents pour l'histoire du club des Jacobins de Paris*, t. 1, 1889, pp. 1 et s.; G. Martin, *Les Jacobins*, Coll. Que sais-je? 1963, pp. 1 et s.; C. C. Brinton, *The Jacobins, an essay in the history*, 1961, pp. 17-45; A. Soboul, *Parisans*,

sans-culottes et Jacobins, 1966, p. 25 et s. を参照。

(2) C. C. Brinton, *op. cit.*, pp. 38-45 参照。クラブの総数については、シヨボーが二万三六〇〇、カルドゥナルが二九七五五と推計を述べているが、この値はブリントンの結論に従ってなく。cf. H. Chobaut, "Le nombre des Sociétés populaires du Sud-Est en l'an II", *Annales historiques de la Révolution française*, sept.-oct., 1926, t. 3, p. 450-453; C. de Cardenal, *La province pendant la Révolution*, 1929, p. 42, cité par C. Brinton, *op. cit.*, p. 249, note 101, 102.

(3) C. Brinton, *op. cit.*, pp. 10-17, cf. A. Cochin, *Les sociétés de pensée et la Révolution en Bretagne*, 2 vol., 1925.

(4) C. Brinton, *op. cit.*, pp. 46-72 参照。ブリントンのよれば、会員の職業の比率は次のとおりである (*ibid.*, pp. 49-51)。

会員の在籍期間	ブルジョワ	労働者	農民
一七八九—九五五年	六二%	二八%	一〇%
一七八九—九二年	六六%	二六%	八%
一七九三—九五五年	五七%	三二%	一一%

(5) *Ibid.*, pp. 71-72, 171-174.

(6) *Ibid.*, pp. 137-159.

(7) G. Martin, *op. cit.*, pp. 18 et s.

(8) *Ibid.*, p. 88.

(9) C. Brinton, *op. cit.*, p. 183.

(10) *Ibid.*, pp. 73-136.

二 一七九三—一七九四年のジャコバン派と「ジャコバン主義」

以上のようなジャコバン・クラブの展開のなかで、一七九三年から九四年にかけてのいわゆる第三期のそれが最も重要な足跡を残したことはいうまでもない。マルタンは、一七八九—一七九四年におけるジャコバン派の共通理念とその一貫性・継続性を認めながらも、一七九二年一〇月以降のジャコバンの盛衰期を重視し、ロベスピエールの教義に基礎をもつこの時期について「ジャコバン主義(ジャコビニスム)」を語っている。ここでは、ジャコビニスムは、一種の宗教的な力をそなえた教義、体制として捉えられ、政治的不寛容と硬直化、警戒心にみちた熱狂、不変の教義信仰などがその特徴として引き出される⁽¹⁾。また、プリントンも、その典型をロベスピエールの教義のなかに探りつつ、(すでにみたような社会・政治理念などの)共通の理想を実現するための一種の宗教的な狂信(ファナティズム)のなかにジャコビニスムの主要な要素を見出し⁽²⁾ている。もつとも、マルタンやプリントンのようにジャコバン派の理念における一貫性・継続性を認めることには、ソプールの批判が存在する。

ソプールは、「ジャコビニスムについては一七九三年六月から一七九四年七月にいたるモンタニヤールの政治として理解する」というマティエの定義やミシュレの見解に賛意を表し、共和暦II年の「ジャコバン主義」の本質を権力の独裁的集中に基礎づけられる政治的実践と革命の技術のなかに見出し⁽³⁾ている。そして、ジャコバン派をブルジョワジーと民衆運動との調停的位置に置きつつ、ジャコバン独裁の失敗の原因を民衆運動からの隔絶による社会的基盤の喪失に求めている⁽⁴⁾。

このように、今日では、ロベスピエールの教義を通して「ジャコバン主義」を語ることが一般的であり、時期的には、マルタンの指摘する第三期の後半にあたるジャコバン独裁期すなわち一七九三年一〇月の革命政府樹立からテルミドール反動期に至る革命政府期いわゆる恐怖政治期を対象とすることが多い。日本の歴史学界でも、柴田教授は、ジャコバン主義とサン・キュロット主義を対置させる捉え方のなかで、「ジャコバン主義」を「議会ブルジョワの民衆運動への依存形態の最も鋭な形態」であるとし、その語を「ロベスピエール主義」と同意語として用いている。したがって、柴田教授によれば、「ジャコバン主義」の諸理念は一七九三—一七九四年のロベスピエール派およびロベスピエール個人のとそれと同視され、次のように指摘される⁽⁵⁾。

まず、ジャコバン主義の社会理念は、「所有権を否定せず制限する」という「小ブルジョワ的な平等主義」であり、この点では、サン・キュロット主義と軌を一にする。しかし、政治理念の点では、直接民主制を掲げるサン・キュロット運動とは決定的に異なっている。革命の情況から生じた「ジャコバン主義」の政治理念とは、「革命政府」(憲法の欠如した変則的政府)、「異常事態に対処するための」(革命独裁)であり、このような革命独裁は、「(ロベスピエールにあつては)『有徳の市民』というモラリスムに還元」されていたために、「現実の社会的基盤をもたなかった」⁽⁶⁾。さらに、以上のような「ジャコバン主義」の理念と現実の革命政府体制とは区別されなければならず、現実には、「この体制は、ロベスピエール派の独裁ではなく、ジャコバン主義という特殊な理念をもつロベスピエール派を、革命遂行上の必要から前面に立てることを必要と判断したブルジョワ革命派、すなわち山岳派の独裁であつた」⁽⁷⁾、と。

以上の柴田教授の見方からすれば、「ジャコバン主義」の政治理念として革命独裁が指摘される以上、それは革命政府期(およびその思想的準備期)のロベスピエール(派)にはあてはまっても、それ以前のロベスピエール(派)はジャコバン派の政治理念にはあてはまらないことになる。ロベスピエール自身が、「憲法に基づく政府」と革命政府とを明確に区別していたように、革命政府樹立以前の彼の政治理念は、革命独裁論とは異なつてルソーの人民主権論に依拠した民主主義のそれであり、一七九三年憲法制定に至る過程のなかでその構想が提示されていたものである。したがって、本書(第二章第三節)でロベスピエールの憲法原理を検討する場合には、一七九三年一〇月以前

(少なくとも、公安委員会に参加する七月以前)のものが対象となり、一般に「ジャコバン主義」の要素として解されてきた革命独裁論は対象から除外されることになる。このように、ロベスピエール(派)を通じてジャコバン派の理念や「ジャコバン主義」を明らかにする場合には、柴田教授のような理念と現実との峻別に留意するほか、革命政府樹立の前と後との憲法原理の変遷、すなわち时期的な区別をこそ問題にすることが必要となるであろう。

これらの問題に少なからず理解をよせ、ジャコバン国家論を再検討しようとする岡本明教授にあつては、ソブール、柴田教授らがいずれも革命政府樹立前後の政治思想史の「断絶説」(それ以前のルソー的人民主権論の放擲)に依拠していることを指摘し、ジャコバン固有の政治論を内面的にたどるべく、一七九三年憲法の諸原理に言及している。すなわち、テーヌの陰謀説やオーラル流の事態説を超えた柴田説においても、なお、ジャコバン独裁を民衆運動への「一時的な」依存、危機に対処するための戦略と解し、「危機の消滅とともに自動的に消滅するもの」として把握するために、ジャコバン独自の究極目標や究極的社会像も捨象されている、とみるのである。⁽⁸⁾ 岡本教授が、「この憲法を民衆をだきこむための術策と考えるのでないかぎり」一七九三年憲法をジャコバン主義のなかで位置づけ、「ジャコバン主義の対サンキュロット関係の経過を示す重要な手がかりとして」検討する必要がある点⁽⁹⁾は、本書の意図と軌を一にしている。「ジャコバン主義」の歴史的研究においても、一七九三年憲法の原理を比較の素材として考慮に入れ、同憲法の制定と施行延期の歴史的意義を一層明確にする必要を痛感するからである。

しかし、本書では、岡本教授の指摘をふまえたうえでなお、制定された一七九三年憲法の原理と、制定過程においてロベスピエールを通じて明らかにされた当時のジャコバン派の憲法原理とを区別することをめざしている。そのうえで、一七九三年憲法に示されたモンターニュ派の憲法原理の限界、および、ロベスピエールの憲法に関する政治的戦術の転換の意義を見極めたいと考えている。

以上の視点にたつて、以下では、革命政府樹立以前のジャコバン派の憲法原理を一七九三年憲法との関係で検討することとし、一般に、革命政府樹立以後のジャコバン政治についていわれる「ジャコバン主義」については、深入りは避けることにする。しかし、フランス革命期当時の憲法史的意義とは別に、一九一〇世紀のフランス憲法史上のなかでの一七九三年憲法の意義を論じる場合には、それがジャコバン派の理念と関連づけられてきたかぎり、その後のフランス憲法史・フランス政治史における「ジャコバン主義」の意義に言及しておく必要があるであろう。

すなわち、その後のフランス政治史・憲法思想史上では、「ジャコバン主義」における革命独裁の問題が、一七九六年のバブーフの陰謀から一九七一年のパリ・コミューンを通じて語られることになる。バブーフ主義については、柴田教授が「サン・キュロット主義」と「ジャコバン主義」との合流を認め、パリ・コミューンについては、ソブールが、革命独裁の問題について、「サン・キュロット主義」と「ジャコバン主義」の矛盾のなかに集約される対立を指摘しつつ、ネオ・エベルティズムとネオ・ジャコビニズムという二つの系譜の対抗を問題としている。⁽¹⁰⁾ また、王政復古期のカルボナリ党から第三共和期の急進派までの展開のなかに「ジャコバン主義」の遺産をたずねたマルタンは、一九四〇―四四年のレジスタンスの経験のなかにそれを発見している。⁽¹¹⁾ さらに、ドフラヌのように、フランスの左翼のなかで「権力左翼」としてのジャコバンの左翼と「反抗左翼」とを区別する場合には、ド・ゴール治下のフランス共産党も前者の系譜のなかに捉えられる。⁽¹²⁾

これに対して、最近では、いわゆるアナール派社会学の台頭によるトクヴィルやコシヤンの復権⁽¹³⁾によって、「ジャコバン主義」の権力集中の原理を現代フランスの集権的・管理的国家権力のなかに見出し、第五共和制以後のゴリスム体制を「ジャコバンの国家」と捉える政治社会学的考察が進展している。ここでは、本来、革命的意味を担い、集権主義・愛国主義・平等主義をその政治原理としたジャコバンの理念は、今や国民の自由の統制、自立的市民運動の統制という集権主義に転化したとされ、ジャコバンの国家の現代的再生としてのド・ゴール国家が語られ

るに至る⁽¹⁴⁾。ここにおいて、フランス大革命期に起源をもつ「ジャコバン主義」の検討は、ますますその視点が拡大され、その担い手についても、一方ではフランス左翼の潮流に求めつつ、他方では現代国家におけるゴーストを引合いにだすような問題意識の拡散が認められる。このような状況下にあつては、「ジャコバン主義」についての、一層明確で限定的な位置づけが要求されているといわざるをえないであろう。これらの問題を含めて、フランス憲法史および政治史における「ジャコバン主義」の展開については、今後の研究のなかで継続してゆかなければならない。

- (1) G. Martin, *op. cit.*, p. 55.
- (2) C. Brinton, *op. cit.*, pp. 223-242.
- (3) A. Soboul, *Paysans, Sans-culottes et Jacobins*, 1966, pp. 259-261, note (13) (14).
- (4) A. Soboul, "Problème de l'état révolutionnaire", *La Pensée*, no. 158, 1971, pp. 1-21.
- (5) 柴田『バブーフの陰謀』四七―五九頁参照。同様の用法は、井上『ジャコバン独裁の政治構造』(一九七二年)八七頁にも認められる。
- (6) 柴田『バブーフの陰謀』五九頁。
- (7) 柴田『バブーフの陰謀』六〇頁。
- (8) 岡本明「ジャコバン国家論」季刊社会思想二巻一号(一九七二年)一六三―一六七頁参照。
- (9) 岡本「ジャコバン主義とサン・キュロット運動」史林五一巻四号(一九六八年)七八頁注②参照。
- (10) A. Soboul, "Problème de l'état révolutionnaire", *op. cit.*, pp. 20-21 参照。
- (11) G. Martin, *op. cit.*, pp. 116 et s. また、一九三四年以降の人民戦線成立期における「新ジャコバン主義」「ジャコバン主義の擁護(愛国主義と共和制擁護)」については、中木康夫『フランス政治史(中)』(一九七五年)六八頁以下も参照。

照。

- (12) J. Defrasne, *La gauche en France*, 1972, pp. 91 et s. 野村訳『フランスの左翼』(一九七二年)七七頁以下参照。
- (13) デュルケムの社会学から問題をひき出したコシヤンの著作が「フェレラによって再評価され、新たに出版された」とかが「この点を象徴して」その重要性が認められる。F. Furet, "Augustin Cochin: la théorie du jacobinisme", *Penser la Révolution française*, 1978, pp. 212 et s.; A. Cochin, *L'esprit du jacobinisme*, 1979, pp. 95 et s., 161 et s. 「ジャコバン主義」についてのオーラルやテーヌの見解に異論を唱えたコシヤンの著作は「(les sociétés de pensée)に関するものを除いて(存命中にはあまり評価されなかったようであるが、彼は、早く(一九〇〇年代初期)から、「ジャコバン主義」における集権的独裁主義の側面を強調していた。
- (14) 寿里茂『現代フランスの社会構造』(一九八四年)三〇二頁以下参照。

第二章 一七九三年憲法の成立

第一節 一七九三年憲法の制定過程^①

一 経 過

1 ジロンド派主導期（一七九二年九月―一七九三年五月）

一七九二年九月の国民公会の招集・憲法委員会の成立から、翌年六月のモンターニュ憲法草案採択までの九ヵ月にわたる一七九三年憲法の制定過程は、一七九三年五月三十一日―六月二日の政変を境として、概ねジロンド派主導期とモンターニュ派主導期の二期に区分することができる。憲法委員会案（ジロンド憲法草案）作成と人権宣言部分の国民公会審議を内容とするジロンド派主導期の経過は、次のとおりである。

一七九二年九月二日に招集された国民公会は、王政廃棄と共和制確立の決定（二三日）に続いて共和制憲法の制定作業に着手した。九月二日に「人民の承認された憲法以外に憲法は存在しない」旨のデクレを発し、新憲法の成立を人民投票に委ねることを明らかにした後、二五日に、「共和国は単一・不可分である」ことを宣言した。そして、二九日には、カンボンの要求に従って九人のメンバーからなる憲法委員会を設置した。^② 九人とは、シェイエス、トマス・ペイン（Thomas Paine）、ブリソー（すぐに補欠委員のバルバルーBarbarouxに交替）、ペチオン、ヴェルニヨール、ジャンソネ、バレル、ダントン、コンドルセであり、ダントンを除いてジロンド派が多数を占めた。この

構成は、当時の国民公会でのジロンド派優位を示すものであった。しかし、この憲法委員会（以下、ジロンド憲法委員会と称する）は、憲法制定作業を急がず、憲法案の公募を定めて委員会の活動を二ヶ月間休止した。国王の裁判問題への対応を急務とした国民公会は、一〇月一九日、「すべての意思をよりよく統合するために、すべての叡知を結集し……世論に厳粛なイニシアティブを与える」ことが代表の義務であるとするバレールの提案に従って憲法案の公募を決定した。⁽³⁾ 実際にこの公募に応じた憲法案の数は最終的には三〇〇点以上に及んだが、ジロンド憲法委員会はこれらについての検討を待たず、委員長コンドルセの私案を委員会案として国民公会に提出した。それは翌一七九三年二月十五日のことである。コンドルセは、委員会を代表して草案の趣旨を報告し、三三カ条の人権宣言案と三七〇カ条の憲法案からなる草案を読み上げた（あまりの長大さのため、途中でバレールに交替。通常ジロンド憲法案と呼ばれるこの憲法委員会案は、ダントンを除くすべての憲法委員会メンバーの署名を伴って印刷のうえ正式に公表された）。

一方、モンターニュ派議員を中心とするジャコバン・クラブでは、ジロンド憲法委員会の成立直後からその構成メンバーに対する不満が表明され、⁽⁴⁾ 一七九二年一〇月一四日にはシャボの要求に従って同クラブ内に「憲法補佐委員会 (Comité auxiliaire de Constitution)」（以下、ジャコバン憲法委員会と称する）の設立が決定された。一〇月一九日に選出されたそのメンバーは、コロ・デルボア、ビヨール・ヴァレンヌ、ロベスピエール、ダントン、シャボ、クートンというモンターニュ左派の六人であった。さて、このジャコバン憲法委員会は、ジロンド憲法委員会案（ジロンド憲法案）が国民公会に提出された直後から活動を開始した。まず、二月一七日に、クートンがジロンド憲法案を批判し、人権宣言の抽象性、自然権の不明確性、執行評議会の危険性等を指摘した。⁽⁵⁾ ついで翌一八日に委員会のメンバーを改選し、ジロンド憲法案の批判と独自の憲法案の起草にあたった。⁽⁶⁾ この新メンバーは、ロベスピエール、サン・ジュスト、クートン、コロ・デルボア、ビヨール・ヴァレンヌ、ジャンボン・サン・タンドレ、ロ

ベール (Robert)、『チュリオ (Thuriot)』、バンタポール (Bantabole)、『アントワーム (Anhoime)』、『デュボア・クランセ (Dubois-Crance)』、『クロッツの二人』であり、主に、モンターニュ左派議員で占められていた。このジャコバン憲法委員会は、その後、ジロンド憲法案の批判のためにしばしば活動し、その成果として、四月二四日に国民公会で報告されたロベスピエール私案を、ジャコバン憲法委員会案として採択した（四月二二日）。

さて、ジロンド憲法案が提出された後、国民公会は戦況の悪化と地方の叛乱への対応に忙殺されたが、憲法の制定はこれらの政治問題の処理にとって不可欠な課題でもあった。国民公会は、四月四日、新たに「六人委員会」〔検討委員会〕を任命して公募に応じた諸草案の検討を委ねた。そのメンバーは、ジャン・ドゥブリ、メルシエ (Mercier)、『ヴァラゼ (Valaze)』、『バレール』、『ランジュイネ』、『ロム (Ronne)』であり、ジロンド派の多数にバレール、ロムらの平原派議員が加えられていた。⁽⁷⁾ 国民公会では四月一五日に決定された審議日程に従って、一七日に最初の憲法案審議が行われた。六人委員会を代表するロムの報告に続いて、バレールによって新人権宣言草案が提出されたが、逐条審議の対象となったこの草案は、コンドルセ起草の憲法委員会案に若干の修正を施したものにすぎなかった。

その後、一九日から逐条審議が進められ、同日の内に第一条から第十九条まで、続く二二日には、第二〇条から第三〇条まですべての人権宣言草案の審議を終えた。ついで、二四日から憲法案の審議に移ったが、この段階で、まずロベスピエールが登壇し、ジャコバン・クラブで採択された人権宣言草案を国民公会に提出した。サン・ジュストも、ロベスピエールに続いてその憲法案を提出した。また、四月二六日の憲法の基礎に関する議論を経て、五月一〇日には共和国の単一・不可分性に関する憲法第一条が採択された。しかし、この時期には、四月六日の公安委員会設置後しだいに強まっていた議会内外のジロンド派批判の動向とあいまって審議がひどく難航し、五月三日にはコンドルセが憲法問題の迅速な処理を要求した。結局、五月三十一日―六月二日の政変の直前、五月二九日

に、公安委員会を代表するバレルルによって憲法に関する演説が行われ、すでに審議された人権宣言草案全文が採択された。⁽⁸⁾さらに、翌日、公安委員会に、新憲法草案起草のために五人の委員(サン・ジュスト、クートン、エロー・ド・セシエル、マチウ(Matieu)、ラメル(Ramel))が加えられた。

こうして、コンドルセ起草のジロンド草案は、若干の修正をうけながらも基本的に六人委員会案に継承され、国民公会の審議を経て、五月二十九日に採択された。この確定条項は、モンターニュ派主導期の六月二三日にエロー・ド・セシエルによって突然、新たな人権宣言草案が提出されるまで維持された。このように、ジロンド人権宣言草案が、モンターニュ派主導期においても基本的に維持されたことは、ジロンド・モンターニュ両憲法草案における連続性を知るうえで重要な意味をもつ。国民公会の政治勢力がジロンド派からモンターニュ派に移行する過渡的段階での憲法案審議には、確かにジロンド派のこれを攻撃するモンターニュ派との間に憲法原理上の差異が現れていた。しかし、オーラールらによってすでに両派の対立が政治的なものであることが指摘されていたように、両派の憲法原理の差異は必ずしも本質的なものではなく、両派の議論からはむしろ憲法原理上の近似性を見出すことができる。すなわち、一般にいわれる一七九三年憲法の民主的・急進的性格はモンターニュ草案のなかで突然現れたものではなく、ジロンド草案の審議のなかですでに確立されていたということができる。この意味で、国民公会での憲法案審議の経過については、後に詳細に検討する価値があると思われる。

(1) 一七九三年憲法制定過程については主として次の文献を参照している。

A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, 1926, pp. 279 et s.; A. Mathiez, "La Constitution de 1793", *Annales historiques de la Révolution française*, 1928, pp. 497 et s.; J. Godechot, *op. cit.*, pp. 273 et s.; M. Deslandres, *op. cit.*, t. 1, pp. 256 et s.; M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 7, pp. 181-214, t. 8, pp. 55-100; Barante, *Histoire de la Convention*

nationale, t. 3, 1852, (reprint, 1976) pp. 36 et s.

(2) このほかに補欠委員として、バルバルー、エロー・ド・セシエル、ランテッナ(Lanthenas)、ジャン・ジャンソ(Jean Debry)、フォーンエ(Fauchet)、ラヴィコンテリ(Lavicomterie)が選出された(A. Aulard, *op. cit.*, p. 280)。なお、この憲法委員会の構成については、マチエは、タンテンを除いてすべてジロンド派と解し(A. Mathiez, "La Constitution de 1793", p. 497)、ノルターは、タンテン、シェイエス、バレルルを除いてジロンド派であると解している(G. Walter, *Robespierre*, 1946, p. 497)。

(3) A. P., 1. s., t. 52, pp. 576-577. 長谷川「フランス革命と憲法」一七六頁参照。

(4) A. Aulard, *La Société des Jacobins*, t. IV, p. 386. シャボの発言では、憲法委員会のメンバーのうち、タンテン、コンドルセ、バレルルの三人が「われわれの仲間」とされ、三対六の対立があると解されており、当時のジャコバン・クラブでは、コンドルセやバレルルは少なくともジロンド派と同視されていなかったことがわかる。このことから、オーラールは、この二者が当時モンターニャールとみなされていたと記述している。A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 280. 参照。

(5) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 286; *La Société des Jacobins*, t. V, pp. 29-30.

(6) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 282; *La Société des Jacobins*, t. V, p. 32.

(7) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 287.

(8) A. P., 1. s., t. 65, pp. 579 et s.

(9) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 286.

2 モンターニュ派主導期(一七九三年六月)

一七九三年五月三十一日―六月二日の政変でジロンド派議員が逮捕され、モンターニュ派が国民公会の実質的な多数派となって公安委員会の権力を掌握した後は、憲法制定作業もモンターニュ派主導のもとに進められた。すでに

みたように、五月二九日に公安委員会内で任命された五人の憲法起草委員は、皆モンターニュ派であった。憲法制定を急いだ彼らは、チュリオの要求で憲法審議を毎日行うことを決定し、六月一〇日の国民公会に、エロー・ド・セシエルが起草した憲法草案（モンターニュ憲法草案）を提出した。⁽¹⁾この憲法草案は、ジロンド憲法草案に比して簡潔明瞭なものであり、ジロンド憲法草案の欠点を修正し、より民主的な内容を盛ることを意図して作成されていた。しかし、その冒頭におかれた人権宣言は、ジロンド人権宣言草案を基調とする五月二九日採択案にわずかな手直しを施しただけで、ほとんどそのまま提出されたものであった。この段階でエロー・ド・セシエルが六月二日以前のジロンド人権宣言案を維持して提出した理由については、以下のように理解することができるであろう。

第一に、当時のモンターニュ派にとっては一日も早い憲法の制定が必要であり、人権宣言草案についての全面的な審議のやり直しは時間的な無駄と考えられたこと。

第二に、モンターニュ派にとって、ジロンド人権宣言草案は、原理上、必ずしも絶対的に受け入れられないものではなく、後にみるような抵抗権等に関する若干の諸規定を除いては、両者間の本質的な見解対立はなかったと思われること。

第三に、国民公会における憲法制定作業に一貫性をもたせるため、五月三十一日―六月二日の政変の前後の連続性を保持する必要があったこと。また、ロベスピエールが公安委員会に参加する以前の六月一〇日の段階では、政治的主導権はまだモンターニュ主流派とバレルルらの平原派にあり、六月二日以前とさしたる断絶状態はなかったこと、などが考えられる（少なくとも、公安委員会でバレルルらが主導権をもっていたこの段階では、モンターニュ派にとっては穏健派の勢力を結集する必要性があった。したがって、例えば、ロベスピエールの人権宣言草案（ジャコバン憲法委員会案）あるいはこれに類するモンターニュ派の新人権宣言草案を五月二九日草案に代えて即座に提出しうるような状況でなかったことは明らかであろう）。

こうして、翌六月一日から、公安委員会提出の新憲法草案についての逐条審議が国民公会で行われた。⁽²⁾まず、一日日には、共和国に関する第一章、人民の区分に関する第二章、市民の身分に関する第三章、人民主権に関する第四章の途中まで、審議・採択された。さらに、一二日には、第四章から第一次集会に関する第五章、国民代表に関する第六章の途中まで、一四日には、第六章の終りまで進んだ。一五日には、審議が保留されていた若干の条文（第四章二条）の採択に続いて、選挙人会に関する第七章、立法院に関する第八章、立法院の会議に関する第九章、立法院の権能に関する第一〇章、法律の制定に関する第十一章の途中まで審議・採択された。一六日には、法律とデクレの標題に関する第十二章、執行評議会に関する第十三章、執行評議会と立法院の関係についての第十四章、大陪審に関する第十五章（後に変更）、地方行政府に関する第十六章、民事裁判に関する第十七章まで、一気に進んだ。ついで一七日には、刑事裁判に関する第十八章、破毀裁判所に関する第十九章、租税に関する第二〇章、国庫に関する第二十一章、決算に関する第二十二章、共和国軍隊に関する第二十三章まで進み、最後に、一八日に、国民公会に関する第二十四章、諸外国との関係に関する第二十五章、権利の保障に関する第二十六章の審議・採択を終えた。その後、いくつかの留保条項についての審議を経て、六月二四日に憲法条項の審議を一通り終了した。

以上のような過程は、六月二日以前の憲法草案審議段階とは異なっており、きわめて順調に進められた。この時期には、憲法草案審議を主導したモンターニュ主流派および平原派と、ロベスピエールらモンターニュ左派との間で議論が展開されたが、概ね後者の政治的妥協によつて議事が進行したといつても過言ではない。このような状況からすれば、そのまま一七九三年憲法全体の制定作業が終了するかにみえたが、憲法草案審議を終えた六月二三日に、エロー・ド・セシエルは、突如として、三五カ条からなる新人権宣言草案を提出した。⁽³⁾その理由は、単純に表現上の不備を改めるためと説明され、モンターニュ憲法草案との原理上の適合性については何も言及されなかった。しかも、憲法制定作業の完了をひかえた国民公会の混乱のなかで、新人権宣言草案はなんらの審議もないまま、一括して即座に採

択された。⁽⁴⁾そして、翌二四日に、一七九三年憲法の全文が熱狂のうちに採択されたのである。

こうして、一七九三年憲法はモンターニュ派の手で制定された。六月一〇日からわずか二週間後に、ジロンド草案を基礎とする旧人権宣言案が放棄され、モンターニュ派の新たな人権宣言が採択された。このようにモンターニュ派主導期のもとできわめて短期間のうちに憲法制定作業が終了した背景には、いわゆるジャコバン独裁に向って歩み始めた政治状況の変化をみてとることができるといえる。すなわち、ロベスピエールらジャコバン派は、憲法草案審議のなかでもしだいに当初の態度を改め、全面的に一七九三年憲法の早期成立に協力した。そして、成立した一七九三年人権宣言のなかにはロベスピエールの人権原理の影響も認められた。

これに対して、民衆の憲法原理を体系化し、国民公会にもその草案を提出していたアンラジエらは、制定された一七九三年憲法の内容に対して批判的な態度をとり続けた。そのリーダーの一人、ジャック・ルーは、憲法制定の翌日六月二五日に、国民公会でコルドリエ・クラブとグラヴィリエ・セクションを代表して、憲法に対する批判をこめた演説を行った。⁽⁵⁾このように、一七九三年憲法の制定過程には、革命各派の憲法原理の異同が顕著に示されていた。ロベスピエール派やアンラジエら各派の憲法原理については、政治的妥協によるものと本来的なそれとの区別に留意しつつ、次章で具体的に検討するが、その前に、モンターニュ派主導期におけるロベスピエールの政治的妥協の過程を含めて、国民公会での審議過程の要点について観ておくことにしよう。

- (1) A. P., I. s., t. 66, pp. 256 et s.
 (2) 以下の経過については、次の議事録を参照。A. P., I. s., t. 66, pp. 256 et s. (10 juin), pp. 282-284 (11 juin), pp. 451-455 (12 juin), pp. 517-519, pp. 521-522, pp. 529-530 (14 juin) ; pp. 540 et s. (15 juin), pp. 572 et s. (16 juin), pp. 601-604 (17 juin), pp. 673 et s. (18 juin), pp. 706 et s. (19 juin), A. P., I. s., t. 67, pp. 22 et s. (20 juin), pp. 106 et s. (23

juin), pp. 138 et s. (24 juin).

(3) A. P., I. s., t. 67, pp. 106 et s.

(4) 六月一〇日に新憲法草案がエロー・ド・セシエルによって公表された後、ジャコバン・クラブ内では、ロベスピエールがこれに対する賛辞を述べた。しかし、シャボは、この草案が、パンを欠く人々にそれを保障することを忘れており、自由に対する十分な保障を与えていない、総じて民衆の境遇に対する配慮が足りないという趣旨の反対意見を述べたことが注目される。A. Aulard, *La Société des Jacobins*, t. IV, p. 245-249 ; M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 8, p. 57 参照。
 (5) A. P., I. s., t. 67, pp. 457 et s. その内容については後に検討する。

二 国民公会での審議と条文の変遷

以上のように、一七九三年憲法の制定期はジロンド派主導期とモンターニュ派主導期に二分され、その前者では主として人権宣言草案が、その後者では主として憲法草案が審議された。ここでは、その国民公会での審議の要点と条文の変遷過程を概観する。

1 ジロンド派主導期

人権宣言草案については、ジロンド草案(コンドルセ案)を基調とする原案をバレールが六人委員会を代表して国民公会に提示し、これを逐条審議のうえ修正する形で各条項を確定した。すでにみたように、この確定案の全文は、五月二九日にバレールによって報告され採択された。また、それは六月一〇日にエロー・ド・セシエルによって提

3条	2条	1条
自由の保持は、一般意思の表明である法律への服従によつてなされる。法律によつて禁	自由とは、他人の諸権利に反しないすべてのことをなしうることにある。従つて、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の諸権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。	人の自然的・市民的・政治的諸権利とは、自由、平等、安全、所有、社会的保障および圧制に対する抵抗である。
3条(旧8条)	2条(旧7条) 議論(3) 平等	1条 議論(2) 権利の体系
無	無	有
3条 法律は、それが褒賞を与える場合にも、処罰する場合にも、保護する場合にも、禁止する	2条 平等とは、各人が同等の権利を享受しうることにある。	1条 社会における人の諸権利は、平等、自由、安全、所有、社会的保障および圧制に対する抵抗である。
3条 すべての人は、本質的に、かつ、法の前に平等である。	2条 これらの諸権利とは、平等、自由、安全、所有である。	1条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人に、その自然的で時効によつて消滅することのない諸権利を保障するために設立される。
		ように、さらに、人民が、つねに目の前に、その自由と幸福の基礎をおき、行政官がその義務の規律を、立法者がその任務の目的をおくことができるように。そして、フランス人民は、最高存在の前に、以下のような人および市民の権利宣言を発する。

示された新憲法草案の冒頭に付された。さらに、六月二三日にエロー・ド・セシエルによつて新たに提示された人権宣言草案は、二四日に採択されて一七九三年憲法として成立した。これらの四案(①シロンド草案、②六人委員会原案、③五月二九日確定案、④六月一〇日人権宣言草案、④エロー・ド・セシエル人権宣言新案、⑤一七九三年憲法人権宣言)における諸条項の変遷は、表1の一覧表のとおりである。

表1 人権宣言条項の変遷

(シロンド人権宣言草案および五月二九日確定案の傍線は筆者による。国民公会の審議によつて変更が生じた箇所を示す)

「人の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」	同上	「社会における人の諸権利の宣言」	「人および市民の権利宣言」
「人の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」	同上	「社会における人の諸権利の宣言」	「人および市民の権利宣言」
社会における人のあらゆる結合の目的は、その自然的・市民的・政治的諸権利の保持にある。ゆえに、これらの諸権利は、社会契約の基礎である。その確認およびその宣言は、これらの諸権利の保障を確保する憲法に先行しなければならない。	前文 議論(1) 憲法の基礎	前文 削除	前文 フランス人民は、人の自然的諸権利についての忘却と軽蔑が世界の不幸の唯一の原因であることを確信し、これらの神聖で譲りわたすことのできない諸権利を厳粛な宣言において提示することを決意した。すべての市民が、政府の行為をたえずあらゆる社会制度の目的と比較できることによつて、専制によつて圧迫され墮落においやられることのない
シロンド人権宣言草案(2・15) (コンドルセ報告)	六人委員会原案 (修正の有無)	確定案(5・29)(パレル報告) モンターニュ草案(6・10)(エロイ・ド・セシエル報告)	モンターニュ人権宣言新案(6・23) エロー・ド・セシエル報告 一七九三年憲法人権宣言(6・24)

9条	8条	7条
すべての市民は、あらゆる地位、職務、公職に就くことができる。自由な人民は、その選択において才能と徳行以外の優先事由を認めない。	法律は、それが褒賞を与える場合にも、処罰する場合にも、保護する場合にも、禁止する場合にも、すべての人に対して同等でなければならぬ。	平等とは、各人が同等の権利を享受しうることにある。
9条(旧10条)	8条(旧3条)	7条(旧5条) 議論(4) 信教・出版の自由
無	有	無
9条	8条	7条
安全とは、社会が、各市民に対して、その身体、財産および諸権利の保全のために与える保護にある。	自由の保持は、法律への服従によつてなされる。法律によつて禁止されていないすべての行為は妨げられず、何人も、法律が命じてないことを行うように強制されない。	出版および他のすべての方法で思想を公表する自由は、禁止され、停止され、制限されない。
9条	8条	7条
法律は、為政者の抑圧に対して、公的および個人的自由を擁護しなければならない。	安全とは、社会が、その各構成員に対して、その身体、諸権利および財産の保全のために与える保護にある。	出版の方法あるいは他のすべての方法によつて思想および意見を表明する権利、平穩に集会する権利、祭祀の施行の自由は、禁止されない。——これらの諸権利を宣明する必要があるのは、専制の存在あるいはそれについての生々しい追憶のためである。

6条	5条	4条
すべての人は、その祭祀の施行において自由である。	出版および他のすべての方法で思想を公表する自由は、禁止され、停止され、制限されない。	止されていなくすべての行為は妨げられず、何人も法律が命じてないことを行うように強制されない。 すべての人は、自由に、その思想、意見を表明することができる。
6条(旧4条) (旧6条削除)	5条(旧2条) 原案修正	4条(旧9条)
無	有	無
6条	5条	4条
思想、意見を表明することができる。	自由とは、他人の諸権利に反しないすべてのことをなすうることにある。それは、 <u>自分がされたくないことを他人にしてはならない</u> という格率に基礎をおく。 すべての人は、自由に、その思想、意見を表明することができる。	場合にも、すべての人に対して同等でなければならない。 すべての市民は、あらゆる地位、職務、公職に就くことができる。自由な人民は、その選択において才能と徳行以外の優先事由を認めない。
6条	5条	4条
自由とは、他人の諸権利を害しないすべてのことをなすうる権能である。それは、淵源として自然を、規律として正義を、防塞として法律をもつ。	すべての市民は、等しく公職に就くことができる。自由な人民は、その選択において才能と徳行以外の優先事由を認めない。	法律は、一般意思の、自由にして厳粛な表明である。それは、保護を与える場合にも、処罰を加える場合にも、すべての人に対して同等である。それは、社会にとつて正当かつ有用なことを命ずることができる。それは、社会にとつて有害なことをのみ禁止できる。

16条	15条	14条
法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、恣意的である。法律に与えられた遡及効は犯罪である。	何人も、犯罪に先立って制定され、公布され、適法に適用された法律によらなければ、処罰されない。	法律の權威により、法律の定める手続きによつて召喚または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならぬ。その者は、抵抗によつて有罪となる。
16条(旧17条)	15条(旧16条後段)	14条(旧15条)(旧16条前段)
無	有	有
16条	15条	14条
法律は、一般の安全にとつて、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会に属する権利である。	法律に与えられた遡及効は犯罪である。	何人も、犯罪に先立って制定され、公布され、適法に適用された法律によらなければ、処罰されない。法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、恣意的である。
16条	15条	14条
法律は、一般の安全にとつて、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとつて有益なものでなければならぬ。	法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとつて有益なものでなければならぬ。	何人も、正当に召喚され、または聴聞された後で、しかも犯罪に先立って公布された法律によらなければ、裁判され、処罰されない。法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、専制的である。法律に与えられた遡及効は犯罪である。

13条	12条	11条	10条
これらの行為をされようとした市民は、力によつて力を排除する権利をもつ。ただし、	これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。	何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、裁判に召喚され、訴追され、逮捕され、拘禁されない。市民に対してなされるその他の行為はすべて恣意的であり、無効である。	安全とは、社会が、各市民に対して、その身体、財産および諸権利の保全のために与える保護にある。
13条(旧14条)	12条(旧13条)	11条(旧12条)	10条(旧11条)
無	無	有	有
13条	12条	11条	10条
何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断されない。	これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。	法律の定める場合以外に、法定手続きに反してなされた行為はすべて恣意的であり、無効である。かかる行為をされようとした人は、力によつて力を排除する権利をもつ。	何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、裁判に召喚され、訴追され、逮捕され、拘禁されない。しかし、法律の權威により召喚または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。その者は、抵抗によつてすべて有罪となる。
13条	12条	11条	10条
何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断されない。	これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。	法律の定める場合以外に、法定手続きに反してなされた行為はすべて恣意的であり、専制的である。暴力によつてその行為をされようとした者は、力によつてこれを排除する権利をもつ。	何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されない。しかし、法律の權威により召喚または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。その者は、抵抗によつて有罪となる。

24条	23条	22条	21条
公的扶助は、社会の神聖な義務をおう。	初等教育は、万人の要求であり、社会は、すべての成員に対して等しくそれを行う義務をおう。	いかなる租税も、公益および公共の必要に供するためにしか設定されない。すべての市民は、みずから、あるいはその代表者を通じて、租税の設定に参加する権利をもつ。	何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当な事前の補償の条件のもとでなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはない。
24条(旧25条)	23条(旧24条)	22条(旧23条) 議論(6)	21条(旧22条)
有	無	無	有
24条	23条	22条	21条
社会的保障は、各人に諸権利	公的扶助は、社会の神聖な義務である。その範囲および適用については法律で定める。	初等教育は、万人の要求であり、社会は、すべての成員に対して等しくそれを行う義務をおう。	いかなる租税も、公益および公共の必要に供するためにしか設定されない。すべての市民は、みずから、あるいは、代表者を通じて、租税の設定に参加し、その用途を監視し、それについて報告をうける権利をもつ。
24条	23条	22条	21条
公務の限界が法律によって明	社会的保障は、各人に諸権利の享受と行使を保障するための万人の行為のなかにある。それは国民主権に基礎をおく。	教育は、万人の要求である。社会は、全力をあげて公共の理性の進歩を助長し、全市民のもとに教育をおかなければならない。	いかなる租税も、公益のためにしか設定されない。すべての市民は、租税の設定に参加し、その用途を監視し、それについて報告をうける権利をもつ。

20条	19条	18条	17条
すべての人は、その労務と時間	いかなる種類の労働、商業、耕作も禁止されない。すべての人は、あらゆる種類の生産物をつくり、販売し、輸送することができる。	所有権とは、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処分する主体であることにある。	法律は、一般の安全にとって、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものでなければならぬ。
20条(旧21条)	19条(旧20条)	18条(旧19条)	17条(旧18条) 議論(5) 所有権
無	無	無	無
20条	19条	18条	17条
何人も、適法に確認された公	すべての人は、その労務と時間を契約することはできるが、みずからを売買することはできない。その身体は譲渡しうる所有物ではない。	いかなる種類の労働、商業、耕作も禁止されない。すべての人は、あらゆる種類の生産物をつくり、販売し、輸送することができる。	にあって有益なものでなければならぬ。所有権とは、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処分する主体であることにある。
20条	19条	18条	17条
いかなる租税も、公益のため	何人も、適法に確認された公の必要がそれを要求する場合で、かつ、正当な事前の補償の条件のもとでなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはない。	すべての人は、その労務と時間について契約することができるが、みずからを売買することはできない。その身体は譲渡しうる所有物ではない。法律は、奴婢を認めない。労働者と使用者との間には、配慮と感謝の契約以外は存在しない。	いかなる種類の労働、耕作、商業も、市民の事業として禁止されない。

<p>32条 法律が、それによつて守られるべき自然的・市民的・政治的諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。法律が、個々</p>	<p>31条 社会に結合した人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ。</p>	<p>30条 すべての市民はその〔社会的〕保障に参加し、法律の名において諮問されたときは、法律に効力を与えなければならぬ。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によつて明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によつて明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>
<p>(旧32条削除)</p>		<p>30条(旧33条)</p>	<p>29条(旧30条) (削除) 旧31条を繰上 議論(8)</p>	<p>29条(旧30条)</p>
		<p>無</p>	<p>有</p>	
		<p>30条</p>	<p>29条</p>	
	<p>31条 社会に結合した人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ。</p>	<p>30条 すべての市民はその〔社会的〕保障に参加し、法律の名において諮問されたときは、法律に効力を与えなければならぬ。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によつて明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>	<p>29条 すべての自由な統治において、社会を形成する人は圧制に抵抗する合法的手段をもたなければならぬ。この手段が無効である時は、蜂起がもつとも神聖な義務である。</p>
<p>32条 法律が、それによつて守られるべき自然的・市民的・政治的諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。法律が、個々</p>	<p>31条 社会に結合した人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ。</p>	<p>30条 すべての市民はその〔社会的〕保障に参加し、法律の名において諮問されたときは、法律に効力を与えなければならぬ。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によつて明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>	<p>29条 すべての自由な統治において、社会を形成する人は圧制に抵抗する合法的手段をもたなければならぬ。この手段が無効である時は、蜂起がもつとも神聖な義務である。</p>
<p>32条 法律が、それによつて守られるべき自然的・市民的・政治的諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。法律が、個々</p>	<p>31条 社会に結合した人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ。</p>	<p>30条 すべての市民はその〔社会的〕保障に参加し、法律の名において諮問されたときは、法律に効力を与えなければならぬ。</p>	<p>29条 公務の限界が法律によつて明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。</p>	<p>29条 すべての自由な統治において、社会を形成する人は圧制に抵抗する合法的手段をもたなければならぬ。この手段が無効である時は、蜂起がもつとも神聖な義務である。</p>

<p>28条 市民のいかなる部分的集合も、いかなる個人も、主権を自己のものとすることはできず、いかなる権力も行使することができず、法律の正式の委任によらなければ、いかなる公務も遂行しえない。</p>	<p>27条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参加する平等な権利をもつ。</p>	<p>26条 主権は、単一、不可分で時効によつて消滅せず、不可譲である。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>議論(7)</p>
<p>28条(旧29条)</p>	<p>27条(旧28条)</p>	<p>26条(旧27条)</p>	<p>25条(旧29条)</p>	<p>25条(旧29条)</p>	<p>25条(旧29条)</p>	<p>議論(7)</p>
		<p>有</p>	<p>有</p>	<p>無</p>	<p>無</p>	
		<p>28条</p>	<p>27条</p>	<p>26条</p>	<p>25条</p>	
	<p>27条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参加する平等な権利をもつ。</p>	<p>26条 主権は、単一、不可分で時効によつて消滅せず、不可譲である。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>議論(7)</p>
	<p>27条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参加する平等な権利をもつ。</p>	<p>26条 主権は、単一、不可分で時効によつて消滅せず、不可譲である。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>議論(7)</p>
	<p>27条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参加する平等な権利をもつ。</p>	<p>26条 主権は、単一、不可分で時効によつて消滅せず、不可譲である。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>25条 人権の社会的保障は、国民民主権に基礎をおく。</p>	<p>議論(7)</p>

<p>33条 の事実への適用に際して公務員によつて侵害されるとき、 圧制が存在する。恣意的な行為が、法律の表明に反して市民の諸権利を侵害するとき、 圧制が存在する。すべての自由な統治のもとでは、この各種の圧制に対する抵抗の形態は、憲法で規定されなければならない。 人民は、つねにその憲法を再検討し、修正し、変更する権利をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に従わせる権利はない。職務の世襲は、すべて不合理であり、専制的である。</p>		<p>33条 圧制に対する抵抗は、他の人権の帰結である。</p>
<p>34条 社会の構成員の一人でも抑圧されるとき、社会に対する圧制が存在する。社会が抑圧されるときは、各構成員に対する圧制が存在する。 35条 政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は、人民および</p>		

<p>(A.P., l. s., t. 58, pp. 601 et s.)</p>	<p>(A.P., l. s., t. 62, pp. 278 et s., pp. 705 et s.; t. 63, pp. 107 et s.)</p>	<p>(A.P., l. s., t. 65, pp. 579-580, t. 66, pp. 259-260.) [* 第一〇条の文言について、五月二九日案では、すべての者 (tout homme)、六月二三日案では、すべての市民 (tout citoyen) となつていますが、審議中も「市民」とされていたため、後者によつた。―訳者注〕</p>	<p>(A.P., l. s., t. 67, pp. 106-107, pp. 143-145.) 人民の各部分にとつて最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である。</p>
--	---	--	--

ここでは、①ジロンド草案、②六人委員会原案、③五月二九日確定案の比較によつて明らかのように、国民公会の審議によつてジロンド草案に変更が加えられた部分は全般に少なく、多くの修正は、条文編成上のものであることがわかる（一覽表参照。修正部分には下線を施してある）。また、④エロー・ド・セシエル人権宣言新案Ⅱ一七九三年憲法人権宣言を比較の対象に加えた場合も、憲法原理上本質的な対立を見出すほどの差異はあまり認められない。一七九三年憲法制定過程、とりわけ、人権宣言制定過程におけるジロンド草案とモンターニュ草案（一七九三年憲法）との連続性が主張される所以である。さらに、ジロンド派・モンターニュ派の人権原理の異同については、次章で行う憲法理論的な検討のみならず、国民公会での審議経過についての実証的な検討によつても示される。四月一五日以降の国民公会審議で議論された論点は、概ね次の八項目にまとめることができる。

(1) 憲法の基礎

一七九三年四月一五日、国民公会で六人委員会案審議の日程が検討された際にまず議論になったのは、人権宣言草案と憲法草案のいずれを先議するかという問題であった。⁽¹⁾これについて、ジロンド派のビュゾは、憲法問題の審議において、基本的な諸原理など憲法の基礎についての討議から始めるべきことを主張した。⁽²⁾これに対して、ロムは、社会の構成に関して議論するのは、(その目的を示した)人権宣言についての議論を経た後であるべきことを主張し、六人委員会の報告者ランジュイネもこれを支持した。ビュゾの見解は、最も優先的な問題は、真の人権宣言ともいべき社会契約の問題であり、民主的な政府の構成の問題でもあるという考えを含み、人権宣言がどんな憲法にも調和するような形而上的で抽象的なものとなることを避けようとする趣旨に出ていた。これに対して、ロベスピエールは、ルソーにも言及して、憲法の基礎とは人権に他ならないこと、人権の保持が政府の目的であることを強調し、人権宣言草案先議を主張する長演説を行った。その後、国民公会は毎週月・水・金曜日に人権宣言草案の一般討議を行うことを宣示したが、ここでは、人権問題を優先することについて、多数の見解が一致していたことがわかる。

(2) 権利の体系

コンドルセの起草になるジロンド草案では、人権宣言の標題は「人の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」となっており、前文および第一条でもこのような権利の三分説が提示されていた。憲法委員会のバレールも、このような諸権利の区別を前提として前文と第一条を審議に付した。⁽³⁾これに対して、モンターニュ派のラボール・サン・ティエンヌ (Rabaut-Saint-Etienne) は、このような権利の三分説に反対し、とくに、社会状態に入る際に放棄されたと解される自然的権利を他の諸権利と同列において保持することに対して異議を述べた。ここでは、例えば、平等は、自然状態においては存在せず、社会状態においてこの自然的な不平等が是正されることなどが主張された。これに対して、バレールは、人間は自由や平等などの諸権利を自然から受け取ったとして、人権宣言に自然権を掲

げることが強調したが、やはりモンターニュ派のラスルス (Lasource)⁽⁴⁾らの議論を呼んだ。ついで、ロムが、自然権を認める立場から神 (l'Être suprême) の存在を明示することを主張した。しかし、ジロンド派のヴェルニョーがこれを制し、自然権についての用語上の問題を検討したうえで、原案の三分説を排して次のような修正案を提示した。「社会における人の諸権利は、平等・自由・安全・所有・社会的保障・圧制に対する抵抗である」と。国民公会は、このヴェルニョーの修正案を人権宣言第一条として満場一致で採択した。

以上の経過からは、(i)国民公会に自然権をめぐるルソー的な認識が浸透していたこと、(ii)ジロンド派よりむしろ、ブレーン派やモンターニュ派のほうに神の存在を前提とした自然権の支持論が強いこと、(iii)三分説は結局排除されたが、自然的権利と市民的権利を区別する考え方はある程度浸透しており、なお見解の不統一が存在していたこと、などが窺える。また、成立した一七九三年憲法人権宣言前文には神 (最高存在) の語が明示され、第一条・第二条に自然権の保障が掲げられたが、それは以上のような議論を背景にしたものであった。

(3) 平等

報告者のバレールは、平等を重視するために、ジロンド人権宣言案(旧案)一条の諸権利の配列を変更してこれを諸権利の筆頭に移した。これを受けて、平等の定義についての旧七条(平等とは、各人が同等の権利を享有しうることにあり)を第二条においた。⁽⁵⁾これについては、フェロー (Féraud) が「各社会における諸権利の行使は、社会の他の構成員にそれと同等の権利の享有を保障すること以外の限界をもたない」という案を提示し、ジロンド派のドノー (Danoü) が旧七・八条を結合して「すべての人は法の前に平等である。法律はそれが褒賞を与える場合も処罰を加える場合も、保護する場合も禁止する場合も、すべての人に対して同等である」という案を提示した。また、後のテルミドール派の指導者ボアシ・ダングラ (Boissy d'Anglas) は、「平等とは、他人が享有する諸権利(と同等の権利)を完全に行使することにある」と定義した。ロベスピエールは、これらの定義がいずれも不完全であり、す

べての人は理性と正義の前に平等である、として委員会案を支持した。バレールは、委員会案が、人々の平等を、自然から受け取ったすべての能力・権利の行使にまで拡大していることを説明し、ついで国民公会は原案を採択した。このようなわずかな審議経過のなかにも、平等を「法の前の平等」という原則として捉える立場と、権利の中に位置づけてその範囲を拡大しようとする立場が示されていた。とくに、バレールやポアシ・ダングラのように、平等を、権利取得（享有）の面から権利行使の面に拡大しようとする見解があったことは注目される。

(4) 自由（出版の自由、信教の自由）

自由の定義について、バレールは旧二条の文言に若干の修正を加えた原案（第五条）を提示したが、これは異議なく支持された。自由権の内容については、まず、第七条（旧五条）の出版等の自由をめぐる議論が展開された。⁽⁶⁾すなわち、ブレン派のデュラン・マイヤンヌ（Durand-Mailane）は、出版等の自由には法律の留保が加えられるべきことを主張、ジロンド派のサール（Salle）も、一般的な自由についての制限を個別の自由にも適用して、法律による制限を認めることを主張した。これに対して、ビュゾは、革命初期にその濫用を禁じる法律をみずからも要求したにせよ、平時においてはいかなる法律もその自由を制限すべきでないことを主張した。ロベスピエールも、ビュゾの見解を批判したうえで委員会案を支持したが、ここでは、明白に革命のために制定される場合には、出版の自由に反する法律も不可欠であるという見解が示されていたことが注目される。⁽⁷⁾また、ロムも「国民主権を害し、その自由を危うくしない限り」という留保を付すことを提案したが、採決の結果、委員会原案が採択された。

ついで、第八条（旧六条）の信教（culte）の自由については、⁽⁸⁾このように社会契約と無関係な自由に関する規定を人権宣言に掲げる必要はないとする見解がヴェルニョー、サールらによって主張された。ダントンもヴェルニョーを支持したが、ジャンソネらはこれに反対した。この問題は、憲法で宗教に関する規定をおくか否かという重要な問題であり、憲法案審議まで延期が決定されたが、結局はこの条項は削除され、第八条には自由の保持に関する規

定がおかれた。その後、安全すなわち人身の自由（市民的自由・個人的自由）に関する諸規定について一括審議され、若干の議論と条項の組み換えを経て、第九一―一六条（旧一〇―一七条）が確定された。

(5) 所有

所有権規定については、バレールは、旧ジロンド草案どおりの原案を提示した。⁽⁹⁾このうち、第一七条（旧一八条）の所有権の定義について、「処分」の語義をめぐる若干の議論があった。モンターニュ派のジェニシユ（Genissieu）が、「処分（disposer）」の語は曖昧すぎ、遺言による財産譲渡をも認めるようにみえる、と指摘したのに対して、ジャンソネは、ローマ人にならって使用权（droit d'user et d'abuser）の語を用いることを提案し、ランジュイネが反対、同じジロンド派のルーヴェが「享有と使用の権利」とすることを提案した。結局、サールが死後の処分は認めないことを留保して「処分（disposer）」の語を支持し、国民公会も原案どおり採択した。このほか、第二〇条の補償規定における「必要性」の語をめぐる若干の議論が展開されたが、いずれも原案どおり可決された。⁽¹⁰⁾ここでは、ドュコの発言にも示されたように、所有権は、自由・平等とならぶ神聖な人権であり、一般利益が厳密にかつ絶対的にそれを要求しない限り、所有権の犠牲は認められないものとされていた。所有権の審議においては、ジロンド派とモンターニュ派との間に何らの対立が存在しなかっただけでなく、異なる見解を表明していたロベスピエールも沈黙を守っていたことが注目される。

また、続く第二一条（旧二条）の租税規定に関して、累進税を認めるか否かで議論があったが、結局、この問題は憲法条項審議に委ねられた。⁽¹¹⁾まず、モンターニュ派のヤコブ・デュボン（Jacob Dupont）が租税には法律で定められた一定の制限と比例関係が伴わなければならないと提言したのに対して、モンターニュ派のシャルリエ（Charlier）やジロンド派のイスナール（Isnard）も経済的能力に応じた課税を主張した。ダントンもその見解を累進税（impôt progressif）の問題として重視したが、バレールとともに、憲法案審議に譲ることを主張した。この過程では、シャ

ルリエの見解などに経済的平等への配慮が認められたが、ダントンはすでに審議を終えた所有権規定との抵触を避けるために議論を回避したものと考えられる。さらに、第二一条の「代表者 (representants)」の語を「議員 (delegates)」に換えることがシャルリエによって提案され、モンターニュ派のガラン・クローン (Garran-Coulon) から、前者は意思を表明するのに対して後者は表明された意思の保有者にすぎないという差異があることが指摘された。この議論は、国民代表の本質問題の一端を示していたが、ビュゾは、「代表」の語は、代議政体においても民主政体においても保持されること、そして、基礎に代表制をもつ政体のみならず、人民が法律を制定し施行する政体をも含めてすべての政体に適合的な一般準則が問題であることを指摘した。結局、「その (les) 代表」という所有形容詞がダントンの提案で排除されただけで「代表者」の語は維持され、官吏の監視権が追加されて第二一条が確定した。

(6) 初等教育・公的扶助の義務

第二二条 (旧二三条) の初等教育の規定については、知育 (instruction) と徳育 (education) との区別を前提として、これらの両者とともに規定すべきか否かが議論された。⁽¹²⁾ ロムやチリオン (Thirion)、シャルリエらは、両者とともに社会の負債として規定することを主張したが、ルー (L. F. Roux) が反対した。彼は、高等教育を市民の権利とはみなさず、徳育を異なるものと解する委員会に同調して、原案どおりの採択を主張し、国民公会は第二二条を可決した。

ついで第二三条 (旧二四条) の公的救済⁽¹³⁾については、まず、モンターニュ派のウド (C. F. Oudot) が、委員会原案には、生存権の考えが明示されていないことを批判し、余剰をもつ者がそれを生活困難な同胞のために據出することは義務であることを主張して次のような修正案を提示した。「一、その労働が生活費を賄うのに不十分である者はすべて、その能力を社会の奉仕に供することを申し出ることによって、社会の救済を要求する権利をもつ。社会は、彼に救済を与えることによって、乞食を禁じ、怠惰な人に労働を強制する権利をもつ。」二、公的救済は、子供と

貧しい老廃者に対する、社会の義務である。その範囲と適用については法律で定められる」と。しかし、ロベスピエールの弟がこのような規定は従属を強めるとして批判し、ヴェルニョーもこれに賛成して次のような修正案を提示した。「すべての人は、自己の労働により、あるいは公的救済によって、生存する権利がある」と。このように、労働しうる場合としない場合の二つの生存権の形態があることについては、他の議員によっても承認された。国民公会は、最終的には委員会原案を採択したが、以上のような審議経過は、後の一七九三年憲法の人権宣言第二一条に反映されていることがわかる。

(7) 社会的保障と国民主権

人権の社会的保障が国民主権に基礎をおくことを定めたジロンド草案第二五条は、バレールによって第二四条としてそのまま提出された。⁽¹⁴⁾ まず、ガラン・クローンは、この条文が非常に抽象的であることを批判し、「社会的保障は、各市民の諸権利を保護する社会の義務のなかにある。したがって、それは国民主権に基礎をおく」という修正案を提示した。ダントンは、「社会的保障」とは、諸権利の行使を各人に保障する万人の行為であることを明らかにし、国民主権が承認されている政体においては、それは自由と平等に基礎をおくことを主張した。これについては、自由・平等自体が権利であるからこれらは社会的保障の基礎にはなりえないとするゴード (Gode) の反論その他の発言の後、バレールが登壇して確定案を採択した。バレールの見解のなかには、自由・平等・安全・所有が主要な人権であり、これらの自然権の保障が社会の義務であること、主権がその保障にとって無力であるときのみ各人に諸権利の享受を保障するための万人の行為が介入すること、などが示された。このような経過を経て確定された第二四条の文言は、そのまま、一七九三年憲法人権宣言第二三条に採用された。ここでも、ジロンド派主導期における審議が、モンターニュ派主導期に成立した一七九三年憲法のなかに反映されていることが示される。

ついで、主権に関する第二五―二七条 (旧二六―二八条) の規定は、一括して提示され、全く議論なく採択さ

れた⁽¹⁵⁾。ただ、バレールが第二八条として提示した旧二九条については、社会的保障に関連するところから第二五条に置き換えられたため、条文の変動がもたらされた。ここでは、民主政治においても公務員の有責性、公権力の制限が必要であることがデュコラによって強調された。また、全市民が社会的保障に参加することを求める旧三〇条の規定は、第二四条の修正によって不要になったとして削除された。このように、主権条項の審議に関する限り、条文の配列等に変更が加えられた他はほとんど議論もされず、ジロンド派とモンターニュ派との間に本質的な主権原理の対立を認めることはできないといわざるをえないであろう。

(8) 抵抗権⁽¹⁶⁾

以上のような経過に比して、ジロンド派・モンターニュ派との間で、比較的对立する議論が展開されたのは、第二九条(旧三一条・三二条)の抵抗権についてである。抵抗権の合法的な手段を定める原案に対して、まず、モンターニュ派のガルニエ(Garnier de Saintes)が「*ル*」に蜂起権(droit d'insurrection)が含まれていないこと、自然(権)に由来する蜂起権は合法的ではありえないことを指摘して批判した。これに対して、ジロンド派のサールは、圧制の形態のうち全国民に対するそれが問題であることを指摘しつつ原案を支持、ついでラボー・ポミエ(Rabaut-Pomier)が、合法的手段が有効でないときは抵抗権が完全に継続することを主張した。ついで、モンターニュ派のファール・デグランティヌ(Fabre d'Églantine)が問題の重要性から審議延期を主張したが、ジャンソネらは断固原案を支持した。とくに、ジロンド派のルーヴェの発言を受けたヴェルニヨールは、合法的な抵抗も非合法的なそれ(一斉蜂起)もともに必要であり、委員会案は後者を容易にするために合法的手段を規定したことを主張した。結局、モンターニュ派のパニス(Panis)とジャンソネが、ラボー・ポミエの提案にそって「合法的手段が有効でないときは蜂起権が最も神聖な義務である」という追加条項を提案し、第二九条の確定条項が採択された。これにより、旧三二条は削除され、旧三三条が第三〇条として採択されて人権宣言草案の審議が一通り終了した。

以上のような経過からは、人権宣言審議は、報告者のバレールを中心に、ジャンソネ、ヴェルニヨールらジロンド派の有力議員が発言力を強める形で展開され、一部の問題を除いてはほとんどモンターニュ派との間に鋭い議論の対立もなかったことが注目される。モンターニュ派のなかでも、ダントンは、むしろヴェルニヨールらに好意的でさえあったことも窺える。これに対して、ほとんど沈黙を守ってきたロベスピエールやサン・ジュストは、四月二四日に自己の草案を提出して委員会案を批判した。その日以降の憲法条項審議では、しだいにモンターニュ派とジロンド派との対立も活発となり、議論は難航した⁽¹⁷⁾。五月一〇日に憲法第一条が採択された後、共和国の区分とりわけ地方行政組織の規模をめぐる、報告者のランジュイネ、ラボー・ポミエ、ビュゾ、サン・ジュストらによって議論が繰り返された。とくに、パリへの中央集権に反対して大都市の分割案を提示したラボー・ポミエやビュゾらジロンド派に対して、サン・ジュストらがこれに対抗したことが注目される⁽¹⁸⁾。また、これに先立つ四月二九日の審議のなかで、六人委員会を代表してランジュイネが市民の身分と権利行使の条件について報告し、女性の政治的権利に言及したことも注目に値する⁽¹⁹⁾。しかし、この時期の憲法案審議は、ジロンド派を批判するモンターニュ派の政治的戦術によって一層停滞し、五月三一日―六月二日の政変を迎えることになる⁽²⁰⁾。

(1) A. P., I. s., t. 62, pp. 120 et s. 参照。なお、憲法の基礎に関する審議は、四月二六日の憲法案審議の冒頭に継続された。これについては A. P., I. s., t. 63, pp. 384 et s. 参照。

(2) 四月一五日の審議については A. P., I. s., t. 62, pp. 120 et s. 参照。

(3) 四月一七日の審議については A. P., I. s., t. 62, pp. 278 et s. 参照。

(4) ラスルスは、モンターニュ派の議員でもあるが、一七九三年からしだいにジロンド派に接近し、一〇月三二日に処刑された人物である。Robinet, *Dictionnaire historique et biographique de la Révolution et de l'Empire 1789—1815*, t. 1,

- pp. 14-15; Decembre-Alonmier, *Dictionnaire de la Révolution française*, 1789-1799, t. 2, p. 261 参照。このほか、本書に登場する人物とその帰属党派については、これらの文献を参照しよう。
- (5) 四月十九日の平等に関する審議は、*A. P.*, 1. s., t. 62, pp. 705 et s. 参照。
- (6) *A. P.*, 1. s., t. 62, pp. 706 et s. 参照。
- (7) ロベスピエールは、「出版の自由は絶対でなければならぬ。この原則に対する例外は、革命時においてのみである」と主張した。この問題については、全体的に、シロンド派もモンターニュ派も出版の自由を重視していた反面、「その真意において、公安が必要とする場合には例外が認められることが了解されていたようにみえる。『それは、ギロチンによって制限された自由であった』と称されるゆえにである。M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 7, pp. 191-192.
- (8) *A. P.*, 1. s., t. 62, pp. 707-709, pp. 717-724, (annexe), M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 7, pp. 193-194 参照。
- (9) *A. P.*, 1. s., t. 62, p. 711.
- (10) 四月三日の第二〇条の審議については、*A. P.*, 1. s., t. 63, p. 107. 参照。
- (11) *A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 107-109 参照。
- (12) *A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 109-110 参照。
- (13) *A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 110-111 参照。
- (14) *A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 111-112 参照。
- (15) *A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 113 参照。
- (16) 抵抗権については審議は、*A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 113-116, pp. 121-123; M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 7, pp. 200-202 参照。
- (17) 四月十四日以降の憲法案審議については、*A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 193 et s. (24 avril), pp. 384 et s. (26 avril), pp. 561 et s. (29 avril); t. 64, pp. 328 et s. (8 mai), pp. 414-415, pp. 417-434 (10 mai), pp. 621-628 (13 mai), pp. 692-701 (15 mai); t. 65, pp. 39 et s. (18 mai), pp. 147 et s. (22 mai), pp. 189 et s. (22 mai), pp. 271 et s. (24 mai), pp. 371 et s. (27 mai), pp. 580 et s. (29 mai) 参照。

(18) *A. P.*, 1. s., t. 64, pp. 608 et s. (15 mai). シロンド派のフェテラリスムとジャコバン派の中央主権主義をめぐる問題は、今日のフランス政治における地方分権化との関係でも注目されている。本書では、後にも若干触れるが、この問題の今日的意義については稿を改めて検討することにした。

(19) 市民の身分等をめぐる四月二十九日の審議については、*A. P.*, 1. s., t. 63, pp. 561 et s. 参照。女性の政治的権利の問題は、拙稿「フランス革命期における女性の権利」成城法学一七号(一九八四年)五九頁以下を参照されたい。

(20) オーラールはこの時期の審議の停滞について、シロンド派の失敗を示すためのモンターニュ派の政治的戦術と解しつゝ、*A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française*, p. 295 参照。

2 モンターニュ派主導期

一七九三年六月一〇日、公安委員会を代表して新憲法案(モンターニュ憲法案、五月二九日採択の人権宣言草案と新しい憲法案からなる)を国民公会に提出したエロー・ド・セシュルは、条文の朗読に先立って基調演説を行った。⁽¹⁾ここでは、「憲法が完成する日はフランスにとって復活の日であり、ヨーロッパにとっては革命の日である」として憲法制定の意義が強調され、起草にあたっては「最も民主的な結果に到達する」という願望のもとに「人民の主権と人間の尊厳がたえず目の前に置かれていた」ことが示された。また、代表原理に最も注意したこと、それは人口のみに基づき、人民から直接選出されるべきこと、一定の公務員については間接選挙が維持されたこと、法律(loi)とデクレ(Decret)は異なること、などが指摘された。ついで、ロベスピエールが登場した。彼は、この憲法案を読んだだけで祖国の同胞を力づけ、敵を恐れさせるだろうと指摘し、「全ヨーロッパが、人間の理性と偉大な人民の主権の上に築かれたこの立派な記念碑に敬服させられるだろう」と激賞した。ロベスピエールが、自己の憲法原理との相違を度外視して、モンターニュ憲法案への賛辞を表明したことは、審議過程における妥協的な姿勢とともに、革

命防衛のために憲法制定を促進しようとした彼の政治的立場を示すものといえる。

さて、ロベスピエールの提案に従って、翌六月一日から始まった憲法案審議では、五月に議論が沸騰した第二章（人民の区分）に関する問題を含めて、ほとんど議論にならないままに逐条審議が進んだ。二四日の憲法採択までに注目すべき議論が展開されたのは、概ね次の七項目についてである。

(1) 第四章 人民主権⁽²⁾

まず、「人民は第一次集会においてその主権を行使する」という第四章第一条の原案について、Loty選出議員のアルプイ(Albouis)は、「フェデラリズムに通じるすべての道を閉ざすために」、「人民とはフランス市民の総体である」という文言の追加を提案し、国民公会は、異議なくそれを可決した。「人民主権」の主権主体を定めるものとして今日の憲法学でも重視されている一七九三年憲法の主権主体規定（憲法第七条「主権者人民は、フランス市民の総体である」）は、このように制定された。ついで、人民の主権行使の内容について「人民は、その代表および国民陪審(jury national)の構成員を直接選出する。〔地方〕行政官および裁判官の選出を選挙人に委ねる」と定める第二条について議論された。まず、シャボが、国民陪審（大陪審）の構成員を直接選挙で選出し、地方の裁判官を間接選挙で選出することには矛盾があると批判し、国民陪審の存立に疑問をはさんだ。結局、国民公会は、この問題を第一章の審議まで延期し、第二条後段についても公安委員会に付託した。

(2) 第五章 第一次集会——立法院の選挙⁽⁴⁾

まず、第五章第一条（第一条）の第一次集会を構成する市民の居住要件が、シャルル・ドゥラクロア(Charles Delacroix)の提案にそつて原案の三ヶ月から六ヶ月に修正された。これに続いて、選挙における記名投票制を定める同第六条（第一六条）の規定が議論された。右派のリアル(Rea)が投票の自由を妨げるとして批判したのに対して、ジャンボン・サンタンドレらは、「真の共和主義者は意見の公表を恐れない」として原案を支持した。また、

チュリオヤゴスイン(Gossin)は、記入投票あるいは大声による投票を主張し、ダントンは主権行使においても表現の自由原則は認められるとして各人の選択によることを主張した。国民公会は、結局「選挙は、各投票者の選択にもとづき、記入投票もしくは大声で行われる。第一次集会は、いかなる場合においても、投票の画一的方法を定めることはできない。投票検査人は、書くことができないが投票することを選ぶ市民の投票を証明する」という修正条項を採択した。ここでは、大声による（公開）投票が認められたことが特徴的であるが、いうまでもなく、これは民衆層の文盲率の高さに由来する。ダントンも、「金持ちは記入し、貧乏人は口頭で」選挙することを提案していたのであり、当時においては、共和主義原理のもとでも未だ秘密選挙の原則は確立していなかったことに注意する必要がある。秘密投票が民主的で、非秘密投票公開投票あるいは記名投票が非民主的であるという理解は、このような当時の状況からは妥当でないことがわかるであろう。

また、第一次集会で法律を可決または否決する手続きを定める第五章第七条についても議論があり、人民が法律について議論する権利なども確認された。

(3) 第六章 代表⁽⁵⁾

代表が人口のみを基礎とすることを定める第六章第一条（第二条）は議論なく採択された。人口五万人に一人の割合で議員が選出されることを定める同第二・三条については、この数値を各々一〇万、二万五〇〇〇、四万にすることを主張するデュコ、チリオ、ラメル＝ノガレ(Ramel-Nogaret)らの修正案が提示された結果、国民公会は、「人口三万九〇〇〇人から四万一〇〇〇人までから成る第一次集会の各集会は、直接に一名の議員を選出する」と決定した。この過程では、各県の代表という性格を排除したことは、フェデラリズムを避けるために意義があったことがボワイエ＝フォンフレード(Boyer-Fonfrède)やラメル＝ノガレによつて指摘された。

ついで議論になったのは、被選挙権の範囲を定める同第八条（旧第一〇条）（第二八条）についてである。「市民の

権利を行使するすべてのフランス人(男性)は、共和国の全領土内で被選挙資格をもつ。各議員は、国民全体に属する」という原案に対して、まず、シャルル・ドゥラクローが、この代表制はイギリス議会の腐敗の原因となつたと、この制度が採用されればパリのような大都市に国民代表の大部分を与える結果になること、などを指摘して批判を加えた。彼は、腐敗をもたらず金持ち等の影響を避け、「自己を選出した人々に対する受任者(mandataires)の道義的責任を保持するために」、いかなる市民も、自己の選挙区に一年以上居住した後にしか人民の代表として選出されえない、と定めることを要求した。ここでは、人民の代表は身近な既知の人々から選ばれるべきであるという考えが表明され、受任者の責任に言及されていた点で、命令的委任論にも通じる見解が窺える。しかし、この意見は、ボワイエ・フォンフレードによつてフェデラリスムを排するという観点から批判された。また、立法院の議員の再選禁止についての追加意見も出されたが、チュリオは、これらの制限はいずれも主権行使を妨げるとして反対した。結局、国民公会は原案どおり第六章第八条を確定した。ここでは、公安委員会原案および国民公会の多数の見解のなかに命令的委任論の存在を見出すことは困難であるといわなければならない。

このほか、補欠議員制度に関する第九・一〇条、第一次集会の臨時召集に関する第一二条についても、若干の議論があつた。とくに後者については、ロベスピエールが「構成員の過半数の集合によつて第一次集会が形成される」という原案によれば、第一次集会ですべての問題について審議しうることになり、純粋な民主主義、過度な民主主義が構築されるとして審議の延期を主張したことが注目される。

(4) 第七章 選挙人会

第四章の討論で留保されていた間接選挙制の問題がここで再び審議された。まず、ギュヨモール(Guyomar)が、もし人民のすべての権利を行使させなければならぬなら地方行政官や裁判官の選挙も第一次集会で行うべきであるとして、間接選挙制に反対した。シャボも、「人民がなしうることはすべて自らしなければならない」という民主

憲法における大原則を明らかにし、人民がみずからその官吏を選任することができるとあればそれが望ましいことを指摘した。ここでは、人民主権の完全な行使の形態として直接選挙の原則が導かれていた。しかし、チュリオは、人民の疲弊等を理由にこれに反対し、ロベスピエールも、行政官に国民代表と同じ重要な性格をもたせない必要等を主張して、人民がこれを直接選任することに反対した。ロベスピエールの発言には、政府の権力濫用、そして民主的正統性をもつ国民代表の地位を行政府にも認めることに對する警戒心が強く示されていた。国民公会は、選挙人会の存立の問題について採決した結果、第四章第二条(のち第九条)の行政官と裁判官の選出を選挙人会に委ねる規定を可決した。

(5) 第八章 立法院——免責特権

立法院に関する諸規定のなかで、議論を呼んだのは「人民の代表者たる」議員は、立法院内で公表した意見のために、いかなる場合も捜査され、訴追され、裁判されることはできない」という第八章第五条(第四三条)の免責特権についてである。⁽¹¹⁾ ラフロン・ドュ・トゥルイエ(Rafrou du Trouille)は、人民の代表は人民の福利という最高の法を超えた存在であつてはならない、としてこの規定を批判し、バジールも、共和国の確立に反する発言をした者を裁くための国民陪審の設立を要求した。これに対して、ロベスピエールは、その資格がなくなった(恥ずべき)代表者に免責特権を認めることは望ましくないとしながらも、人民の代表を裁く機関が問題であること、裁判所もまた腐敗するものであること、等を指摘して、結局委員会案に賛成し、国民公会の喝采を得た。ここでは、ロベスピエールが、当初、各立法期の最後に人民の受任者に報告義務を課す方法を構想していたが、その困難を見出して見解を改めたことも明らかにされた。この議論からは、彼の代表制論が審議の過程でいわゆる命令的委任論から変容を遂げたことが理解される。

(6) 第一〇章 立法院の職務——法律事項

立法府の職務が法律の提案と命令の制定であることを定める第一〇章第一条(第五三条)は、即座に採択されたが、法律事項の内容を定める同第二条(第五四条)については、宣戦布告をめぐって議論があった。⁽¹²⁾ モンターニュ派のアゼマ(Azema)は、宣戦布告は人民の裁可に付すべきであるとして、これを法律事項に加えることを指摘したが、デュコはこれに反対。レアルらはその趣旨を考慮して侵略戦争の布告のみを法律事項とする折衷案を提示した。結局、侵略戦争の不正を前提として、宣戦布告を人民の決定に委ねることを主張するダントン、チュリオらの見解が有力となって原案が修正され、宣戦が法律事項にいれられた。条約の批准については、人民の裁可に付する法律事項とすることが主張されたが、国民公会はこの動議は採用せず、原案どおりデクレ事項のなかにとどめた。

(7) 第五章 国民大陪審 (grand jury national)

一七九三年憲法の制定過程において、最も重要な議論が展開され、見逃せない修正が施されたのは、第五章の国民陪審についてである。⁽¹³⁾ すでに、これまでの審議のなかで何度か言及されたこの制度は、六月一六日に提示された公安委員会原案では、次のように定められていた。

「第一条 大陪審は、立法府および〔執行〕評議会の圧制から市民を守るために設立される。特定の行為によって抑圧されたすべての市民は、そこに救済を求める権利をもつ。」

第二条 陪審員の名簿は、各県の第一次集会で選出された市民によって形成される。大陪審は、立法府とともに、毎年改選される。

第三条 大陪審は、刑罰は適用しない。裁判所に移送する。

第四条 陪審員の氏名は、立法府の箱に保管される。」

これに対して、まず、チュリオが、すでに世論というこの種の法廷が存在すること、これは議員の意見の自由にとって有害であり、立法議会に優越する権威を設立するものであることを指摘して本章の削除を要求した。⁽¹⁴⁾ ここで

は、エロー・ド・セシエル自身も、この制度が立法府の議員を不安にさせることを恐れ、ロベスピエールも、受任者の行動を検査するのは人民であるとして、慎重審議を要求した。その結果、この問題は公安委員会に付託され、六月一九日および二四日にエロー・ド・セシエルによって報告された。二四日の審議では、委員会の新提案として、「議員に対する人民の譴責 (censure) と立法府の圧制に対する人民の保護について」と題する次の諸規定が提示された。⁽¹⁵⁾

「第一条 人民は、第一次集会において、立法府の構成員の公的活動について、譴責を行う。」

第二条 すべての議員は、各立法期の終りに、その議員を選出した第一次集会によって裁定 (juger) される。

第三条 いかなる議員も、人民の名誉ある無罪宣告 (acquittement) の後でなければ、立法府に再選されることはできず、いかなる公職にも任命されることはできない。

第四条 第一次集会は、譴責の際には、当該議員が主権者の信頼に応えなかったことを宣告する。

第五条 人民は、その受任者の圧制から、自らを保護する。その権利は、主権の中にあり、その手段は、段階的に、法律、守護神 (genie)、正義 (justice) の中にある。」

また、このような制度の提案理由について次のように説明された。「われわれの意図は、議員を選出した人民の部分に対して、その行動の裁定を委ねることであった。そしてわれわれは、議員の行動がその委任者によって承認された後でなければ、その議員は再選されないことを付け加えた。われわれは、この形態を国民代表原理自体の中から汲み取った。さらにそこには、議員たちが選出されたのと同じ方法で彼らを裁かせること以外に、何ももたらされない。われわれの案の利点は、①民衆性 (Popularité)、②人民の代表の前に絶えずその義務を示すこと、③もし請求があれば、新たな職務を執行する前に彼らに報告の準備をさせておくこと、である」と。このような見解は、エロー・ド・セシエルが、六月一〇日に「議員は、二重の性格を帯びている。人民の裁可に付されなければならない

法律（の制定）においては受任者であり、デクレ（の制定）においてのみ、代表であるにすぎない。したがって、フランスの政体は、人民がみずからなしないすべての事柄においてのみ代表制であるにすぎない」と述べていたことと併せて考察すると、まず、法律制定については、議員と人民との間に法案提出を内容とする命令的委任関係が構想されていたことが理解できる。さらに、人民がみずからなしない事柄すなわちデクレの制定についても、国民代表原理が留保されることを承認したうえで、その場合の議員の圧制（権限濫用等）に対抗するために、人民の審査・譴責の手続きがここで構築されたのである。第一条から第五条の規定は、その意味では、法律の提案のみならずデクレの制定を担当する議員に対して、一般的にその行動を人民のコントロールのもとにおく意図をもっていたといえる。

このような提案に対して、チュリオは、即座に次のような反対意見を述べた。「人民主権を強固にすることを望む際に、その基礎を掘り崩しているようにみえる。貴方たちは、人民の代表は国民全体に属する、という原理を確立した。そうでないと、共和国に属する一市民（議員）について裁定を下す一部の人は、みずからもつていない権利を行使することになるだろう。新聞、通信文が有害な影響力をもち、陰謀家が免責されるだろう。有徳の人物、最も熱心な人民の友であり、その職務のためにすべてを投げうった議員が、第一次集会の多数によって、民事死の刑を宣告されるだろう……」と。また、ラフロン・ドユ・トゥルイエは、腐敗議員を立法期中放置するという欠陥に対処するため、審査機関を設立し、人民の信頼を失ったと宣告された議員を裁判所に引き渡すことを主張した。ギユヨマルらは、委員会原案を支持し、議員の道義的責任は幻想ではなく、立法院の権限濫用を避けるために、第一次集会がその選出議員を裁く唯一の法廷となることを主張したが、ラヴァスール(Lavassout)は、委員会案の非実効性等を指摘した。ついで、クートンも、個人的にはこの諸条項の削除を要求するに至ったことを述べ、「人民の一部には、国民全体から、尊敬する代表を奪う権利はない」という点について先決問題とすることを要求した。エ

ロー・ド・セシエルもその意見にない、国民公会は先決動議を可決した。結局、最終的に確定された一七九三年憲法では、議員の譴責に関する第一章は全面的に削除された¹⁶⁾。

以上のように、報告者エロー・ド・セシエルの命令的委任論および議員の譴責に関する構想は、国民公会では受け入れられなかった。当時の国民公会では、「選出された議員は国民全体に属する」と解されたためにその不可侵性が重視されていたからである。このような審議の経過からすれば、一七九三年憲法（人権宣言）の条文に「受任者」の文言があること等を根拠として、そこに命令的委任論の存在を見出す見解はとりえないことが示されるであろう。さらに、国民公会の審議のなかで絶えず問題になっていたものに、「（ジロンド派的な）フェデリスムの阻止」という配慮があったことがわかる。人民主権原理が標榜されながらもなお、「全国民の代表」という国民代表原理が固持されたことを併せて理解すべきである。

さて、以上の憲法案審議では、最後の国民大陪審に関するものを除いて、ほとんどが公安委員会案にそって採択されたことができる。とくに、人民主権の実現方法に関する諸原理、すなわち、免責特権や議員の責任追及手続き、代表制の構造等において異なる見解を表明していたはずのロベスピエールが、これらの問題の審議において委員会案を支持したことは、注目に値する。憲法案提出時や採択時における賛辞や、憲法案審議での彼の発言や態度（とりわけ議員の譴責制度を否定した国民公会審議の際の沈黙）からは、国民公会の多数派（モンターニュ主流派および平原派）に対する政治的妥協ぶりが理解される。

このほか、新人権宣言案の審議過程についても、唯一つの修正動議が出されたのみで審議らしいものは全くないまま全文が採択されたことが注目される¹⁸⁾。一七九三年憲法の人権宣言には、ジロンド草案審議の際に議論となった信教の自由等の諸規定が掲げられていたが、これらについての異論もなく、権利保障を定める憲法第一二二条につ

いても問題は何も出されなかった。⁽¹⁹⁾ 総じて、人権宣言草案については、旧ジロンド草案の審議過程で問題になった点をふまえて、モンターニュ派の多数意見に即した妥協的な新案が採択されたものといえるであろう。

- (1) A. P., I. s., t. 66, pp. 257 et s.
- (2) 第二章の原案は、当時の政治制度をそのまま承認する形で、カントンの第一次集會での人民の主権行使を認め、さらに、地方行政・司法についての「県・ディストリクト・市町村」という区分を認めていた。ジャンボン・サン・タン・ドレとクートンは、領土の区分に関する事項を立法に委任することについて賛否両論を提示したが、国民公会は「人民の区分」の問題であると見て、原案どおり可決した。A. P., I. s., t. 66, pp. 282-283.
- (3) 第四章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 284 et s., p. 451. 参照。
- (4) 第五章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 452 et s.; M.-Ternaux, *op. cit.*, t. 8, pp. 58 et s. 参照。以下、条文については議事録記載のものによるが、〔 〕内に記した条数は確定条項における通しナンバであり、前掲憲法集 (Duguit et als, *op. cit.*, pp. 65. et s.) による。訳文は、巻末の資料 I 四〇九頁以下を参照されたい。
- (5) 第六章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 454 et s. 参照。
- (6) ホワイエ＝フォンブードは、もとジロンド派の議員であり、後に革命裁判所で処刑された。Robinet, *op. cit.*, t. 1, p. 270. 参照。
- (7) A. P., I. s., t. 66, pp. 518 et s.
- (8) A. P., I. s., t. 66, pp. 522 et s.
- (9) A. P., I. s., t. 66, pp. 529 et s. ロベスピエールは、ここで、過度な民主主義は国民主権を破壊するという考えを示し、また、第一次集會が長期にわたること、その民衆性が失われることを指摘した。
- (10) A. P., I. s., t. 66, pp. 540 et s.
- (11) A. P., I. s., t. 66, pp. 542 et s. 国民公会は、代表者の意見は拘束されるべきではなく、世論によってのみ裁かれるべきであるとするチュリオの見解に従って、すべての修正動議を排除した。国民公会の支配的見解は、免責特権を認める立場にあったことは間違いない。

(12) A. P., I. s., t. 66, pp. 544 et s. また、法律の制定手続きに関する第一章については、第一次集會の異議の要件について、委員会に付託された結果、「法律案の送付後、三〇日以内に、一〇の県で、一つ以上の第一次集會が異議を申し立てない時は、立法府は法律を確定的に採択あるいは拒絶する」という同第四条(第五九条)の原案が、「法律案の送付後、四〇日以内に、過半数の県で各々一〇分の一の第一次集會が要求しないとき……」と訂正された。さらに、執行評議會に関する第一三章の審議では、選挙人会が指名する候補者のなかから立法府が二四名の委員を選出するという原案に対して、若干の意見が交わされた。結局、委員の人数は保留されたが、後に原案どおり採択された。これらの問題は後に第三章第二節で検討することにする。

(13) 第五章の審議は A. P., I. s., t. 66, pp. 576 et s. 参照。

(14) チュリオは「人民がたえず存在し、その受任者の行動を審査していることを想起せよ。人民は、彼らの背任について彼らを罰する術を知っているだろう」と述べていた。チュリオが受任者に対する審査・処罰に言及した際に、選挙区の命令的委任を前提としていたかどうかは問題であるが、免責特権に関する彼の発言、立法府が主権を行使することを強調していた点、および六月二四日の発言からすれば、命令的委任ではなく、より一般的な世論による責任追及を問題としていたと考えられる。

(15) 六月二四日の審議については、A. P., I. s., t. 67, pp. 139 et s. 参照。この日の最終審議では、このほか、第一〇条(第一次集會における法律の議決)、第五四条(法律事項)、第五五条(デクレ事項)、第九六条以下などの保留条項について採択された。

(16) 結局、一七九三年憲法には、ジロンド憲法草案には存在していた議員の譴責・審査に関する規定が全く欠落してしまつた。エロー・ド・セシエルをはじめ、公安委員会が再三再四にわたりその重要性を指摘していたにもかかわらず、これらの規定が欠如したことは、両憲法の主権原理の検討にとって大きな意味をもっている。この点は後にみるとして、

ここでは、歴史家の分析に注目しておこう。憲法制定過程を詳細に検討したテルノーは、「モンターニュ派は、政敵との対立の最中に創出されたこの疑わしい審査手続きが、遅かれ早かれ、みずからの党員に対しても向けられることを恐れた。シロンド派よりも巧みなモンターニュ派は、法律の兵器庫のなかに、いつかは自己に対して用いられる両刃の剣をおくような過ちは犯さなかった」と指摘している。M. Ternaux, *op. cit.*, t. 8, p. 85 参照。

(17) カレ・ド・マルベールは、人権宣言のなかに「受任者」の語があることを重視しているようにみえる (Carte de Malberg, *op. cit.*, t. II, p. 262; 同旨、杉原『国民主権の研究』二七六頁)。しかし、実際には、草案起草者のエロー・ド・セシエルの構想には存在していたと思われる命令的委任論に通じる諸制度が、憲法案審議の過程ですべて排斥されたにもかかわらず、逐条審議を経ずに採択された人権宣言では、その存在を前提とする「受任者」の語が残ったわけである。このような齟齬が、本章で検討した憲法制定過程の跛行性に由来することは、今や明らかであろう。

(18) A. P., I. s., t. 67, pp. 106 et s.; ラフロン・デュ・トゥルイエが、人権宣言の標題を権利・義務の宣言と改めるという動議を出したが、ロベスピエールが即座に反論し「義務」の語が人権宣言に掲げられることはなかった。

(19) A. P., I. s., t. 67, pp. 142 et s. 一七九三年憲法第一二二条は、憲法がすべてのフランス人に対して保障する諸権利として、平等、自由、安全、所有、公債、祭祀の自由な施行、普通教育、公的救済、出版の自由、請願権、民衆の結社に集会する権利、すべての人権の享有、を列挙していた。

第二節 一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴

一 人民投票による成立

一七九三年六月二四日に採択された一七九三年憲法は、一七九二年九月二一日のデクレの定めるところによって、人民投票に付されることになっていた。新憲法を採択した国民公会では、一七九三年六月二七日に第一次集会招集のデクレを発し、七月からフランスで初の人民投票が実施された。しかし、その施行形態は、当時の政治状況や民衆の憲法意識に起因する諸事情から、今日のそれとは相当異なるものであった。以下では、一七九三年の人民投票の実態を明らかにするとともに、フランス各地の第一次集会で示された修正意見の傾向を探ることによって、各地の憲法動向や当時の憲法状況を概観しておくことにする。⁽¹⁾

まず、人民投票の日程については、今日のような全国一斉の方法はとられず、地域による不統一、一定地域での大幅な遅延が認められた。これは、採択された憲法の各市町村への送達を各県に命じた六月二七日のデクレが、第一次集会招集の日程を確定していなかったことによる。⁽²⁾ このため、県内の全第一次集会が同じ日に投票した県はほとんどなく、最も早いパリ県では概ね一七九三年七月二・三日に投票が行われた。他の近郊諸県では七月七日に、大多数の県では、七月一四・二一日に投票が実施された。このほか、アルプス周辺の遠隔地では、八月四日あるい

は集計後の八月一日に実施され、内乱や戦争によって延期を余儀なくされたヴァンデラ四つの県では一七九三年一・一二月に実施された。⁽³⁾このような遅延は、内乱・戦争、遠隔等の事情のほか、行政庁の怠慢・無関心等によってもたらされた。

また、集会の場所については、六月二七日のデクレでカントンの首邑(Chef-lieu)と定められていた。しかし、人口の多い都市部では幾多のセクションへの分割が必要となり、農村部では首邑が遠いため、大部分は各市町村の教会等で第一次集会が開催された。⁽⁴⁾

有権者は、すでに一七九二年八月の国民公会選挙で確立されていた男子普通選挙制によって、僕婢等を除く成年男性市民とされた。しかし、実際には、旧来の能動的市民のみが投票したところもあり、また、選挙権のない女性や未成年者が相当数第一次集会に参集して票決にも加わっていた事実も認められた。⁽⁵⁾これは、多くの第一次集会で一括して賛否を問う方法がとられたためであり、人民投票の方法に問題があった。すなわち、当時の多くの場合、議長による憲法条文の朗読等の後に、討論も行われなまま熱狂のうちに憲法を承認するのがつねであった。大多数の第一次集会では、投票方法も確定されず、市町村長の点呼に依って大声で賛否の投票をすることが一般的でさえあった。⁽⁶⁾そのほか、第一次集会の定めに従って、あるいは、新憲法の規定のとおり本人の選択によって、大声でなく記入投票する場合もあった。また、個人別ではなく全会一致で憲法を承認する方法のほか、少数ながら、起立式や退出式の投票方法も認められた。

人民投票の結果については、六月二七日のデクレによって八月一〇日に公表されることが定められ、その集計を担当する六人委員会が七月九日のデクレに基づいて任命された。⁽⁷⁾今日のフランス憲法史学で一般に承認されている集計結果は、この委員会が八月二〇日に作成した表に、その後の補充分(一七九四年一月二〇日発表)を加算したものであり、次の表2のとおりである。⁽⁸⁾

表2 集計結果A

カントン総数	5,076
(集計結果を提出したカントン)	4,652
第一次集会総数	6,589
(未集計の集会)	305
投票者総数	1,813,528
賛成者総数	1,801,918
反対者総数	11,610

表3 集計結果B

県数	86
ディストリクト数	551
カントン数	4,751
(未集計のもの)	187
(投票数未提出のもの)	231
人口総数	27,823,896
投票総数	1,869,004
賛成票(条件無)	1,714,266
賛成票(条件付)	139,581
反対票	12,766
棄権票	1,326
無効票	1,065

(R. Baticle, Le Plébiscite sur la Constitution de 1793, La Révolution française, t, LVIII 1910, p. 145, hors texte, tableau <total général> による。)

このような集計結果からすれば、(未集計のカントンがなおも存在することから、それが必ずしも完全なものではないにせよ)第一次集会に参集した市民の九九パーセント以上が、新憲法に賛成の立場であることがわかる。また、その熱狂的な支持の背景には、共和国憲法の制定による共和国の確立や内戦終結等に対する期待がこめられていたことも理解できる。⁽⁹⁾しかし、人民投票の実態を知るためには、投票率や反対票の分布などを含めたさらに詳細な分析が必要である。この点では、上記の表2の数値とは異なっているが、多くの第一次史料をもとに人民投票の結果を詳細に検討したバティクルの表(表3 集計結果B)が参考になるであろう。彼によれば、一七九三年当時の人口約二八〇〇万人のうち、有権者は約六〇〇万人強であったとされる。投票者数を約一八〇万人として概算しても、投票率は、わずか三〇パーセント弱、バティクルによれば約四分の一強にすぎない。⁽¹⁰⁾この数値は、当時おける市民の政治的無関心を示すと同時に、内戦その他の物理的な障害を示すものである。さらに、彼の分析において注目すべき点に、反対票の地域的偏在の問題がある。すなわち、全体数としては全く取るに足らない数の反対票であるが、そ

の票が八六県のうち、西部・南西部の一六県に集中していること、とくに、ブルターニュ地方の四県で全反対票の四分の三を占めていることは注目に値する。⁽¹¹⁾その理由については、これらの諸県は最もモンターニュ派主導の国民公会に敵対していた県であり、民衆の憲法意識も高くはなく、しかも、カトリック信仰者が多いため一七九三年憲法の規定した信教の自由に対する反発が強かったこと、などが指摘される。

そのほか、バテイクルは、賛成票のなかにも条件付賛成が多数存在したことに注目してその修正意見の傾向を分析している。これらは、新憲法の適用に関係をもっており、また、本章ですでにみた国民公会における審議との関係でも、大変興味深いものである。

彼の分析によれば、まず、修正意見のなかで重要な位置を占めたものに、フェデラリストのそれがある。⁽¹²⁾それは、一七九三年憲法がジロンド派とフェデラリストの運動の拡大を阻止するために制定されたとすれば、この運動に好意的な第一次集会の対応が問題とならざるをえないからである。数値のうえでは、これらの修正意見は全投票者の二〇分の一にすぎないが、バス・アルプス県やジュラ県、ジロンド県その他の第一次集会では、実際に、フェデラリスムを支持し、ジロンド派議員の釈放や地方叛乱の容疑を受けた地方官吏の免罪、ジロンド派議員逮捕以後の法令の無効などを要求し続けていた。また、これらの要求をふまえて、新憲法の早期の施行と新立法府選挙を求めるもの、あるいは、現国民公会議員の再選禁止や新立法府・執行府からの現代表の排斥を求めるものなども、数多く存在した。これらは、いずれも、パリを中心とする現行の政府を排して、地方諸県の政府をおくという目的に出たものであり、モンターニュ派中心の国民公会やこれを支持するパリのコミューン、民衆協会への敵対を示していた。⁽¹³⁾また、一方で、君主制への回帰を求める修正意見も存在したが、それはきわめて少数(六カ所の第一次集会、三四五人の意見のみ)であり、共和政体については大多数のフランス人が承認していたことがわかる。

次に、人民投票で提示された修正意見を憲法の各規定との関係で分類すると、国民公会での審議に通じる興味深い傾向が認められる。まず、人権宣言については、ほとんどの修正が第二七条(主権篡奪者の処刑)と第三五条(蜂起権)に関するものであった。⁽¹⁵⁾これらはいずれも適用に際して危険を孕むものであり、第二七条についてはその廃棄や主権の用法の明確化が要求されていた。また、第三五条については、むしろ反フェデラリスムの立場から、この条文がヴァンデの蜂起等を承認することになるとして、廃棄が要求された。概して、人権規定については、自由を制限する方向での修正が目立ったといえる。

統治制度についての修正では、立法府に関するものが最も多く、国民公会での議論と同様、憲法第四三条の免責特権や国民陪審など議員の責任追及に関する問題が重視されていた。⁽¹⁶⁾ここでは、議員に特権を与えないために免責特権の廃止を要求するものも多く、国民公会で否決された国民陪審についてのエロー・ド・セジェル案を支持したカントンも少なからず存在した。また、法律事項について、国民公会で審議された宣戦布告のほか、陸海軍の創設や条約の批准等をも法律事項に加える修正意見が多く、七つの第一次集会では、宣戦布告を特別の人民投票で決することを要求していた。⁽¹⁷⁾さらに、立法の人民拒否(消極的レフェレンダム)の手続きについては、人民の拒否は容易には成立しない「幻想」であるとして、より積極的なレフェレンダムの手続きを求めるものも存在した。⁽¹⁸⁾このように、立法については人民の参加を拡大する方向での修正がほとんどであった。これに対して、執行府に関する修正は比較的少なく、人々の関心の薄さを示していたが、地方行政組織や行政区分については、国民公会でのジロンド・モンターニュ両派の対立と同様に多くの見解が提示された。⁽¹⁹⁾ここでは、ジロンド派にならって、大都市の分割やデイストリクトの廃止など、地方の利益に根差す修正が中心であった。その他、国民公会で議論された司法制度に関する問題や税制(累進税)に関する問題⁽²⁰⁾、さらには、公教育⁽²¹⁾、憲法改正⁽²²⁾、信教の自由⁽²³⁾、所有に関する問題⁽²⁴⁾などについて、国民公会での議論をふまえた重要な問題提起が行われていたことが指摘される。

以上のように、一七九三年憲法は、フランスで初の人民投票の結果、圧倒的多数の賛成によって成立し、一七九

三年八月一〇日の祭典で正式に公布された。しかし、一〇月一〇日に戦況の悪化や革命の危機を理由に革命政府が樹立されると、この憲法の施行延期が決定され、結局、適用されることなく終わった。

これについては、憲法成立時の政治状況、すなわち、人民投票の実態にも示された当時の民衆の政治的未成熟度あるいはフェデラリズムと結合した反革命勢力の存在などに憲法施行の否定的要因を見出して、この施行延期を正当化する見方も可能である。すでにみたようなジャコバン独裁との原理上の非両立性を別としても、実際、この憲法の民主的な諸原理が実施されるには、未だ機は熟していなかったともいえるであろう。

しかし、全体としては、この憲法の制定手続きに、初めて主権者たる人民が参加したことの意義は測り知れないものがある。パティクルは、最後に、人民投票の際に提示された修正意見が憲法施行後の実際の政策において生かされたことを指摘し、「一七九三年憲法は、真に人民のもので (populaire) 民主的な憲法であった」と結んでいる。⁽²⁶⁾ 彼が、二〇世紀の初頭に「この憲法は、なおもフランスのデモクラシーの理想形態であり続けている」と指摘したこの言葉は、憲法制定についての人民投票制度が定着した現在でも、その意味を失ってははいない。この憲法は、その憲法原理の内容において、なおも「最も民主的な憲法」の地位を占め続けているからである。そして、その民衆性 (popularité) は、憲法制定への人民の直接参加の経験のみならず、憲法制定時の憲法私案の質・量によっても、裏付けられる。では、次に、一七九三年の革命各派の憲法原理を検討する前に、当時の憲法私案の一般傾向についてみておくことにしよう。

(1) 一七九三年憲法の人民投票の実態は、二〇世紀前半の実証的な歴史学研究の成果によって明らかにされた。とくに、一九〇九—一〇年に『フランス革命』誌に連載されたルネ・パティクルの研究は、ここで検討する価値のある詳細なものである。⁽²⁷⁾ R. Baticle, “Le Plébiscite sur la Constitution de 1793,” *La Révolution française*, t. LVII, 1909, pp. 496-525;

t. LVIII, 1910, pp. 5-31, pp. 117-156, pp. 193-237, pp. 327-341, pp. 385-410 参照。

(2) 一七九三年六月二十七日のテクノンと通達の正文、およびこれに関する公安委員会の報告は、A. P., t. 1, s., t. 67, pp. 554 et s. 参照。

(3) R. Baticle, op. cit., *La Révolution française*, t. LVII, 1909, pp. 497 et s. 参照。八月に実施された県は、Basses-Alpes, Hautes-Alpes, Var 及びオート・ピレネーに実施されたのが、Bouches-du-Rhône, Pyrénées-Orientales, Deux-Sèvres, Vendée の四県である。このほか、Finistère 県の Brasparts には、一七九四年四月四日に実施されたことが知られている。

(4) *Ibid.*, pp. 504 et s.

(5) *Ibid.*, pp. 508 et s. 参照。Laon の集会では事務局が正式に女性票の受理を決定し、七月一四—一六日に計七四三人が投票した。また、Pontoise の第一次集会では、一五七人の女性市民と一六三人の未成年者が投票し、集計に加えられることが知られている (*ibid.*, p. 511)。

(6) *Ibid.*, t. LVIII, pp. 10 et s. もっとも、人民投票の方法について詳細に検討したパティクルは、このような状況において「概して、投票の自由は実現されていたことを指摘している」。

(7) *Ibid.*, pp. 129 et s.

(8) *Ibid.*, p. 132. 参照。Arch. nat., BII, I の資料に基づくこれらの数値は、フランス革命史や憲法史のテキストのなかで一般に用いられている。A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, p. 309; A. Mathiez, “La Constitution de 1793,” op. cit., p. 517; J. Godechot, op. cit., p. 286 など参照。

(9) R. Baticle, op. cit., t. LVIII, pp. 153 et s.

(10) *Ibid.*, pp. 145 et s. 参照。このほか、テラントルは、有権者約七〇〇万人に投票者一八六万八九二四人としており、この数値によれば、投票率は、約二六・七パーセントとなる。Deslandres, op. cit., t. 1, p. 289. 参照。

(11) R. Baticle, op. cit., t. LVIII, pp. 150 et s. 参照。四投票の多い四県ごとの票数は、各々 Finistère (4480), Morbihan

(1448), Cotes-du-Nord (1385), Mont-Terrible (1002) である。全体として、西部のブルターニュ、ノルマンディー地方や南西部のアヴェロン (Aveyron)、『シロンヌ』ローテ (Lot) 県に反対票が多い。

- (12) Ibid., pp. 193 et s.
- (13) Ibid., p. 211 参照。
- (14) Ibid., pp. 212-217 参照。
- (15) Ibid., pp. 220 et s.
- (16) Ibid., pp. 225 et s.
- (17) Ibid., pp. 230 et s.
- (18) Ibid., pp. 232 et s.
- (19) Ibid., pp. 327 et s.
- (20) Ibid., pp. 331 et s.
- (21) Ibid., pp. 334 et s. この問題に関する修正は、すべて財政についての人民の直接参加を認める傾向にあった。この点では、『シロンヌ』憲法草案のほうが民主的であったともいえる。
- (22) Ibid., pp. 337 et s.
- (23) Ibid., pp. 339 et s.
- (24) Ibid., pp. 385 et s.
- (25) Ibid., pp. 396 et s. 経済的問題、とりわけ所有に関する問題については、一七九三年三月七日の遺言の自由の廃止に関するデクレや一般最高価格法 (マキシム) の改廃を要求するものが相当数存在した。民衆は、革命の成果として所有の自由を手に入れた矢先、それを味わう間もなくその権利を奪われることを恐れて、所有権の確保に執着したのである。
- (26) 八月一〇日の祭典は、全第一次集会からの代表を集めて行われた。Ibid., p. 410.

二. 一七九三年の憲法私案の特徴

新憲法制定にあたって国民公会が憲法私案の公募を決定したとき、これに応じて国民公会に寄せられた草案の数は三〇〇以上にのぼった。⁽¹⁾ これらのうち、ロム草案、ロベスピエール草案、サン・ジュスト草案など主要な諸草案は国民公会の議場で起草者によって朗読されたが、他の議員の草案の多くは、朗読されることなく印刷に付されて議事録に掲載された。しかも、国民公会では、一七九三年四月にこれらの憲法草案の検討を任務として六人委員会が任命されたにもかかわらず、実際にはこれらを参照することなく、憲法委員会案 (シロンヌ憲法草案) がもつぱら審議の対象とされた。したがって、二〇世紀初頭に一七九三年憲法研究が盛んになるまでは、一般議員の草案はもとより、その他多数の無名の憲法私案はほとんど注目されることはなかった。しかし今日では、憲法私案についての実証的検討が行われた結果、(i) とりわけ平原派に属する議員の私案が多く、(ii) エペール派のクローツ、シャボラ一部の草案を除いては、概ね近似した傾向をもっていたこと、(iii) 成立した一七九三年憲法やシロンヌ憲法草案に劣らぬ民主的な内容をもつものが多く存在したこと、などが明らかにされている。⁽²⁾ また、一七九三年の憲法私案の全体的な傾向については、ゴドショによって次のようにまとめられている。⁽³⁾

(a) 人民主権に関する問題について、すべての草案が直接民主制は不可能であることを認めていた。しかし、大部分は、代表制を批判して、命令的委任あるいはレフェンダムによる修正に努めていた。

(b) 領土の分割に関して、いくつかの草案は、面積でなく人口に基づく修正を施す傾向にあった。あるものはカントンの市制あるいは大コミューンの設立、重要な都市の市制分割を提案し、その多くが、ディストリクトの廃止あるいは少なくともその数の削減を要求していた。

(c) コンドルセを含めて過半数の起草者が、第一次集会を基礎的な制度とみなしており、多くがその作用を詳細に検討していた。

(d) ほとんどすべての草案が普通選挙制を承認し、従僕および被雇の奉公人の排除について盛んに論じていた。ごく少数のものだけが、将来の不確かな見込みとしてではあるが、女性の選挙権の確立に好意的であり、暫定的には、女性の中の寡婦や三〇歳以上の未婚女性などの一定のカテゴリーの女性の投票に同意していた。

(e) 憲法制定国民議会で議論の多かつた権力分立については、全く触れられていなかった。憲法起草者たちは、一七九三年には、皆、権力の単一性を承認し、司法の機能は執行に属したため、執行と立法という二つの機能の存在を認めていたにすぎない。要するに、英国で機能していたような議会制に対する反対が示されていた。

(f) 草案の多くは、司法制度に特別の注意を払っていた。憲法制定国民議会によって創設された仲裁裁判所に満足の意を表明し、必要ならば民事裁判所を廃止してでもその拡張を望んでいた。いずれにせよ、裁判官の公選制の維持が要求されていた。いくつもの草案は、巡回破毀裁判官の一種として、善良な風俗の維持を監視し教育の確立を監督する権限を併せもった審査官の設立を提案していた。

(g) 多くの起草者たちは、実際、国民の教育を基本的な共和主義的制度の一つとみなしていた。しかし、とくに興味をもたれていたのは、無償が望まれ、しばしば農工業技術にも拡張される初等教育であった。

さて、以上のような憲法私案のうち、当時の革命各派を代表するコンドルセ草案やロベスピエール草案、サン＝ジユスト草案、アンラジェラの草案など主要なものについては後に検討するが、ここでは、とくに上記の傾向の(a) (人民主権・代表制)に関するものを中心に、その他の憲法私案の傾向を観ておくことが重要であろう。それは、他の(c)・(d)・(e)などは少なからずこの問題と関連をもっていただけでなく、通常一七九一年憲法との対比で問題とされる一七九三年憲法の人民主権原理が、一七九三年当時、一般的に採用されていた主権原理のなかでいかなる位置

をもっていたかを知るのに有益であると考えられるためである。このほか、(b)の領土の分割に関する問題は、一七九三年における中央集権主義とフェラリスムとの対立を知るうえで興味深い⁴⁾。

まず、憲法私案における人民主権について、憲法私案を網羅的に検討したF・ガリーは次のように指摘している。「革命期の人々、より正確には国民公会の人々は、当時の哲学とともに……国王の主権は正当性がないと考え、……すべての人間が主権者であることを望んだが、本来これは不可能であった。彼らは、正義と平等の要請を一旦して満たすようにみえた魅力的な理論をイメージした。主権は、市民の全体、すなわち、当時は同義語的な表現であった『国民』あるいは『人民』という法人格に帰属し、また帰属しなければならない。唯一の困難はこの主権を諸制度の中に実現することにある」と。実際、当時の憲法私案では、君主主権の否定から人民主権を導いていたにせよ、主権主体としての「国民」と「人民」の区別は明瞭ではなく、その主権の実現を實際の諸制度、すなわち、普通選挙制と結びつけた全市民による意思決定制度に求めているものが多い。一七九三年四月一七日に六人委員会(検討委員会)を代表して報告したロムの人権宣言草案では、「人民とは、社会的集団におけるすべての個人であり、国民とは、政治的集団のすべての構成員である」としつつ、主権は選挙人団、すなわち、身分および性別の区別なく、精神的、知的、肉体的発達が十分なすべての個人から成る政治的集団に帰属すべきことを明らかにした⁶⁾。ここでは、「国民だけが主権者である。」(第五条前段)、「国民は、いつでも、集会し、その主権を行使し、好きなように、かつ好きな時に、その政府を変更し修正する権利を有する」(第七条)として、主権者を「国民」と記していたにもかかわらず、それが今日の憲法学上の用法としての「国民(国籍保持者の総体)」ではなく、「人民(普通選挙権者の総体)」を意味していることがわかる。ロムの草案は、多くの矛盾を含んだ不十分な構想であったにせよ、一応、人民主権の立場を基礎として選挙人団が主権を直接行使しうる制度を構築しようとしていたと考えられる。

また、ドノー(Daunou)・デュラン＝マイヤンヌ、ブルティエ(Poultier)・ギュユマルル(Guyomard)・アルブイ(Albouis)

らの多数の草案も、その実現手段については不明瞭ではあるが、表面的には、人民主権を標榜していたようにみえる。⁽⁷⁾ 例えば、デュラン・マイヤンヌの人権宣言草案第四条は「主権は本質的に人民全体に属する。すべての諸権力はそこからみ出し、各市民はその設立に参加する権利をもつ」とし、彼は、「代表制においては、主権者が選挙によって権限を委ねた代表者によって主権が行使されるに過ぎないのであるから、各市民が主権を行使する権利をもつとはいえない」と述べていた。⁽⁸⁾ また、プルティエも、用語上の混同もあるにせよ、「人民は唯一の主権者である(第一章一条前段)」「人民はいかなる場合にもその主権を授けることはできない……(同第二章)」と述べ、代表制を認めることによって主権者であることを指摘していた。⁽⁹⁾ ギュヨマルも、女性選挙権の承認によって、普通選挙権者の総体と同視された主権者が第一次集会においてその主権を行使するという構想を明らかにしていた。⁽¹⁰⁾ アルプイも、「人民は唯一の正統な主権者である」(第一条)、「人民とは市民の総体である」(第二条)とし、一七九三年憲法にならって最高の目標を共同の幸福に求めていた。⁽¹¹⁾

これらの人民主権を標榜する多くの憲法私案について、ガリーは、これらが単に人民主権を承認するだけでなく、活動的で狂信的な信念によってそれを信じていたことを指摘する。さらに、一七九三年のすべての憲法私案には、矛盾といわれないまでも理論的な混乱があったこと(その主要な理由は、ルソーの社会契約論がそうであるように、個別意思の独立と一般意思の優越を同時に承認し正当化しようとしたところにある)、また、起草者が言及していると否にかかわらず、一七九三年の憲法私案はルソーの直接的な影響を受けていたこと、を結論的に指摘している。⁽¹²⁾

ところで、一七九三年の憲法私案の多くは人民主権を標榜していたが、人民がみずからその主権を行使しうるかどうかという問題が、また別に存在していた。ほとんどすべての草案が一七九一年憲法下の(純粹)代表制を排することを試みていたにせよ、直接制を構想したものはごくわずかであった。多くは、代表制(代議制)の必要性を承認したうえで、半代表制あるいは半直接制を構想するか、または、代表制に反発あるいはやむをえず容認しつつ、代

表者と被代表者の間に委任者と受任者の関係、すなわち、命令的委任関係を構想していた。

これらの憲法私案を、(a)代表制を積極的に支持するもの、(b)半代表制もしくは半直接制を導入するもの、(c)命令的委任制を導入するもの、という類型に分類すると、(b)が圧倒的に多数であったことがわかる。⁽¹³⁾ ガリーは、分析対象とした約四〇の憲法私案のなかで、ケルサン(Kersaint)、バンカル(Bancal)、アルマン(Harmand)などのほか、シャボやイギリス人ウィリアムス(Williams)の草案も加えた八篇を(a)に含めている。この類型に属するものは、コンドルセの草案が提出される以前に送られたものが多く、その他の(b)(c)に属するもの多くは、逆にコンドルセ草案の影響を受けていたことが推測できる。また、ガリーによれば、(c)には、ドノーやポンティエ、ギュヨマル、アルプイ、ロム、ウドなどのほか、後に検討するヴァルレら一二の草案が含まれる。この立場は、いざれも、主権は代表されえないというルソーの原理を基礎に、受任者に対して法案作成権のみを委ね、人民がこれをたえず監視し罷免しようとしていた。しかし、これらはいずれも原理の形式的な宣言に止まって具体的な手続きについては不明瞭なものが多く、また、いざれも、代表(受任者)の存在を認めていたため、(b)との区別は必ずしも明瞭ではなかった。⁽¹⁴⁾ この点では、最も明瞭な構想をもつヴァルレの草案を後に検討することは意味があるものと思われる。その他の多数の草案は、概ね(b)に分類することが可能である。この立場は、人民のレフェレンダムや人民拒否、人民発案などを導入しようとするもので、サン・ジュストやバレロン(Barillon)、ランベール(Lambert)、ブルジョワ(Bourgeois)など多くの草案にこの傾向が認められた。しかも、そのほとんどが第一次集会をこのような主権行使の場と考えており、法律についての必要的レフェレンダム(referendum obligatoire)を構想しているものも多い。憲法についてのレフェレンダムはほとんどすべての草案が認めていた。これらの多くは構成のうえでさまざまな矛盾点をもっていたため、主権原理の厳密な検討には必ずしもなじまないが、ここでは、ガリーの見解に従って「政治制度をその人民主権原理と一致させるために、真摯な努力が示された」⁽¹⁵⁾ものと解しておこう。とくに、すべての

法案を第一次集会において人民投票にかけるべきであったとしたバロン⁽¹⁶⁾やプルティエ⁽¹⁷⁾の草案や、必要的レフエレンダムとともに人民提案制を導入したブルジョワ⁽¹⁸⁾、さらにこれらの他に議員の罷免制度を強調したランベール⁽¹⁹⁾のそれなどは注目すべきものであろう。

最後に、フリディエフの研究によって、諸草案のなかで最も民主的なものと解されてきたものにジョン・オズワルド (John Oswald) の草案がある。この草案では、国民議会が存在するにせよ、それは補助的な法案作成機能を営むのみで、人民が完全に立法権を掌握するという構想が示されていた。⁽²⁰⁾

以上のように、一七九三年に提示された憲法私案の中には、それ自体検討に値する内容をもったものが多い。とくに、ジロンド草案の欠点を補いつつ、より民主的な諸制度の構築に努めたこれらの諸草案は、理論上も、今日の憲法学でいう「人民主権」原理に適合的な諸制度の検討にとって無視できないものである。しかし、本章ではその詳細には立ち入りず概観にとどめておくほかはない。ここでは、次章で検討する革命各派の憲法原理の背景をなした一七九三年憲法制定時の憲法状況、すなわち、一七九一年憲法と異なった主権原理や代表制原理を構想するために、人々が民主性と民衆性 (populaire) を競いながら三〇〇もの憲法私案を作成した、その状況が想像できれば十分だからである。

(1) これらの草案のうち約三分の一が印刷に付され、議事録の中に補遺として収録されるか、あるいは、仮綴じ本として国立図書館 (Bibliothèque Nationale, Le 449 Lb とくじ Le³⁷, Le³⁸)、国立古文書館 (Archives Nationales, AD, XVIII^e, N°256-262, N°256 t. I, N°257 t. II, N°258 t. III, N°260 t. V, N°261 t. VI) に所蔵されている。議事録の Annexes については A. P., I. s., t. 62, pp. 282 et s.; t. 63, pp. 236 et s.; pp. 583 et s.; t. 64, pp. 235 et s.; t. 67, pp. 176 et s. など参照。

(2) F. Galy, *La Notion de la constitution dans les projets de 1793, 1932*, thèse, pp. 33 et s.; M. Friedlief, *Les origines du referendum dans la Constitution de 1793, 1932*, pp. 241 et s. など参照。

(3) J. Godechot, *op. cit.*, pp. 279-180, フォンショが人民主権と記している主権原理については、憲法理論的には若干の留保が必要であることはいうまでもない。彼の著作では、注(2)のガリーの著作同様、今日の憲法学において問題とされている「国民主権」と「人民主権」との憲法原理上の区別について必ずしも厳密に検討されているわけではなく、代表制論との関係で、今日の憲法学で概念規定されている「人民主権」と解することが問題であるような草案もここには多く含まれている。本書では、後にその点に触れるにせよ、ここでは、諸草案が一七九一年憲法との対抗からあえて人民主権を標榜していたことを重視し、さらに、当時において人民主権として主張されていた諸制度や原理の内容を知るために、あえて、そのまま人民主権として概括的に記しておくことにする。

(4) 一七九一年憲法で確立された県・ディストリクター・カントン・市町村という地方制度について、一七九三年の憲法私案では、県やディストリクトの存続、大コミュニティの創設などが問題とされていた。地方行政の在り方については一般に関心の高さが示されていたが、とくに、パリのコミュニティ制度をめぐるジロンド派とモンターニュ派との対立は、すでにみた国民公会での憲法審議にも現れていた。これらの諸問題のうち、まず、県の維持については、ほとんどの草案がこれを支持していたのに対して、ディストリクトについては、見解の対立が存在していた。ジロンド派をはじめとする多数の草案は、ディストリクトの廃止に賛成していたが、モンターニュ憲法ではこれが維持されることになった。コミュニティについては、概してジロンド派は大都市制に反対であり、旧来の小分割制の維持に賛成であったといえる。F. Galy, *op. cit.*, pp. 71-82 参照。

(5) *Ibid.*, p. 51.

(6) *Ibid.*, pp. 54-56; A. P., I. s., t. 62, pp. 264 et s. 参照。

(7) F. Galy, *op. cit.*, pp. 49 et s. 参照。

(8) A. P., I. s., t. 62, pp. 420 et s.

- (9) A. P., 1. s., t. 63, pp. 200 et s.
- (10) P. Guyomar, *Le partisan de l'égalité politique entre les individus*, A. P., 1. s., t. 63, pp. 591 et s. 諸個人の政治的平等とくに両性の平等を強く主張したギュヨマールの草案については「前掲拙稿「フランス革命期における女性の権利」成城法学一七号九二頁以下を参照されたい。
- (11) A. P., 1. s., t. 67, pp. 176 et s.
- (12) F. Galy, *op. cit.*, pp. 68-69 参照。
- (13) *Ibid.*, pp. 83 et s.
- (14) *Ibid.*, pp. 91 et s. 例えば、アルプイの草案では、三篇にわたる論稿のなかに一八カ条の基本原理が掲げられていた。それによれば、市民の総体としての人民が唯一の正統な主権者であり(第一二条)、人民が常にみずから権力を行使することが不可能であることから代表が必要となる(第四条)が、代表が人民のためであるのに対して、人民は代表のためであるのではない。両者の間には権利・義務の相互性(reciprocité)は存在せず、人民がもつばら権利を、代表がもつばら履行義務を有すること(第五条)が定められた。また、国民代表は立法権あるいは執行権の行使を委ねられる(第六条)が、とくに立法については、人民に自由な草案作成権が与えられ(第一〇条)、人民が代表の作成したデクレ案を明示的もしくは黙示的に承認した場合のみ、法律となる(第一二条)とされた。ここでは、デクレ案の公示から三ヶ月後に人民の絶対多数が明示的に拒否をしないときは承認したものとされた(第一四条)ほか、立法代表が緊急事態宣言をした場合には例外的にデクレの施行が認められていた(第一五条)。この制度は、命令的委任制度よりむしろ、立法に ついての半直接制が採用されたものと考えるのが適当であろう。B. Albouy, *Principes constitutionnelles*, A. P., 1. s., t. 67, pp. 176-186.
- (15) F. Galy, *op. cit.*, p. 107.
- (16) F. Galy, *op. cit.*, p. 105; M. Friedtief, *op. cit.*, pp. 257 et s. バレロンの草案は「全二四章」総計七一五カ条からなる長大なものである。ここでは、第八章に市民の法律案承認・不承認および裁可についての規定がおかれ、すべての法案を人民の裁可に付するために、立法府はそれらを官報で伝達し(第八章第二条)、市民集会(第一次集会)で諾否が採決される(第三条)ことが定められていた。J.-F. Barillon, *Projet de Constitution*, A. P., 1. s., t. 67, pp. 187 et s. 参照。
- (17) プルティエの草案では、バレロンと同様に、立法府の権限は、委員会で発案・審議されたデクレ案を作成することにとどまり、法律議決権は人民の集会(セクション集会)に留保されていた。すなわち、セクション集会の多数決によって採決されたデクレのみが法律となり(第三章第一四条)、立法府がこれを公布する。また、満二一歳以上の全市民が公職の選挙権・被選挙権を有する他、各セクションごとに開催されるセクション集会は、憲法の承認・否認権、法律の発案権、戦争の承認権等をもち、主権行使の完全な内容をもつ(第三章第一二条)とされた。F. Poulhier, *Constitution populaire*, A. P., 1. s., t. 62, pp. 482 et s.; M. Friedtief, *op. cit.*, pp. 260 et s. 参照。
- (18) プルジョワの草案も、人権宣言を含む全四八二カ条からなる長大な憲法草案である。ここでは、満二一歳以上のフランス市民の政治的権利として、コミューンの集会での議決権、公職の選挙権、被選挙権(二五歳以上)、公権力行使への参加権が掲げられ(第一篇第一章第六条)、その主権行使の形態について詳細に定められた。主権は国民に存する(第一篇第一章第三条)として国民(nation)語も用いられていたが、人民の主権という用法も見出されるように、実際には、市民の総体即ち人民がその主体であった。フランス人民は国民議会によって提示された法案を議決するために立法集会をもち(第二篇第四章第一五条)、また、全市民は個人的な請願によって法律の発案権をもつ(同第一四条)。その請願が当該セクションで議決された場合にはそれは国会議会議に送付され、次の立法議会議に提出される(同第二六・二七条)ことが定められた。J. F. A. Bourgeois, *Plan de Constitution*, A. P., 1. s., t. 63, pp. 259 et s.; M. Friedtief, *op. cit.*, pp. 266-267. 参照。
- (19) ランベールの草案も、全一四篇四四五カ条からなるその壮大な構成において、プルジョワやバレロンの草案に劣らないものであった。他の多くの草案と同様に、普通選挙権を有する市民がコミューンの(「第一次」)集会で、憲法の承認や改廃、国民公会の召集、立法府に対する意見の表明等の権利をもつとされたほか、立法府の議員の個別的な罷免や全体的な解散、および公選の公職者の罷免を行う(第三篇第二章第二条、第五章第三条)ことが定められた。しかし、こ

の草案では、立法権は立法府に帰属され、人民の最終決定権は認められない他、人民主権を明示する主権規定も存在しなかった。一七九三年憲法のように、法律についての人民の決定権を確保しながら議員への罷免手続きを欠く草案と、このランペール草案のように、立法権を議会に委ねつつ議員の罷免や解散手続きを重視する構想とでは、いずれが民主的か、という問題が残るであろう。C. Lambert, *Plan de Constitution republicaine*, A. P., 1. s., t. 62, pp. 423 et s.; M. Frideff, *op. cit.*; pp. 267 et s. 参照。このほか、フリディエフの検討では、レフレンダムのかわりに人民の立法への介入を認めるものとして、ドゥブリ (Debry)、『キュセ (Cusse)』アルブイ等の草案が検討されているが、これらは、ガリーによって(c)に分類されていたものである。M. Frideff, *op. cit.*, pp. 272 et s. ドゥブリ、キュセの草案については、A. P., 1. s., t. 63, pp. 236 et s.; t. 63, pp. 599 et s. 参照。

(20) オズワルドの草案については、M. Frideff, *op. cit.*, pp. 255 et s. 参照。ガリーも、フリディエフと同様に、オズワルドの草案を、唯一直接制を採用したものと解しているが、実際には、すでにみたバレロンやブルティエの構想と類似しており、これらと質的に区別することは困難であると思われる。